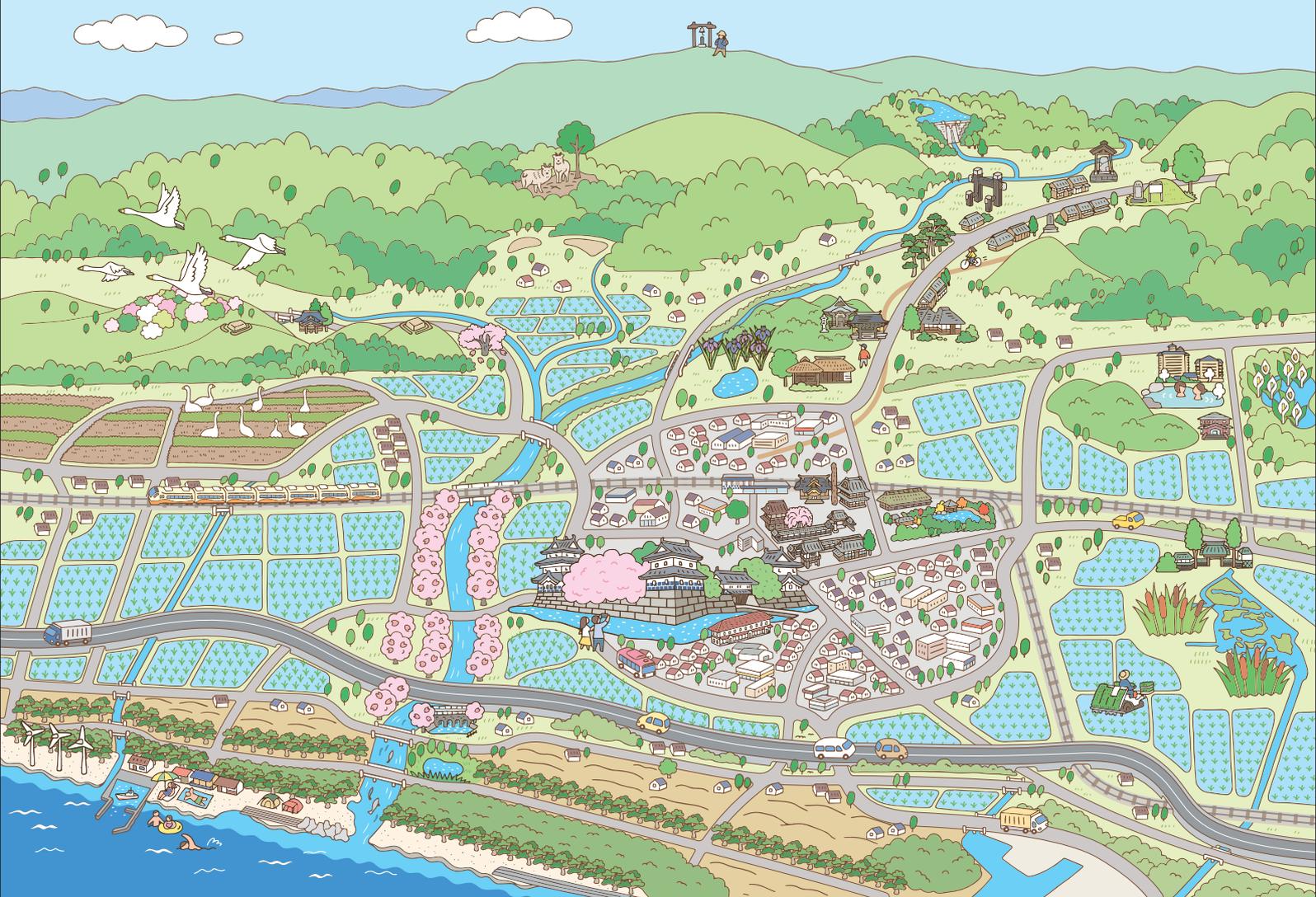


新発田市 文化財保存活用地域計画



令和5年7月

新発田市

はじめに

新発田市は、新潟県の北部に位置する人口約9万3千人の都市です。市域には多様な自然環境が見られ、個々の歴史的背景のもと豊かな歴史文化が育まれてきました。特に、溝口秀勝に始まる新発田藩時代の面影は今も各地に伝えられています。

また、当市は、米どころ新潟の中でも有数の穀倉地帯であり、瑞穂の広がる恵み豊かな平野は、かつては潟湖が点在し蒲^{がま}や葦^{よし}の生い茂る低湿地でしたが、江戸時代の干拓など大規模な新田開発により生産性を向上させてきました。一方で、頻発する水害に悩まされ、治水事業と土地改良が繰り返されてきた土地でもあります。今日の姿は、より良い暮らしを求めた先人たちの絶え間ない努力のうえに形作られたものなのです。

地域に残る文化財は、こうしたふるさとの歴史や風土、人びとの営みを物語るものであり、先人から渡されたかけがえのない宝であります。それらのバトンを未来へつないでいくことが私たちの責務であります。そのためには、単に保存を図るだけでなく、様々な手法での活用を通じて、より多くの市民が地域の歴史や文化を身近に感じ、郷土への愛着や誇りを醸成させていくことが最も重要なカギとなります。

市では、このたび、「新発田市文化財保存活用地域計画」を作成し、令和5年7月21日に国の認定を受けたところであります。

今後、本計画が将来像として掲げた「歴史文化が身近に感じられるまち」を目指し、地域住民や関係団体等と連携しながら、地域総がかりで、歴史文化・文化財の保存・活用に取り組んでまいります。

結びに、本計画の作成にあたり、ご尽力を賜りました新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会の伊野会長はじめ委員の皆様、ご助言・ご指導を賜りました新発田市文化財調査審議会、文化庁文化資源活用課、新潟県文化課の皆様、また、貴重なご意見をお寄せいただいた関係者並びに市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和5年7月

新発田市長 **二階堂 馨**



新発田市文化財保存活用地域計画 目次

序章

1	計画作成の背景と目的	1
2	計画の位置付け	3
3	関連計画	4
4	計画における文化財の範囲	12
5	計画期間	13
6	計画の進捗管理と評価の方法	13
7	作成の体制	14
8	作成の経過	15

第1章 新発田市の概要

1	自然的・地理的環境	19
2	社会的環境	24
3	歴史的環境	37

第2章 既往の調査と文化財の概要

1	これまでに実施した文化財に関する調査と成果	65
2	文化財の概要と特徴	74

第3章 歴史文化の特徴

1	歴史文化の背景 ～蒲の原から瑞穂の平野へ～	81
2	歴史文化の特徴	82

第4章 文化財の保存・活用に関する方針

	文化財の保存・活用に関する方針	89
1	文化財の保存・活用の現状	90
2	文化財の保存・活用の課題	100
3	文化財の保存・活用に関する方針	106

第5章 文化財の保存・活用に関する措置

基本方針1	魅力ある文化財を掘り起こすための継続的な把握調査	111
基本方針2	文化財の確実な保存と継承	113
基本方針3	連携による多面的活用と磨き上げによる魅力向上	116
基本方針4	市民挙げての文化財の保存・活用へ	119

第6章 関連文化財群

1	関連文化財群の設定の考え方	123
2	個別の関連文化財群	125

第7章 文化財の保存・活用の推進と災害時の連携体制

1	計画推進のための連携体制	145
2	計画推進のための連携体制を構成する組織・団体等とそれぞれの役割	146
3	災害時の連携体制	148

資 料

市内	指定等文化財 一覧	151
市内	指定等文化財 分布図	158

序 章

1 計画作成の背景と目的

(1) 背景

新発田市は、新潟平野の北部に位置しており、美しい海岸線と磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園など豊かな自然環境に恵まれ、加治川水系によって潤う肥沃な水田地帯が広がっている。

人々の営みは旧石器時代にさかのぼる。古代には沼垂郡、中世以後は蒲原郡に属し、各時代の遺跡も多い。中世には加地氏や新発田氏などの領主が勢力争いを繰り広げた。現在に続く町並みや集落が固定化するのには江戸時代のことで、市の中心市街地は、新発田藩初代藩主溝口秀勝による新発田城築城以来、江戸時代末期には10万石の城下町として栄えた。今なお城の石垣や櫓、足軽長屋などの文化財も残り、城下町の風情が認められる。

人口は昭和30(1955)年以降10万人程度で微増減したが、平成7(1995)年から減少傾向に転じ、令和12(2030)年には9万人を割るとの予測もある。年齢構成は高齢者の比率が年々上昇しており、少子高齢化が大きな課題である。

文化財の面においても、少子高齢化・人口減少や過疎化による保存・継承の担い手不足や貴重な文化財の滅失、散逸等への対策が喫緊の課題となっている。

一方で、地域主体の文化財の掘り起こしや、文化財を活用したまちづくりの気運が高まり、観光や都市計画などの関連計画でも、文化財は将来のまちづくりにおいて重要な要素としてあげられている。

この傾向は全国でも同様であり、国は平成31(2019)年に改正文化財保護法を施行し対策を講じた。具体的には、都道府県は文化財保存活用大綱を定めることができるとし、市町村はこの大綱を勘案し区域内の文化財の保存及び活用に関する総合的な文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁長官が認定する仕組みとなった。これを受けて、新潟県は翌令和2(2020)年3月31日付けで新潟県文化財保存活用大綱を定め、県内の文化財の保存と活用の基本的な方針を示した。

新発田市教育委員会では、歴史や文化に関する計画として平成12(2000)年3月に新発田市歴史的遺産活用基本計画を策定していた。だが、市町村合併前の計画のため編入された町村が対象に含まれていないことに加え、策定後20年以上が経過し社会情勢も大きく変化していること、対象とされる文化財の状況も変わっていること、さらには、市の各種計画等における位置付けが明確ではなかったことなどの課題があった。

これらのことから、現在の状況に対応し、市の施策にも対応した新たな計画を作成し、それに基づき、中長期的視点を持って、効果的に文化財の保存・活用を推進していくことが望まれていた。

(2) 目的

文化財は、先人の生きた証であり、地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない財産である。指定、未指定にかかわらず、私たちの周りには数多くの文化財が存在するが、ほとんどの市民は、普段の生活の中でそれを意識することも無く過ごしている。まちの景色や地域特有の伝承料理など一般に文化財と認識されていないものもある。

新潟県が令和元(2019)年度に策定した新潟県文化財保存活用大綱で「日々の生活の中に文化財がある新潟」を目指す将来像(基本理念)として掲げているように、まずは、地域の人が生活の中の文化財の存在に気づき、活用を通してその価値が発信され、自分たちの地域の宝であると認識し、さらに主体的に関わっていくようになることが望ましい。

このようなことから、新発田市では、こうしたふるさとを象徴する文化財の調査、保存、活用に関わる事業に、行政だけでなく一人でも多くの市民や地域、関係団体など多様な主体が参画・連携し、地域社会総がかりで、計画的に取り組むことを目的に、文化財保護法第183条の3に基づき、「新発田市文化財保存活用地域計画」を作成する。

この計画の推進を通じ、文化財を適切に保存して次世代に継承するだけでなく、より魅力あるものに磨き上げ、積極的に活用を行う。その結果、多くの市民が地域の歴史や文化を身近に感じ、郷土への愛着や誇りを醸成し、また、文化財の情報を広く発信することで、観光誘客や定住人口の増などを促して地域の活性化を図り、より良いまちづくりや将来に向けた人づくりを目指すものである。

なお、市の最上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」では、文化芸術・文化財に関する施策の基本方針として「歴史や文化、芸術が身近に感じられるまち」を掲げている。本計画ではこれを踏まえて「歴史文化が身近に感じられるまち」を将来像とし、その実現を目指す。

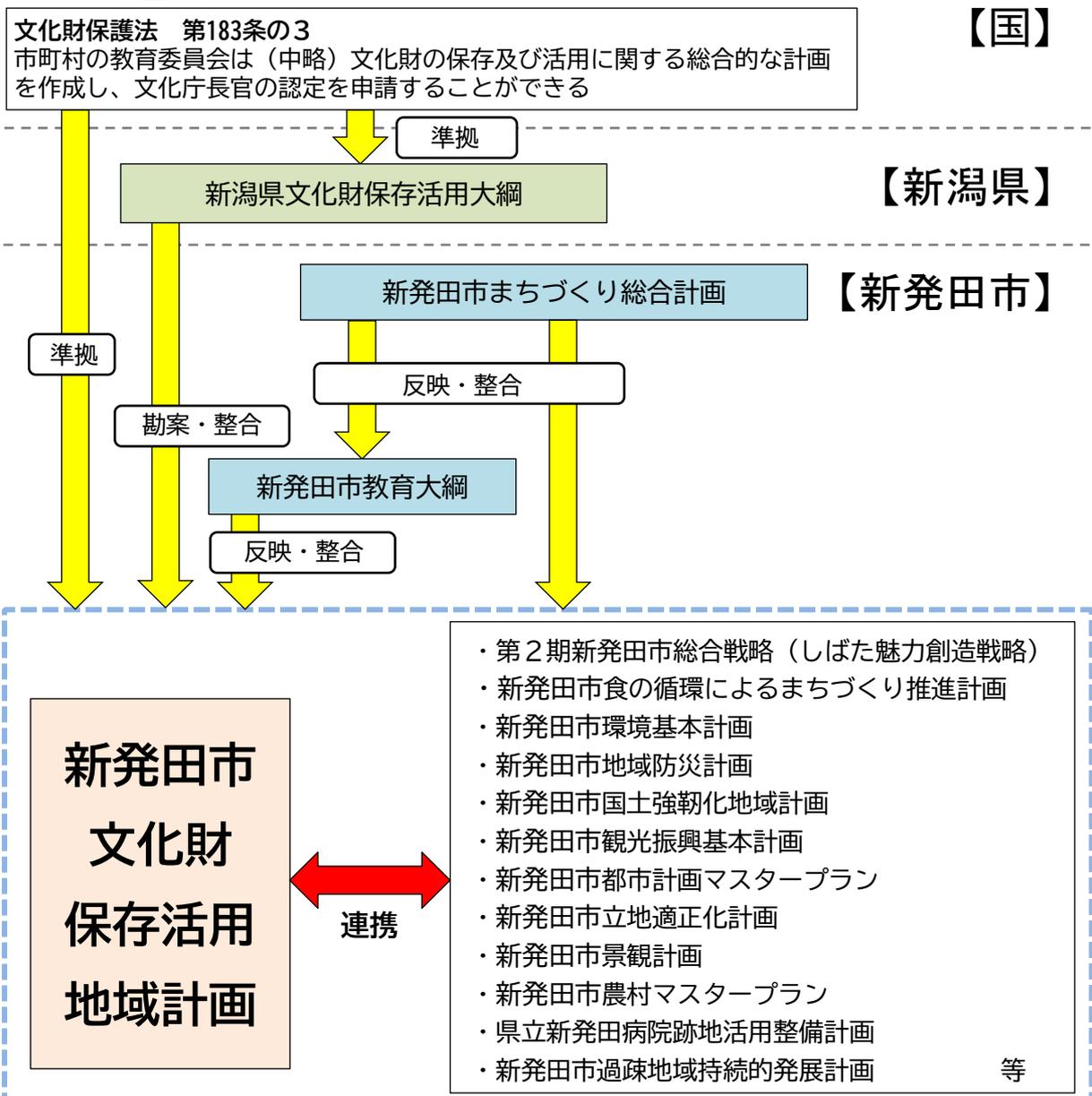
将来像 歴史文化が身近に感じられるまち

2 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3に規定する「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として位置付け、文化庁が示す「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」に則り、かつ新潟県が策定した「新潟県文化財保存活用大綱」を勘案しつつ作成する。

この計画は、市内に所在する文化財を指定・未指定に関わらず保存・活用する上で、目指す目標や方針を記載した基本計画（マスタープラン）であると同時に、具体的に取り組む内容を示した実施計画（アクションプラン）とする。

〈計画の位置付け〉



3 関連計画

(1) 新潟県文化財保存活用大綱

令和2年3月策定

目的	県内文化財の各種取組を進めていく上での共通の基盤となる、新潟県文化財保存活用大綱を策定する。
基本方針	将来像：「日々の生活の中に文化財がある新潟」 方向性：・文化財を適切に保存し、積極的な活用により文化財愛護精神とふるさとを愛する心の醸成を図る。 ・地域固有の文化財の魅力向上と発信により人々の関心を高め、個性的で活力あるまちづくりに寄与することで、文化財を未来に継承する。
措置	1 県の役割 ・広域に及ぶ文化財の調査 ・市町村の文化財行政への指導・助言・支援 2 県が実施している文化財の保存・活用等 ・保存のための調査と指定 ・文化財愛護精神の醸成等を目的とした活用・人材育成 ・国・県指定文化財の所有者等への支援 3 県が優先的に取り組む措置 ・文化財を未来に継承する人材の育成 ・景観とともに味わう文化財活用の強化 ・重点的に保存・活用を講じていく文化財 佐渡金銀山…世界文化遺産登録を果たすよう最重点 日本遺産「火焰型土器と雪国の文化」「荒海を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」 ヒスイ・トキなど本県固有の文化財
市町村への支援	1 市町村の役割と課題 役割：「地域の文化財は地域で守る」という基本理念のもと、地域に密着した行政機関として、文化財の保存・活用を推進する。 課題：保存・活用に向けた取組には、市町村間に温度差が生じている。 2 市町村が行う取組への県の支援 ・専門的人材の配置及び育成の支援 ・地域計画作成の支援 ・専門的見地から技術的支援
危機管理	1 文化財の保存・活用の現状と課題 2 文化財のリスクマネジメント 3 文化財レスキュー
推進体制	1 県における文化財の保存・活用の推進体制 2 関係機関との連携とネットワークの構築

(2) 市の上位計画

○新発田市まちづくり総合計画

令和2年3月策定（令和3年4月一部改正）

計画期間	令和2年度～令和9年度
概要	<p>「新発田市まちづくり総合計画」は、市のまちづくり全般に係る基本的な方針を示す市の最上位計画で、令和2年3月に策定された。</p> <p>計画では、まちづくりの理念や、将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」を示すとともに、その実現に向けて「健康長寿」・「少子化対策」・「産業振興」・「教育の充実」の4つの視点を掲げ、生活・環境、健康・医療・福祉、教育・文化、産業、市民活動・行政活動の5分野ごとに基本目標を設定している。また、基本目標は、施策を体系づけて、推進するための方針や展開を示している。歴史や文化、文化財に関する記述については、基本目標「3 教育・文化」及び施策「文化芸術・文化財」に、現状・課題・取組を示している。</p>
将来都市像	住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた
地域計画との関連箇所	<p>○基本方針「歴史や文化、芸術が身近に感じられるまち」</p> <p>市内の文化財等の適正な保存と活用を図り、歴史や文化の魅力を発信し、郷土への理解と関心を深めてもらうとともに、文化芸術を身近に感じられるまちを目指す。また、文化芸術の拠点化を図り、市民の文化芸術活動の発表の場と文化芸術に触れる機会の充実に努める。</p>

○新発田市教育大綱

令和2年3月策定

計画期間	令和2年度～令和9年度
概要	<p>「新発田市教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき定めるもので、上位計画である新発田市まちづくり総合計画の教育に関する基本目標及び施策の内容を踏まえ、「基本目標」と「基本方針」で構成される。</p>
地域計画との関連箇所	<p><基本目標></p> <p>生涯にわたる市民の学びの意欲に応えるとともに、歴史資料や文化財等の適切な保存・活用や芸術に触れる機会の充実に努め、文化芸術の振興を図る。</p> <p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の文化財等の適正な保存と活用を図る。 ・歴史や文化の魅力を発信し、郷土への理解と関心を深めてもらうとともに、文化芸術を身近に感じられるまちを目指す。

(3) 市の関連計画

○第2期新発田市総合戦略（しばた魅力創造戦略）

令和2年3月策定

計画期間	令和2年度～令和5年度
概要	「新発田市総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定された、人口減少対策や地方創生の実現に向けた計画である。市の様々な素材や資源を活かして魅力を作り、地域の誇りとして育み、その魅力を子どもたちの未来のためにつないでいくことをコンセプトにしている。
地域計画との関連箇所	<p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の伝統、文化、歴史等を発信するとともに、活力あるコミュニティの育成を行う。 ・地域の特色を活かした学習等の推進や講座への参加を促進し、子どもたちが地域の特色や歴史・文化を学ぶ機会を創出し、ふるさとへの愛着と誇りを育む。 ・文化財や民俗芸能の修繕・保存のための経費の補助や活動支援を行い、その保存・継承、後継者育成を推進する。 ・関係機関と連携し、新発田の歴史・文化を学び、継承するための仕組みづくりや環境整備を行う。

○新発田市食の循環によるまちづくり推進計画

令和3年3月策定

計画期間	令和3年度～令和6年度
概要	<p>「食の循環によるまちづくり推進計画」は、市民・事業者及び市が一体となって、食品残渣をたい肥に利用して安全な農産物の生産に結び付ける「食のサイクル」の推進と、それを通じたまちづくりを目指した計画である。</p> <p>歴史文化に関しては、基本的施策の「3 教育及び伝承」で、食文化継承の現状と課題、取組の方向性などについて述べている。</p>
地域計画との関連箇所	食生活改善推進委員協議会は、伝承料理等の食文化を継承するための情報の提供や知識の普及を行う。

○新発田市環境基本計画（第2次）

平成28年4月策定（令和4年6月一部改定）

計画期間	平成28年度～令和7年度
概要	<p>「新発田市環境基本計画」は、当市の環境保全に関する総合的な指針である新発田市環境基本条例に基づき策定されたものである。</p> <p>計画では市民の環境を「自然環境」「快適環境」「生活環境」「地球環境」の4つに区分し、「快適環境」において、自然と文化財を「市民に親しみと落ち着いた生活空間をもたらすもの」としている。</p>
地域計画との関連箇所	<p>2 快適環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 望ましい環境像 <p>歴史的建造物等の文化財・史跡や街並みは、市民に親しみやすい落ち着いた生活空間をもたらすものであり、これらの保全や整備に加え、積極的に活用することで、より質の高い快適環境を創出することが望まれる。</p>

○新発田市地域防災計画

令和4年5月修正

計画期間	－
概 要	「新発田市地域防災計画」は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対応するため、災害対策基本法の規定に基づき新発田市防災会議が策定したものである。市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興計画を実施するとともに、地域防災対策を推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
地域計画との関連箇所	第29節 文化財応急対策 1 計画の方針 (1) 基本方針 災害発生時において、文化財所有者をはじめとする関係機関等は、文化財を保護し、文化財としての価値がより失われないように必要な措置を講じる。

○新発田市国土強靱化地域計画

令和3年2月策定

計画期間	令和2年度～令和6年度
概 要	「新発田市国土強靱化地域計画」は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定されたもので、本市における国土強靱化に関し、新発田市まちづくり総合計画との整合・調和を保ちながら、分野ごとに計画を示すものである。
地域計画との関連箇所	8 文化財等の耐震化等の促進 ・大規模災害時における被害を軽減し文化財等の確実な継承を図るため、文化財所有者及び管理者に対して、文化財等の適正な維持管理のため、耐震化や防火設備の整備等を促進する必要がある。 ・大規模災害時においても文化財の適正な保存・活用が図られるよう、文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」を策定し、文化財等の適正な保存を促進する必要がある。

○第2期 新発田市観光振興基本計画

令和3年8月改定

計画期間	令和3年度～令和10年度
概 要	「第2期 新発田市観光振興基本計画」は、新発田市まちづくり総合計画の観光関連事業を実現するための基本計画として策定されたものであり、第1期計画で示した「城下町を極める」「温泉を活かす」「食を活かす」「山から海までを活かす」「力強いしくみをつくる」の5つの重点施策に加え、地域資源の掘り起こしと磨き上げによる利活用をはじめ、それに携わる人材の養成や事業関係者・関連団体・行政等の連携体制の構築などについて、基本的な考え方と戦略を明確に示したものである。
地域計画との関連箇所	・豊富な歴史的資源（史跡、建造物、人物、庭園など）を巡る「まち歩きツアー」等の企画及び実施

地域計画との関連箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蔵春閣など新たな観光資源を活かした歴史ロード等の整備 ・ 歴史的な街並みの保存とまち歩きスポット等の整備 ・ 歴史資源、人文資源、民俗文化財等の新しい素材を活かした観光商品（庭園街道、ツーリズム等）の企画 ・ 歴史的建造物を活用した MICE（企業のミーティングやセミナー、国際会議、展示会、見本市、イベント等）の推進
------------	--

○新発田市都市計画マスタープラン

令和4年3月改定

計画期間	令和4年度～令和18年度
概 要	<p>「新発田市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2の規定に基づき策定された都市計画に関する基本的な方針で、市全域を対象とし、概ね20年後の都市の姿を見据え、計画目標年次を令和18(2036)年度とする。</p> <p>都市づくりの将来像を「安心安全で持続可能な魅力ある都市」と設定し、「①コンパクトで暮らしやすいまちづくり」、「②人口減少や高齢化を見据えた持続可能なまちづくり」、「③市民が安心安全に暮らすことのできるまちづくり」、「④地域資源を保全・活用したうるおいと魅力・活力のあるまちづくり」の4項目を掲げて、④に「城下町の歴史・文化をはじめとした本市の持つ豊富な地域資源を活用し、地域の魅力を高めます」とする。</p>
地域計画との関連箇所	<p>○土地利用の方針</p> <p>「歴史・文化的資源の保全・活用による市街地の個性・魅力の創出」</p> <p>歴史・文化的資源の集中する地区では、建築物の意匠、形態の調和や敷地内の緑化など、より歴史的街なみに配慮した整備を促進する。歴史・文化的資源と周辺住宅地とが調和した良好な住環境を維持する。新発田城周辺の整備や、歴史資源の保全・活用により、本市の魅力向上を図る。</p> <p>○道路の方針</p> <p>「回遊性を向上する歩行空間の形成」</p> <p>市街地内では、既存の水路や歴史資源を活用した「水のみち」や「歴史のみち」の整備を推進し、市街地内のうるおいを創出することで回遊性の向上を図る。</p> <p>○景観の方針</p> <p>「歴史景観の保全・活用」</p> <p>新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域の歴史的街なみの保全と活用を図り、都市の魅力を上向きさせる。特に、寺町・清水谷地区及び市街地中心部の新発田川及びその周辺（水のみち地区）での修景整備を促進する。新発田城址公園から寺町を経て清水園に至る南北の軸は、城下町としての骨格が現在も色濃く残る場所で、景観上最も重要な道路のひとつに位置付けられることから、歴史景観重要道路として歴史的景観の形成を図る。その周辺の城下町の面影が残る街路は、回遊道として将来的に景観形成を図る。市民文化会館や郵便局などの公共施設等が集積する地区は、新発田城周辺区域と寺町・清水谷周辺区域の連続性を持たせるため、城下町の風情が感じられる街なみを創出する。新発田城周辺区域と寺町・清水谷周辺区域に近接する大手町や</p>

<p>地域計画との関連箇所</p>	<p>御幸町などの地区のほか、五十公野地区、米倉地区、山内地区、上赤谷地区、菅谷地区などでは歴史が残る街なみ、山なみ等の自然が調和した景観を保全するとともに、歴史的資源を活用し魅力ある街なみを創出する。</p> <p>「市街地景観の整備」</p> <p>歴史景観を保全・活用する地区を取り囲む市街地は、歴史的街なみを際立たせ、かつ、人々の暮らしの場として、落ち着きと統一感ある街なみを保全・創出する。</p> <p>新発田駅前から商店街が形成される主要地方道新発田停車場線沿道は、本市の顔として、また本市の中心商業地として、城下町の歴史を感じさせるとともに賑わいある街なみを創出する。</p>
-------------------	--

○新発田市立地適正化計画

令和4年3月改定

<p>計画期間</p>	<p>平成28年度～令和18年度</p>
<p>概要</p>	<p>「新発田市立地適正化計画」は、都市再生特別措置法に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めるもので、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされている。</p> <p>人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能な都市を実現するため、一定の人口密度を維持し、生活サービス機能の適切な立地を図るための方針や区域（誘導区域）を設定し、立地の誘導を図るために講じる施策等を示すものである。</p> <p>対象区域は、都市計画区域全域（10,669ha）で、市域全体の約2割を占め、概ね20年後の都市のすがたを見据えて策定している。</p> <p>「立地適正化計画の3つの方向性」として、「【1】コンパクトなまちづくりの継続」、「【2】新発田市街地における都市サービス機能の維持・充実」、「【3】周辺の地域拠点における生活環境の維持とネットワーク強化」の3項目を掲げており、【2】において、新発田城や清水園などの歴史的・文化的資源の活用について言及している。</p>
<p>地域計画との関連箇所</p>	<p>○立地適正化計画の3つの方向性</p> <p>「新発田市街地における都市サービス機能の維持・充実」</p> <p>新発田市街地では、都市サービスの提供を今後も継続していくため、高密度な人口の維持を図るとともに、都市機能施設等の立地と新発田城や清水園などの歴史的・文化的資源及びネットワークの活用による賑わいの創出により、都市の拠点としての更なる充実と向上を図る。</p>

○新発田市景観計画

平成20年7月策定（平成24年2月変更）

<p>計画期間</p>	<p>平成20年度～</p>
<p>概要</p>	<p>「新発田市景観計画」は、平成16(2004)年6月に竣工した新発田城三階櫓と辰巳櫓の復元をきっかけに、景観活動を行う市民団体が増えるなど景観への関心の高まりを背景に、長期的な展望にたって、市民みんなの協働でより良い景観形成を推進するための基本計画として策定された。</p> <p>本計画は、市の歴史、文化、自然等により育まれた新発田らしい景観を、より魅力的で愛着と誇りの持てるものとして次世代へ継承することを</p>

概 要	<p>目指している。全市民が一緒になりまちづくりを進める観点から、景観計画区域は「新発田市全域」とし、エリア毎に「良好な景観を形成するための基本方針」及び「行為の制限」を設定し、市民共創の景観まちづくりの推進に取り組んでいる。</p>
地域計画との関連箇所	<p>■新発田市の景観の特徴</p> <p>市の景観は、城下町四百年の歴史に育まれた「歴史的景観」と「自然環境」が中心となり、これが新発田らしさを演出している。</p> <p>【歴史的景観】</p> <p>三階櫓や辰巳櫓が復元され、シンボル性が高まった新発田城や、市街地に点在する清水園、足軽長屋、寺社など、さらに豪農の館「市島邸」や五十公野地区を含めた会津街道沿線などに残る歴史を感じさせる建造物により構成される。</p> <p>■景観形成に向けたコンセプト</p> <p>市を特徴づける魅力あふれる景観は、人々の生活とともに、地域の歴史・伝統文化や自然環境により育まれた「新発田市の財産」であり、これらの景観をより良い形で後世に伝えていく。</p> <p>【コンセプト】</p> <p>城下町の歴史文化と豊かな自然を守り、活かし、創る市民共創の景観まちづくり</p>

○新発田市農村マスタープラン

平成28年8月改定

計画期間	平成28年度～令和5年度
概 要	<p>「新発田市農村マスタープラン」は、健全な農業の展開と市政発展を図るため、農村地域における「生産」「自然」「生活」の観点から、都市形成との関わりの中で現在を検証し、農業と農村の将来像を描くことを目的として策定された。</p> <p>農村地域には、約4割の市民が居住し、農用地も市の総面積の約23%を占め、市の重要な役割を担う。このため、新潟県有数の穀倉地帯として栄えてきた当市の農業と農村の持続的発展が期待されている。</p>
地域計画との関連箇所	<p>【米倉地区】</p> <p>豊かな自然と歴史資源の融合による自然景観の保全</p> <p>自然 本地区を縦断する旧会津街道や歴史遺産などの豊富な資源と、白ヶ森などの自然環境を活かした取組を進める。</p> <p>都市住民との交流促進と伝統文化の伝承</p> <p>生活 有機の里交流センターやふれあい農園の活用による都市住民との交流を推進します。また、地域コミュニティの活動を通して米倉太鼓など伝統文化の継承を図る。</p> <p>【加治川地区】</p> <p>自然景観と農村環境の保全</p> <p>自然 地区の象徴である楡形山脈や大峰山、椽平桜樹林などの豊かな自然景観は貴重な観光資源であり、財産である。今後も地区</p>

<p>地域計画との関連箇所</p>	<p>全体との調和を図りながら農村環境、自然景観の保全に努めることとする。</p> <p>豊かな自然景観と農村交流を活かした地域づくり</p> <p>生活 地区に存在する楡形山脈や大峰山、椽平桜樹林、加治川の桜堤には気軽に自然とのふれあいを楽しめる場として、市内外から多くの人々が訪れている。これからも豊かな自然景観を活用し、ふれあい交流施設である桜館の利用促進による市街地と農村との交流をさらに深め、活力のある地域づくりを推進する。</p>
-------------------	---

○県立新発田病院跡地活用整備計画

平成22年8月策定

<p>計画期間</p>	<p>平成22年度～</p>
<p>概要</p>	<p>「県立新発田病院跡地活用整備計画」は、新発田駅前に移転した県立新発田病院の跡地について、同所が市の中心部に位置し、まちづくりに重要な場所であることから、市民が活用できる整備を行うために策定された。</p> <p>対象地区は、県立新発田病院跡地のほか、特別養護老人ホーム二の丸、下越広域伝染病舎の敷地を含む約3.3ha（新発田市大手町4丁目及び6丁目地内）とした。</p> <p>この場所は、新発田城跡に位置し、新発田城址公園に隣接する歴史的なシンボル地区で、多くの市民や来訪者が集っている。このことから、「歴史・文化」「賑わい」をコンセプトに、市民の文化活動や観光等をテーマとした交流の拠点としての空間創出を図る。さらに、市民が憩いや安らぎを感じる環境形成が求められるとともに、市街地内の貴重な広場として、災害時の安全性を担保する役割も求められている。このことから、「憩い・安らぎ」「安全・安心」をコンセプトに、公園機能、防災機能の向上に資する整備を行うこととしている。</p>
<p>地域計画との関連箇所</p>	<p>歴史・文化・生涯学習の拠点ゾーン</p> <p>新発田城址公園に隣接する、新発田城の「帯郭」に相当するゾーンについては、「歴史・文化の拠点」として新発田城の景観と調和した整備を行うとともに、優れた歴史資源に立脚した市民活動を促す観点から「生涯学習の拠点」として位置づけ、往時の歴史を偲ばせる新発田市のシンボリックなゾーンとして整備を行う。</p>

○新発田市過疎地域持続的発展計画

令和5年1月策定

<p>計画期間</p>	<p>令和4年度～令和7年度</p>
<p>概要</p>	<p>「新発田市過疎地域持続的発展計画」は、令和2(2020)年の国勢調査結果により、令和4(2022)年4月1日付で当市が過疎地域（一部過疎）に指定されたため「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域における持続的発展を実現するため策定した計画である。</p>
<p>地域計画との関連箇所</p>	<p>「大峰山椽平山桜環境整備活動」など、加治川地域で地域づくり活動を行う団体を支援し、地域文化の振興を図る。</p>

4 計画における文化財の範囲

本計画書において保存と活用を図るべき「文化財」は、以下の考え方による範囲を対象とする。

文化財保護法で定義される「文化財」は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群のいわゆる6類型に区分される。本計画ではこれらに文化財の保存技術と埋蔵文化財の2つを加えた8種類を扱う。これらのうち、重要なものは国や県、市が指定や選定、選択、登録、周知（以下「指定等」とする。）することで保護が図られてきた。また、指定等に至ってはいないが、価値の認められる建造物や民俗芸能のほか、民話（民俗文化財）、地域特有の伝承料理や伝統漁法（民俗文化財）、まちや里山の景色（文化的景観）など、一般に文化財とはあまり認識されていないものも多数存在する。

こうしたことから、本計画では、指定等がなされているか否かに関わらず、また、一般に文化財との認識がなされているか否かを問わず、新発田の先人たちの生きてきた証（あかし）であり、地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない財産であって、上記8種類のいずれかに分類され得るものは、この計画における「文化財」とする。

新発田市文化財保存活用地域計画における文化財の範囲



5 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」の計画期間が8年間であることから、その計画期間にあわせて、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間とする。上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」の内容変更により本計画と不整合が生じた場合や、文化財を取り巻く社会的な要因の変化や調査・整備等の進展、財政状況、また、計画に記載した措置等の取組の進捗状況等を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとする。事業計画の改訂が軽微な変更となる場合は、新潟県を通じて文化庁へ情報提供を行うとともに、計画期間の変更、文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更、地域計画の実施に支障のある変更が生じる場合は、変更の認定を文化庁へ申請することとする。

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17			
まちづくり総合計画	計画策定	基本構想・基本計画(8年)																		
				見直し検討	基本構想・基本計画(8年)															
								見直し検討	基本構想・基本計画(8年)											
																		見直し検討		
文化財保存活用地域計画		計画作成			調整・認定申請	文化財保存活用地域計画(8年)第1次計画														
														見直し検討	第2次計画					

6 計画の進捗管理と評価の方法

地域計画の確実な実施のため、適切に進捗管理と自己評価を行うとともに、次期計画にむけて、計画期間終了の2年前から関係者と評価及び見直し検討を行い、その結果を次期地域計画へ反映させることとする。

進捗管理については、各種取組のうち、重要業績評価指標(KPI)が設定できるものについては、開始年度当初に指標を設定して進捗管理を行うこととする。それらの結果を自己評価するとともに、PDCAのサイクルを取り入れ進捗管理にも繋げることとする。

※PDCA…Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善という循環型の改善手法

7 作成の体制

地域計画は、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他、新発田市教育委員会が必要と認める者及び行政関係者で構成する新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会で検討を行った。また、歴史・古文書、民俗、考古、美術・工芸、建造物の学識経験ある者で構成される新発田市文化財調査審議会からも意見聴取を行った。

新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会の構成

No.	氏名	所属・役職等	備考
1	鶴巻 勝則	新発田市教育委員会 教育次長	令和3・4年度
	伊藤 純一	同上	令和2年度
2	茂野 由美子	新潟県観光文化スポーツ部文化課 課長	令和4年度
	澁谷 有子	新潟県教育庁文化行政課 課長	令和3年度
	佐藤 美由紀	同上	令和2年度
3	相澤 祐助	新発田市小学校校長会 会長	令和4年度
	藤井 聡	同上	令和2・3年度
4	伊野 義博	新潟大学 名誉教授	会長
5	坂井 秀弥	奈良大学 名誉教授	
6	佐藤 榮征	新発田市文化財調査審議会 委員長	副会長
7	宮崎 芳春	新発田市文化財調査審議会 副委員長	
8	大沼 長栄	新発田市文化財調査審議会 委員	
9	時田 一雄	新発田市文化財調査審議会 委員	
10	佐藤 隆男	(一財)北方文化博物館 清水園 園長	
11	中村 明	新発田市自治会連合会 理事	令和4年度
	片桐 隆	新発田市自治会連合会 会長	令和2～4年度
12	小竹 英之	(一社)新発田市観光協会 副理事長	令和3・4年度
	高澤 誠太郎	(一社)新発田市観光協会 専務理事	令和2・3年度
13	高澤 健爾	新発田商工会議所 専務理事	

新発田市文化財調査審議会の構成

No.	氏 名	専 門 分 野	所 属 ・ 役 職 等	備 考
1	伊藤 喜行	歴史	新発田郷土研究会 会員	
2	大沼 長栄	歴史・古文書	新発田古文書解読研修会 会員	
3	佐藤 榮征	歴史・古文書	新発田郷土研究会 会員	委員長
4	鈴木 耕一	歴史・古文書	紫雲寺古文書に親しむ会 会長	
5	時田 一雄	建造物	元 短期大学校教授	
6	松川 滋子	美術・工芸	工芸作家	
7	宮崎 芳春	民俗・考古	新発田郷土研究会 会員	副委員長
8	若林 泰子	美術	市内美術協会会員	

(令和4年4月1日現在)

8 作成の経過

令和2(2020)年7月31日に第1回新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会を開催して以降、同協議会を10回、新発田市文化財調査審議会を6回開催した。

年 月 日	内 容
令和2年度	7月31日 第1回 新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会 ・地域計画作成の経緯と目的 ・計画内容と目次案 ・作成方針と年次計画 ・今年度スケジュール ・ワークショップの開催について
	11月16日 未指定文化財調査 (11/16～R3/1/15)
	12月21日 未指定文化財調査(追加調査) (12/21～R3/2/19)
	12月23日 第2回 新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会 <報告事項> ・文化財の調査について(中間報告) ・ワークショップについて ・庁内ワーキンググループ会議について <協議事項> ・地域計画 第1章(案)について
1月21日 第1回 庁内ワーキンググループ会議 ・令和2年度の取組について ・新発田市の他の計画との整合について	

年 月 日		内 容
令和 2 年度	3月29日	第3回 新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会 <報告事項> ・地域の文化財に係るアンケート結果 ・庁内ワーキンググループ会議について <協議事項> ・今後のスケジュール（案）について ・ワークショップについて ・文化財保存活用地域計画（案）について
	5月24日	第1回 新発田市文化財調査審議会 ・新発田市文化財保存活用地域計画について
令和 3 年度	7月10日	第1回 市民ワークショップ ・新発田市文化財保存活用地域計画の作成について ・新潟県文化財保存活用大綱について ・新発田の歴史と文化について ・新発田市の指定文化財について ・ワークショップ
	7月28日	第1回 新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会 <報告事項> ・現在の進捗状況と今後のスケジュールについて ・市内における地域の文化財に関する調査の結果について ・ワークショップ「あなたの考える新発田らしさと文化財」について <協議事項> ・新発田市文化財保存活用地域計画 序章～第4章（案）について
	8月10日	第1回 庁内ワーキンググループ会議 ・庁内ワーキンググループについて ・進捗状況について ・今後の作業のお願い
	10月16日	第2回 市民ワークショップ ・前回の振り返り ・ワークショップ ・グループ発表とまとめ
	10月26日	第2回 新発田市文化財調査審議会 ・新発田市文化財保存活用地域計画の進捗状況について
	11月11日	第2回 庁内ワーキンググループ会議（書面） ・第4章 文化財の保存・活用に関する方針（案）について
	12月23日	第2回 新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会 <報告事項> ・第2回ワークショップ「あなたの考える新発田らしさと文化財」の結果について <協議事項> ・新発田市文化財保存活用地域計画 序章～第4章（案）について ・今後のスケジュールについて
	1月24日	第3回 新発田市文化財調査審議会 ・新発田市文化財保存活用地域計画について
	1月25日	関係団体ヒアリング調査
	1月26日	関係団体ヒアリング調査

年 月 日	内 容
令和3年度	2月3日 第3回 庁内ワーキンググループ会議 ・進捗状況等について ・第5章 文化財の保存・活用に関する措置について ・今後の作業内容のお願いについて
	2月24日 関係団体ヒアリング調査(書面)
	3月14日 第3回 新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会(書面) <報告事項> ・関係団体ヒアリングの実施について <協議事項> ・新発田市文化財保存活用地域計画(案)について ・第5章 文化財の保存・活用に関する措置の概要(案)について
令和4年度	5月25日 第1回 新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会 <報告事項> ・新発田市文化財保存活用地域計画作成に向けた関係団体ヒアリング調査の報告について <協議事項> ・新発田市文化財保存活用地域計画 序章～第4章(案)について ・新発田市文化財保存活用地域計画 第5章(案)について ・新発田市文化財保存活用地域計画 第6章(案)について ・今後のスケジュールについて
	6月20日 ～21日 文化庁文化財調査官現地視察
	6月28日 第1回 新発田市文化財調査審議会 ・新発田市文化財保存活用地域計画について
	7月27日 第1回 庁内ワーキンググループ会議 ・進捗状況について ・第5章 文化財の保存・活用に関する措置について ・第6章 文化財保存・活用推進体制について
	8月24日 第2回 新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会 <報告事項> ・文化庁地域文化創生本部文化財調査官による現地視察について <協議事項> ・新発田市文化財保存活用地域計画 序章～第4章(案)について ・新発田市文化財保存活用地域計画 第5章(案)について ・新発田市文化財保存活用地域計画 第6章(案)について ・新発田市文化財保存活用地域計画 第7章(案)について ・今後のスケジュールについて
	10月28日 庁内ワーキング委員個別打合せ ・第5章 文化財の保存・活用に関する措置について
	11月3日 新発田市文化財保存活用地域計画シンポジウム <基調講演> 「これからの文化財の保存と活用のあり方について －歴史文化で魅力ある地域へ－」 <新発田市文化財保存活用地域計画(案)について> <シンポジウム> 「活かそう地域の宝～新発田らしさと文化財～」

年 月 日	内 容
11月14日	第2回 新発田市文化財調査審議会 ・新発田市文化財保存活用地域計画について
11月22日	第3回 新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会 <報告事項> ・新発田市文化財保存活用地域計画シンポジウムの結果について <協議事項> ・新発田市文化財保存活用地域計画 序章～第3章(案)について ・新発田市文化財保存活用地域計画 第4章～第5章(案)について ・新発田市文化財保存活用地域計画 第6章(案)について ・新発田市文化財保存活用地域計画 第7章(案)について ・今後のスケジュールについて
12月19日 ～1月18日	パブリックコメント
2月2日	第2回 庁内ワーキンググループ会議 ・パブリックコメントの結果について ・今後の計画推進に向けたスケジュールについて
2月8日	第3回 新発田市文化財調査審議会 ・新発田市文化財保存活用地域計画について
2月15日	第4回 新発田市文化財保存活用地域計画策定協議会 <報告事項> ・新発田市文化財保存活用地域計画パブリックコメントの結果について <協議事項> ・新発田市文化財保存活用地域計画 序章～第3章(案)について ・新発田市文化財保存活用地域計画 第4章～第5章(案)について ・新発田市文化財保存活用地域計画 第6章(案)について ・新発田市文化財保存活用地域計画 第7章(案)について ・今後のスケジュールについて



市文化財保存活用地域計画策定協議会



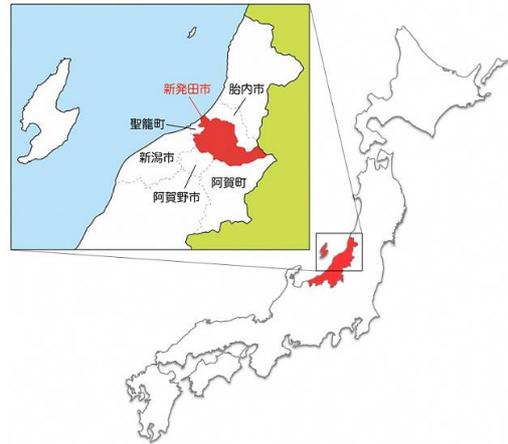
新発田市文化財保存活用地域計画
シンポジウム

第1章 新発田市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置

新発田市は新潟県北部の中核都市であり、県庁所在地の新潟市から北東に約30kmの距離にある。西は新潟市・聖籠町に接し、北西部は日本海に面している。また北部から東部にかけては胎内市と、南は阿賀野市と阿賀町とに接しており、南東部の飯豊連峰は山形県及び福島県との県境となっている。



●市章



五階菱

新発田藩歴代藩主・溝口家の紋章を市章にしている。(昭和9年に旧新発田町章、昭和22年に市章に制定)

●市の位置

北緯 37° 47' 17" ~ 38° 02' 58"
 東経 139° 14' 30" ~ 139° 40' 55"
 最北…藤塚浜 最東…東赤谷
 最南…東赤谷 最西…佐々木



●友好都市

石川県加賀市
 大韓民国 議政府市 (ウィジョンブ)
 大韓民国 全谷邑 (チョンゴンウップ)

●姉妹都市

長野県須坂市
 アメリカ合衆国 アイオワ州 オレンジ市
 アメリカ合衆国 ミズーリ州 セントジェームズ市

- ・加賀市との協定は、新発田藩初代藩主の溝口秀勝が加賀大聖寺城から新発田に移封されたことをきっかけとする。
- ・須坂市との協定は、紫雲寺(塩津)湯干拓にいち早く取り組んだ竹前氏が須坂市出身であることをきっかけとする。
- ・このほか、市民や団体などの交流をきっかけとして海外の都市とも協定が結ばれている。

(2) 地 形

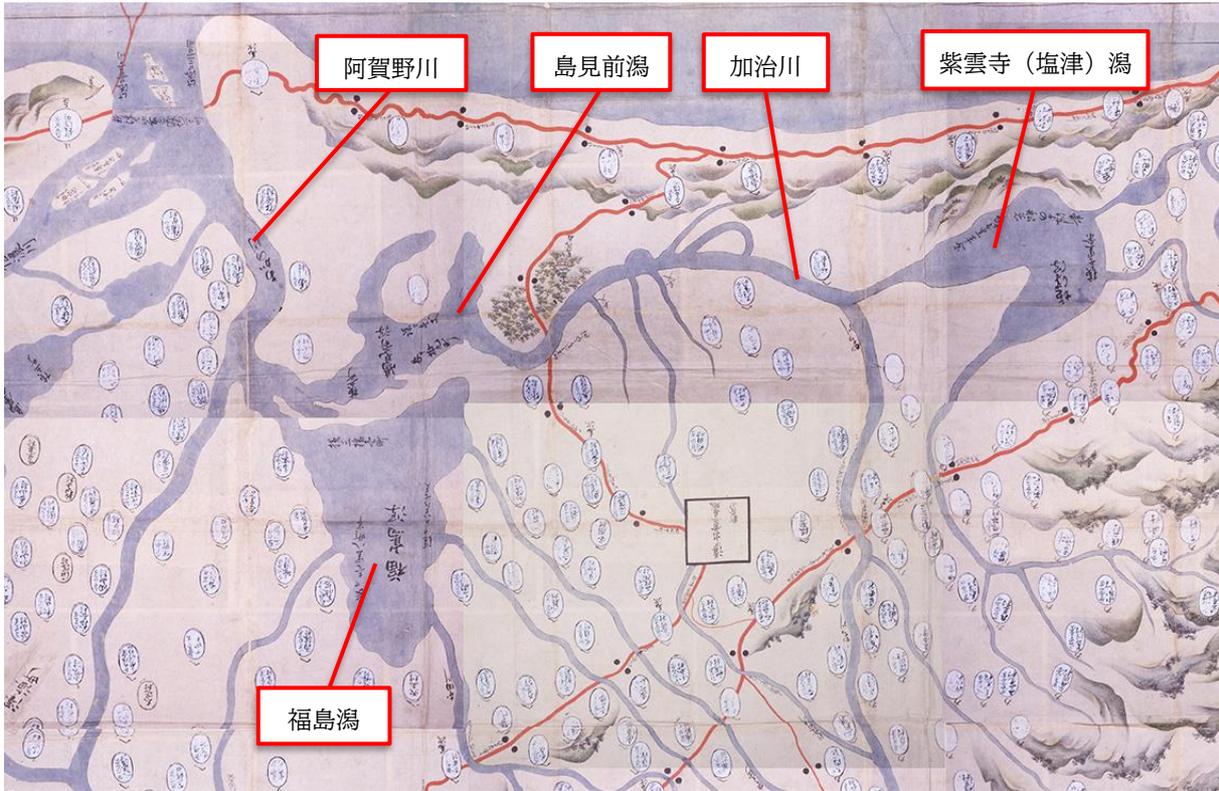
新発田市は新潟平野（越後平野、蒲原平野）の北部に位置し、面積は533.11km²、市域の約63%を森林が占める。市の東部は山地で、大日岳（2,128m）や北股岳（2,025m）など飯豊連峰の主稜線は、磐梯朝日国立公園を構成する。飯豊連峰に発する加治川は、上流部に河岸段丘、市の中部には扇状地、北西部には沖積平野を形成する。北側の櫛形山脈は胎内二王子県立自然公園、南側の五頭山地は五頭連峰県立自然公園となっている。また、海岸部には県立紫雲寺記念公園が整備されている。このように市域は、東部から西部にかけて山地から丘陵・台地、扇状地、そして海岸平野まで多様な地形から成る。

新潟平野東縁部の山岳地帯が隆起した一方、平野部は現在も沈降していると考えられるが、そこに信濃川や阿賀野川などが土砂を運んでいる。この土砂が日本海の潮流と北北西の強烈な季節風により集積して砂丘列（新潟砂丘）が形成された。市域でも幾重にも連なる砂丘列が生じ、市の主要河川である加治川はこの砂丘列に阻まれ、近代に至るまで直接日本海に注ぎ込むことができず、砂丘列沿いを海岸線と平行して西流し阿賀野川に合流していた。

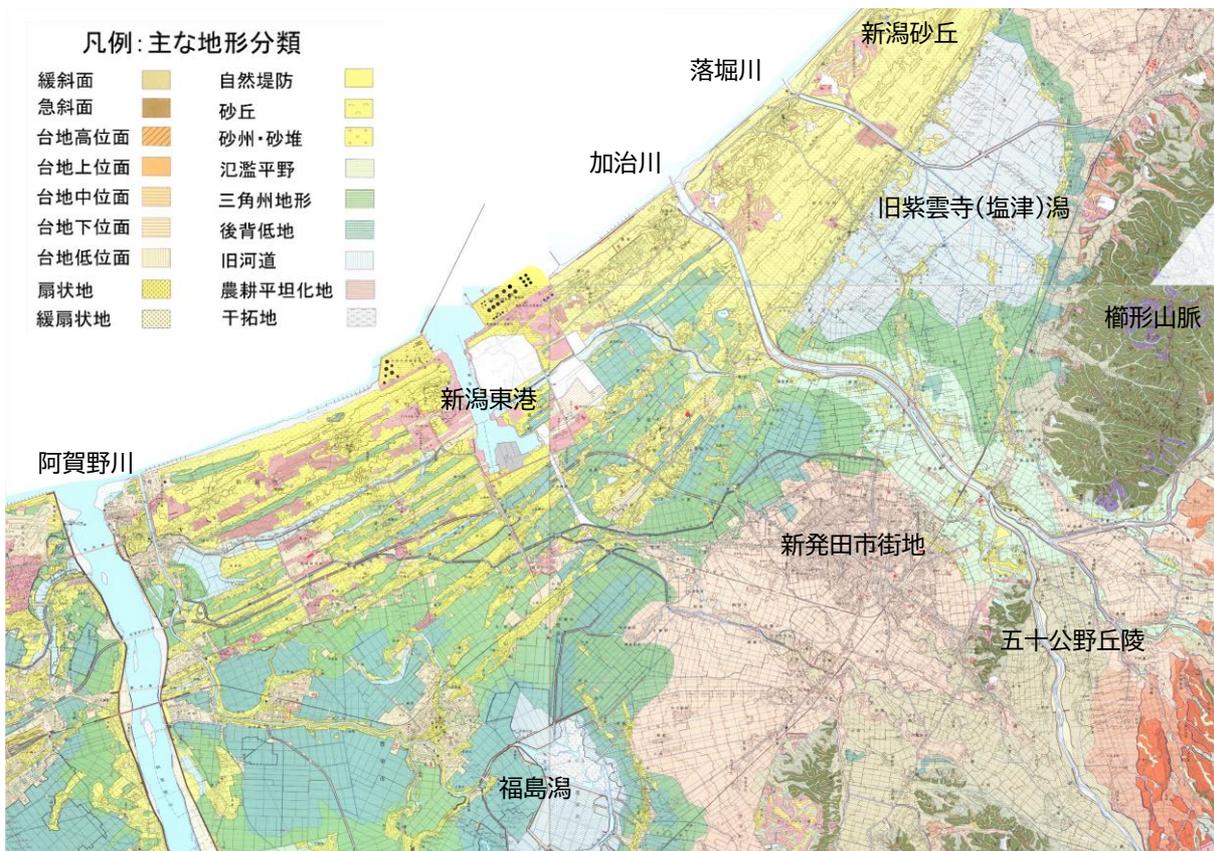
このため、新潟平野では海岸部に発達した砂州・砂丘により平野部の排水が阻害され、河川の氾濫を繰り返した。砂丘間低地や後背低地の滞水は多くの湿地や潟湖を生じた。潟湖は明治時代初頭で100以上あったと伝わるが、江戸時代中期以後の干拓以前はさらに多かったと考えられる。このような海岸部の砂丘とその背後にいくつもの潟湖が形成される地形は、新潟平野に顕著である。市域では、西端部で福島潟に接し、北西部の紫雲寺・加治川地区には江戸時代中期の干拓以前は紫雲寺（塩津）潟が存在していた。



新発田市周辺の地形（出典：国土交通省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」）



江戸時代前期の新発田市周辺の様子 (『正保越後国絵図』〈新発田市立歴史図書館所蔵〉)



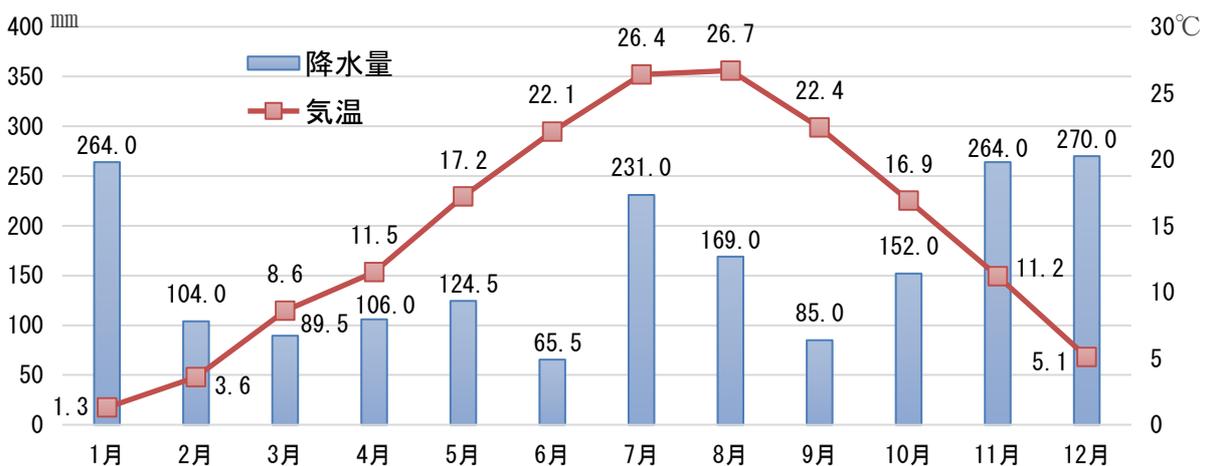
新発田市周辺の土地条件図 (出典: 国土地理院 1:25,000 土地条件図「新発田」「新潟」「中条」)

(3) 気 候

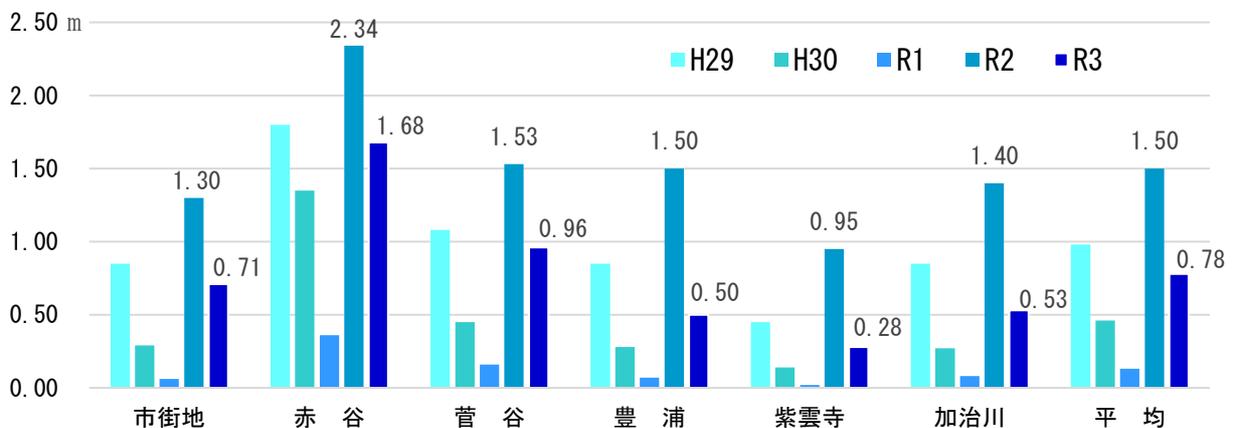
年間の平均気温は平野部で13～14℃、山沿いで11～12℃である。東京と比較すると夏季の気温はそれほど違わないが、冬季の気温の落ち込みは大きく、四季の変化が明瞭に感じられる土地柄である。年間降水量は1,800mmほどで、7月中旬をピークとする梅雨に突出する以外はあまり大きな変動がなく、冬季も降雪のために高い水準にある。日照時間は年間で1,640時間程度であり、東京より150時間ほど少ない。特に11月から2月にかけての日照時間は東京の半分以下である。

新発田市は南東部に山岳地帯を擁する一方で北西部は海岸に面し、標高差が大きい。この地形による気候の違いは冬季に顕著となる。中国大陸側からの高気圧の移動が山岳によって阻まれ、多くの降雪をもたらす。とりわけ山岳・山麓部の降雪量は大きい。その融雪水は農業その他の水資源として重要な役割を果たしている。しかし、近年は暖冬による降雪量の減少が顕著になってきており、市の平均積雪量も昭和37(1962)～昭和63(1988)年度の83cmに対して平成以降は49cmである。今後の農業生産への影響も懸念されている。

〈令和3(2021)年 月平均気温・降水量〉



〈平成29(2017)～令和3(2021)年の最大積雪深〉



資料：新発田消防署

(4) 動植物

① 動物

飯豊連峰前衛で日本二百名山の一つにも数えられる二王子岳から流れ出る清流には、イワナやカジカなどが棲み、山域にはニホンザルやニホンカモシカ、ニホンツキノワグマなど様々な動物種が棲息する豊かな自然が広がっている。平野部では五十公野公園の升瀉、紫雲寺地区の清瀉、豊浦地区の福島瀉などの湖面には、コハクチョウやオオヒシクイなどの渡り鳥が飛来し越冬地として全国的にも最大規模を誇る。このため、7か所の鳥獣保護区を設定し、天然記念物や希少種の保護に取り組んでいる。一方、近年はハクビシンやブルーギルなどの外来種の侵入など、生息環境の悪化により、種の多様性は減少しつつある。また、山間部を中心にニホンザルやイノシシなどによる農作物等への被害が見られる。



水田に飛来したコハクチョウ



ニホンカモシカ（国指定特別天然記念物）

② 植物

飯豊連峰の主稜部や二王子岳山頂部などの高所では、ハイマツ群落や高山植物群落、亜高山帯低木林が群生し、加治川上流域や二王子岳上部、楡形山脈の山頂部には、ブナの自然林が見られる。山地の急斜面では、積雪や雪崩のため、ミヤマナラやヒメヤシヤブシなどの自然低木林が発達している。低山地では、クヌギやコナラを主体とした落葉広葉樹の雑木林やスギの植林帯が広く分布しており、五十公野丘陵や笹神丘陵などの低丘陵ではアカマツ林がこれに加わり里山となっている。平野部は水田地帯で、河川沿いや瀉湖の周囲などの低地にはヨシやガマ、マコモなどの湿生植物が群生する。日本海沿岸部の砂丘列には、アカマツなどの林があり、防風林も植林されている。また、砂丘にはハマナスなどが群生する。一方、近年は動物と同様に、セイタカアワダチソウなどの外来種の侵入や松くい虫の被害が深刻である。生育環境の悪化などにより、種の多様性が減少しつつある。



楡形山脈山頂部のブナ林



ガマやヨシの生い茂る低湿地

2 社会的環境

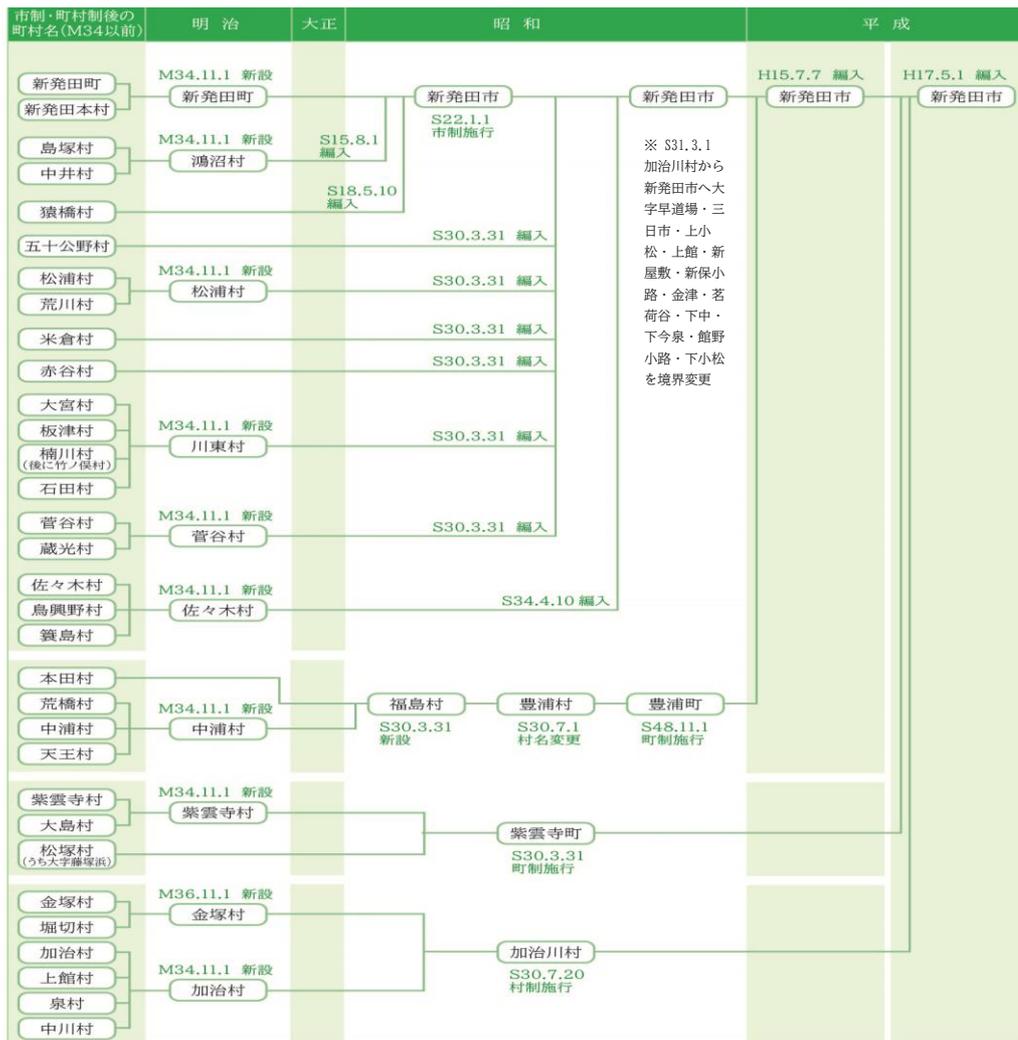
(1) 市の沿革

① 町村合併

明治期に各地で町村合併が進められた結果、現在の各地区の基礎が作られた。この自治体は昭和30年代の合併まで継続したため、これがベースとなり、小学校区など現在にもつながる地域の基盤が形成されたと言える。

終戦後の昭和22(1947)年1月、新発田市は市制を施行し、新潟県内6番目の市となった。昭和30年代の「昭和の大合併」に際して、新発田市は昭和30(1955)年3月に五十公野・^{いじみの}米倉・^{よねくら}赤谷・^{あかたに}松浦・^{まつうら}菅谷・^{すがたに}川東の6村、翌年3月に加治川村の一部、同34(1959)年4月に佐々木村と合併した。さらに平成に入ると、少子高齢化や財政状況の改善を意図した合併が進められ、平成15(2003)年7月に豊浦町、平成17(2005)年5月に紫雲寺町及び加治川村と合併し、現在の市域となった。

〈明治からの合併のあゆみ〉

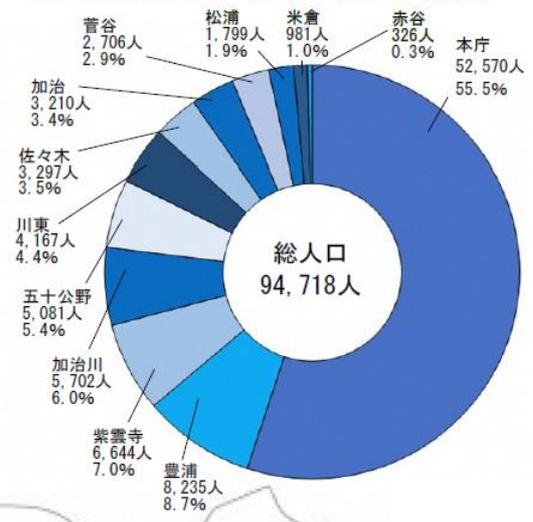


② 各地区の状況

●地区別人口・世帯数（令和4年3月末現在）



●地区別人口比（令和4年3月末現在）



地区別の状況では、令和4（2022）年3月末時点において、本庁地区の人口が52,570人で、全体の半数を超える人口がこの地区に集中しており、次いで豊浦地区（8,235人）、紫雲寺地区（6,644人）、加治川地区（5,702人）などとなっている。なお、加治川地区は、平成7（1995）年度以降減少に転じ、令和2（2020）年国勢調査の結果、平成7（1995）年国勢調査との比較による人口減少率が25.8%となったことなどから、令和4（2022）年4月1日付けで過疎地域（一部過疎）に指定されることとなった。

（2）人口動態

令和4（2022）年7月現在の新発田市の人口は約94,500人である。平成の大合併で豊浦町、紫雲寺町及び加治川村と合併して人口が10万人を超えたものの、その後は出生数の減少、死亡数の増加、転入者数に対する転出者数の超過などにより減少を続けている。転出は20代前半が顕著で、就業や子育てをはじめとする生活環境の改善が重要課題となっている。人口の年齢構成は老年人口（65歳以上）が30%を超えている一方、年少人口（0～14歳）は10%強にとどまり、人口ピラミッドは逆三角形に近づきつつある。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した平成27（2015）年国勢調査の結果を基準とした将

来推計による新発田市の人口は、前回予測より改善したものの、令和27(2045)年には73,671人まで減少すると予測されている。

〈新発田市の人口の推移〉



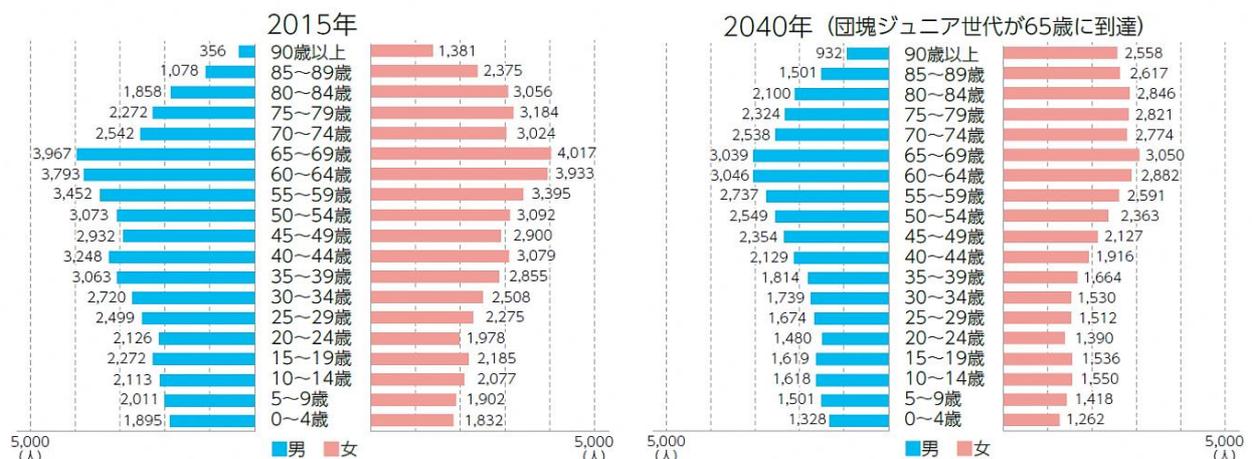
総人口と年齢3区分別人口の推移

(資料：国勢調査(～H27)、国立社会保障・人口問題研究所(R2～))

※年齢不詳の人口を含まない

出典：新発田市都市計画マスタープランより引用

〈新発田市の人口の年齢構成〉

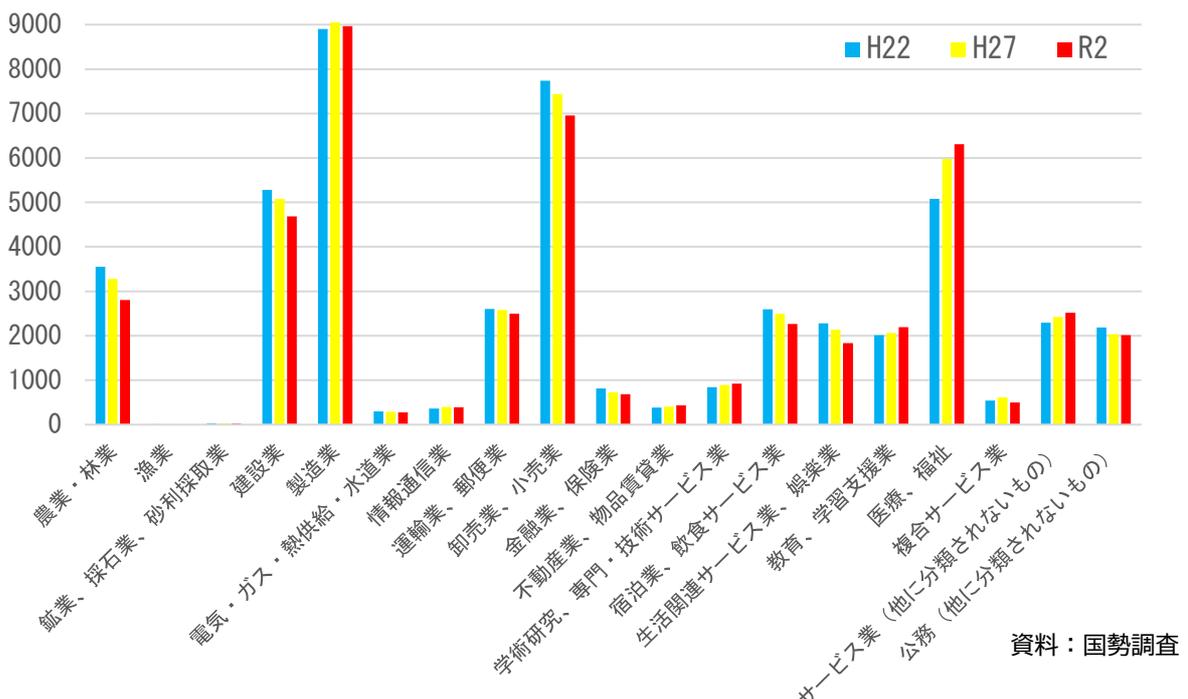
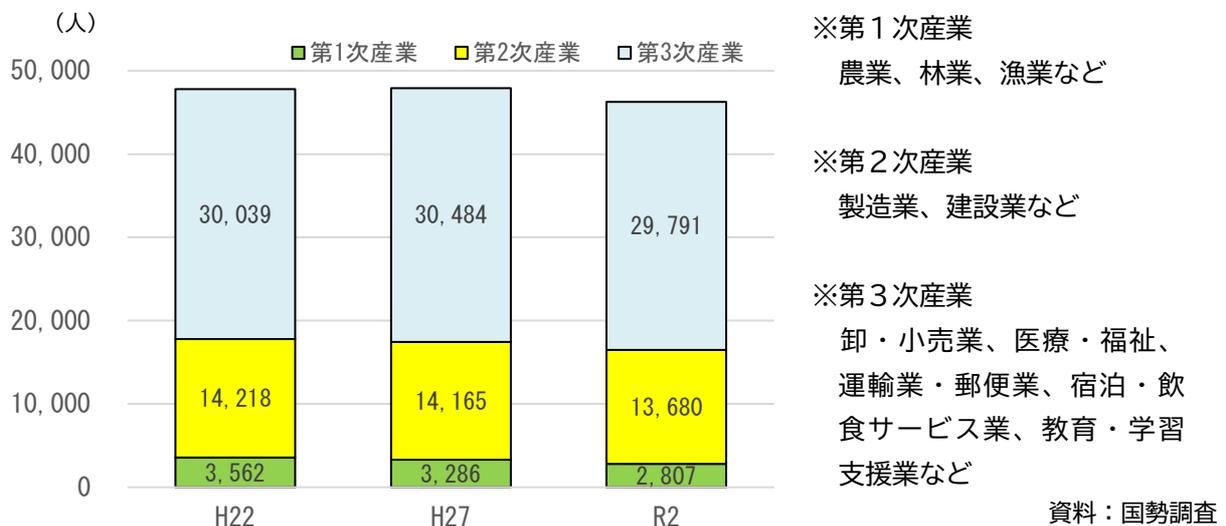


出典：新発田市健康長寿アクティブプラン 人口ピラミッドの推移(新発田市)より引用

(3) 産 業

令和2(2020)年の国勢調査による就業人口は、47,539人で、総人口の50.1%である。産業別には第1次産業が2,807人(5.9%)、第2次産業が13,680人(28.8%)、第3次産業が29,791人(62.7%)で、第3次産業の割合が大きい。第1次、第2次、第3次産業とも前回の平成27(2015)年から減少したが、特に第1次産業の減少割合が大きい。産業大分類別には、「製造業」が8,964人で最も多く、次いで「卸売業・小売業」(6,952人)などとなっている。年間50万人余りの入込客がある月岡温泉を有することもあり、「宿泊業・飲食サービス業」も2,264人と少なくない。人口減少を背景に就業者が減少傾向の産業が多い中、「医療・福祉」(6,309人)、「教育・学習支援業」(2,197人)などが前回に比べ増加している。

〈産業別就業人口の推移〉



(4) 農林水産業

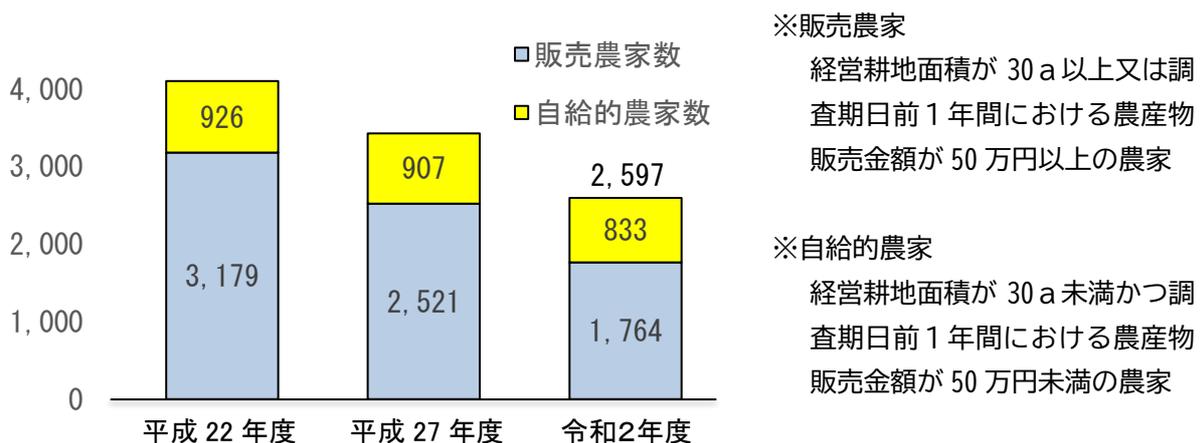
令和2(2020)年国勢調査の産業別就業人口では、農林水産業の就業人口は全就業人口の約6%程度と少数である。

農業 令和2(2020)年の農林業センサスでは、総農家数は、2,597戸で、平成27(2015)年度から831戸(△24.2%)減少した。一方、販売農家1戸当たりの経営耕地面積が大きく増加しており、農業の集約化、大規模化が進んでいることが分かる。市では農業を基幹産業の一つと位置付けているが、その主力であるコメは、加治川水系による肥沃な土壌と豊富な雪解け水により、米どころ新潟の中でも有数の産地としての質・量を誇り、全国で唯一、自治体として有機米の輸出にも取り組んでいる。コメ以外では、アスパラガス、いちご(越後^{えちご}姫)、やわ肌ねぎなどの特産品のほか、^{むらさきまい}紫米、いちじく(蓬萊柿^{ほうらいし})、枝豆(大峰^{おおみね}かおり)、小坂梅など各地区特有の在来品種も含め様々な野菜や果実の生産が行われている。また、畜産も盛んな地域であり、農業産出額の半分を占めるなど、牛、豚、鶏の飼養頭数は県内有数である。令和3(2021)年には、にいがた和牛の地域ブランドとして「新発田牛^{しばたうし}」が承認され、観光産業との相乗効果に期待が高まる。

林業 令和2(2020)年農林業センサスによると、山林を保有している林業経営体は8組織で、平成27(2015)年に比べ14経営体(63.6%)減少しているが、保有山林のある林業経営体の1経営体当たりの保有山林面積は86.3haで、前回の38.2haと比べて48.1ha増加している。

水産業 市内唯一の松塚漁港で水揚げされた新鮮な地場産水産物や加工品により、販路拡大と売り上げの向上を図る取組をしている。また稚魚の放流により水産資源を確保し、漁獲高の向上に努めている。

〈農家数の推移〉



〈経営耕地面積の推移〉

	販売農家数(戸)	経営耕地面積	面積単位(a)			販売農家1戸当たり経営耕地面積
			田	畑	樹園地	
平成27年度	2,521	975,660	901,364	71,429	2,867	387.0
令和2年度	1,764	902,387	842,143	57,968	2,276	511.6

資料：2020 農林業センサス

〈林業経営体の状況〉

	林業経営体数	保有山林のある林業経営体	
		経営体数	面積 (ha)
平成27年	23	22	840.5
令和2年	10	8	690.6

資料：2020 農林業センサス

〈新発田市の農産物（主な特産品）〉



米



むらさき 紫 米



アスパラガス



越後姫（いちご）



やわ肌ねぎ



おおみね 大峰かおり（在来品種）
（えだまめ）



こさかうめ 小坂梅（在来品種）



ほうらいし 蓬菜柿（在来品種）
（いちじく）



しばたうし 新発田牛

※在来品種とは

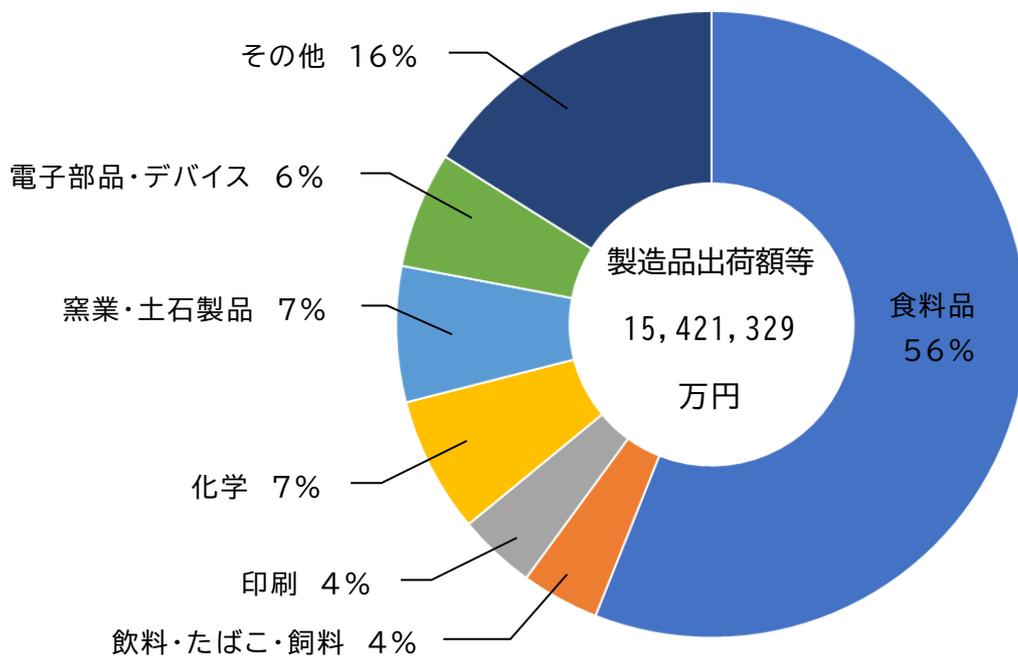
地域の風土に育まれ、昔から栽培されている作物のこと。作りにくい、見栄えがしない、収穫時期がよくない、輸送性が悪いなどの理由で、新しい品種にとって代われようとしている。在来作物の中には、おいしくて、栄養があるものがたくさんある。

資料：新発田市ホームページより

(5) 工業（製造業）

市内には食品工業団地や西部工業団地などが整備され、大手企業も進出している。令和2(2020)年の工業統計調査によると、製造業を営む従業者4人以上の事業所数は154事業所で、従業者数7,098人、製造品出荷額は1,542億1,329万円となっている。産業中分類別の製造品出荷額では、米菓や漬物などに代表される「食料品」が56%と突出して高く、当市の製造業の特徴をよく示している。次いで、「窯業・土石製品」、「化学」、「電子部品・デバイス」、「印刷」の順となり、当市の名産品である日本酒を含む「飲料・たばこ・飼料」が続いている。

〈産業中分類別製造品出荷額〉



資料：2020年工業統計調査

(6) 商業（卸売業、小売業）

平成28(2016)年の経済センサス活動調査では、卸売業・小売業を営む事業所（商店）数は986事業所、従業者数は7,322人、年間商品販売額は1,906億2,100万円となっている。郊外には、近年も新たな商業エリアの開発が進められるなど、国道7号周辺を中心に、大型スーパーをはじめ自動車関連、電気製品、衣料品、ドラッグストアなど様々な業種が進出している。一方、中心市街地では、官民が連携し、空き店舗を活用した創業への支援や賑わい創出などにより、市街地活性化に向けた取組を進めている。道路交通網の整備により県都新潟市の商圏が拡大してきており、その影響も大きい。

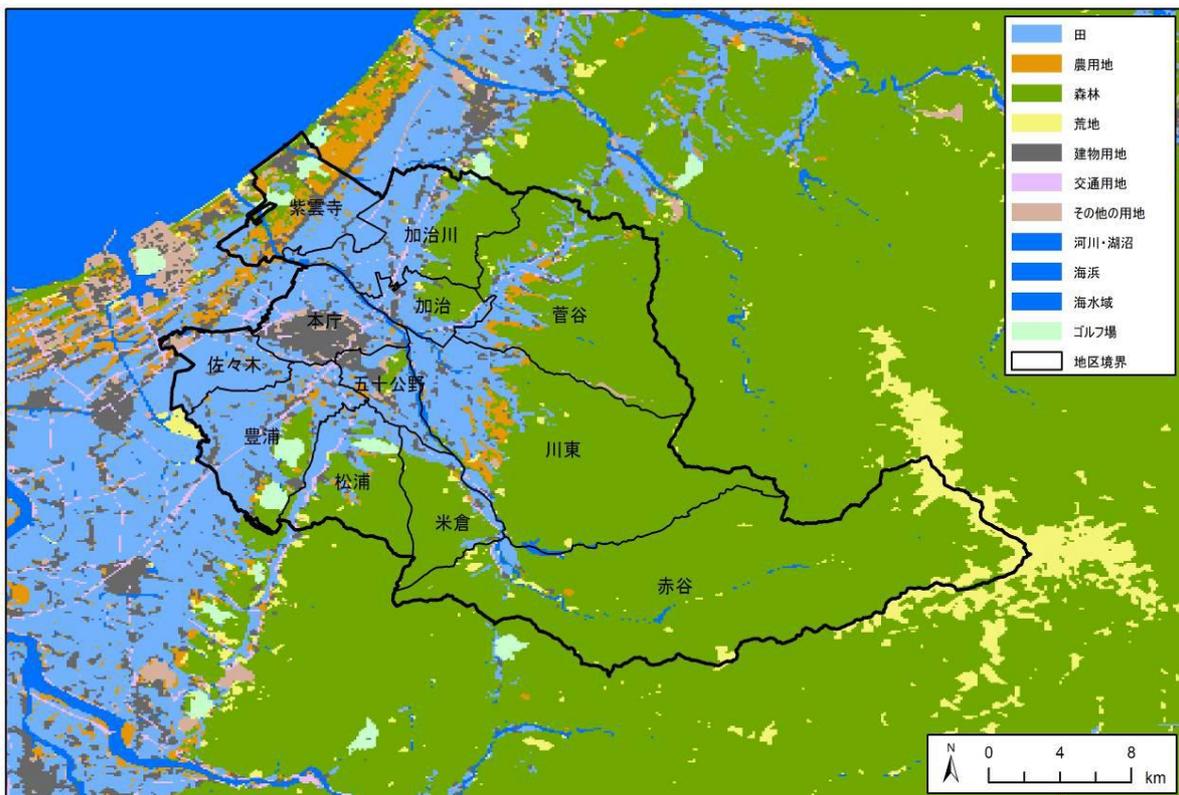
(7) 土地利用

市の総面積の約63%を占める森林は、おもに市東部の山地に分布する。森林のうち約10% (32.4km²) は民有の人工林で、木材生産、木製品生産に利用されてきた。

耕作地の面積はおよそ20% (約106km²) であり、その9割以上は水田である。水田は扇状地と沖積平野に広く分布している。新発田市が属する北蒲原地域は、胎内市・阿賀野市・聖籠町及び新潟市北区から成り、耕地面積は県の全体の6分の1程度を占める。新発田市だけでも耕地面積は約1万ヘクタールに及び、国内有数の穀倉地帯である新潟県の中にあっても重要な地域と言える。

宅地の割合はおよそ4.4% (約23.7km²) で、そのうちの7割近く (約15.7km²) は新発田 (本庁地区・五十公野地区等) や月岡などの市街化区域である。市街地は徐々に拡大してきたが、人口減少や少子高齢化による低密度化が進行している。それでも市街地の人口は、市全体の6割を超える。

〈新発田市周辺の土地利用〉 (出典：国土交通省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」)



(8) 交通

① 道路

幹線道路としては、日本海に沿って国道113号が走っており、内陸部にはそれと並行するように日本海東北自動車道路が縦貫し、新潟・山形・秋田の三県を結んでいる。さらにその東側には国道7号が並走する。一方、山麓部を南北に縦断する国道に290号があり、これを通じて福島方面への磐越自動車道に接続する。

② 鉄道

鉄道は、新津駅方面と村上駅方面を結ぶ羽越本線、新潟駅とを結ぶ白新線の2路線が新発田駅で結節する。市内には新発田駅のほか羽越本線に4駅、白新線には2駅が設置されている。新発田駅の1日あたりの平均乗車人員は、平成12(2000)年度には5,190人であったが、平成27(2015)年度は3,705人、令和2(2020)年度は3,035人となっており、年々減少している。

③ バス

バスは、新潟交通株式会社及び新潟交通観光バス株式会社の運営・運行する路線バスが、紫雲寺地域などの鉄道のないエリアを中心に運行している。また、市では中心市街地におけるアクセス機能向上と交通空白域の解消、交通弱者の移動手段確保のため、コミュニティバスを運行し、市街地循環路線と、中心市街地と菅谷・加治地区などの郊外を結ぶ路線がある。

〈新発田市へのアクセス〉



J R	秋田方面から	羽越本線—新発田駅下車
	東京方面から	上越新幹線—新潟駅—白新線—新発田駅下車
	大阪方面から	信越本線—新潟駅—白新線—新発田駅下車
空路	新潟空港より車で30分 新潟空港→シャトルバス(約20分)→新潟駅	
車	北陸自動車道	関越—北陸自動車道—日本海東北自動車道—聖籠・新発田IC
	磐越自動車道	安田IC—国道290号—新発田市

(9) 観 光

新発田市は、山から海まで四季折々の豊かな自然に恵まれた地域である。日本二百名山の一つに数えられる二王子岳は、標高1,420mで、山頂からは東に飯豊連峰、西に日本海の絶景を望むことができる。新発田市を代表する山で、年間を通じて多くの登山者が訪れる。

日本海沿岸には、白い砂浜に青々とした松林がつらなる紫雲寺記念公園があり、海水浴やキャンプなどを楽しむことができる。日本海の向こうに佐渡島や沈む夕日を眺めることができる絶好の眺望ポイントである。

市の中心部には日本百名城の一つである新発田城をはじめ、新発田藩主の下屋敷である清水園や足軽長屋など越後を代表する観光名所が多く所在する。

また、豊浦地区には年間50万人を超える入込客数を誇る名湯月岡温泉つきおかもあり、自然や歴史文化の魅力を存分に提供し、旅行者を迎え入れる環境を整えている。

新発田市の観光集客人数は、平成22(2010)年以降は250万人から280万人の間を推移していたが、コロナ禍の影響を受けて令和2(2020)年は120万人まで落ち込んでいる。

主な観光イベント・年中行事

<春>

- ・新発田城址公園桜まつり
- ・加治川桜まつり
- ・大峰山おおみねやま桜まつり
- ・二王子岳山開き
- ・荒川けんりゅうきょう剣龍峡山開き

<夏>

- ・藤塚浜海水浴場海開き
- ・しばたあやめまつり
- ・花市
- ・城下町新発田まつり

<秋>

- ・新発田豊年秋まつり
- ・花嫁人形合唱コンクール
- ・全国うまいもん横丁

<冬>

- ・義士祭
- ・城下町しばた全国雑煮合戦
- ・赤谷どんつきまつり



しばたあやめまつり



城下町新発田まつり

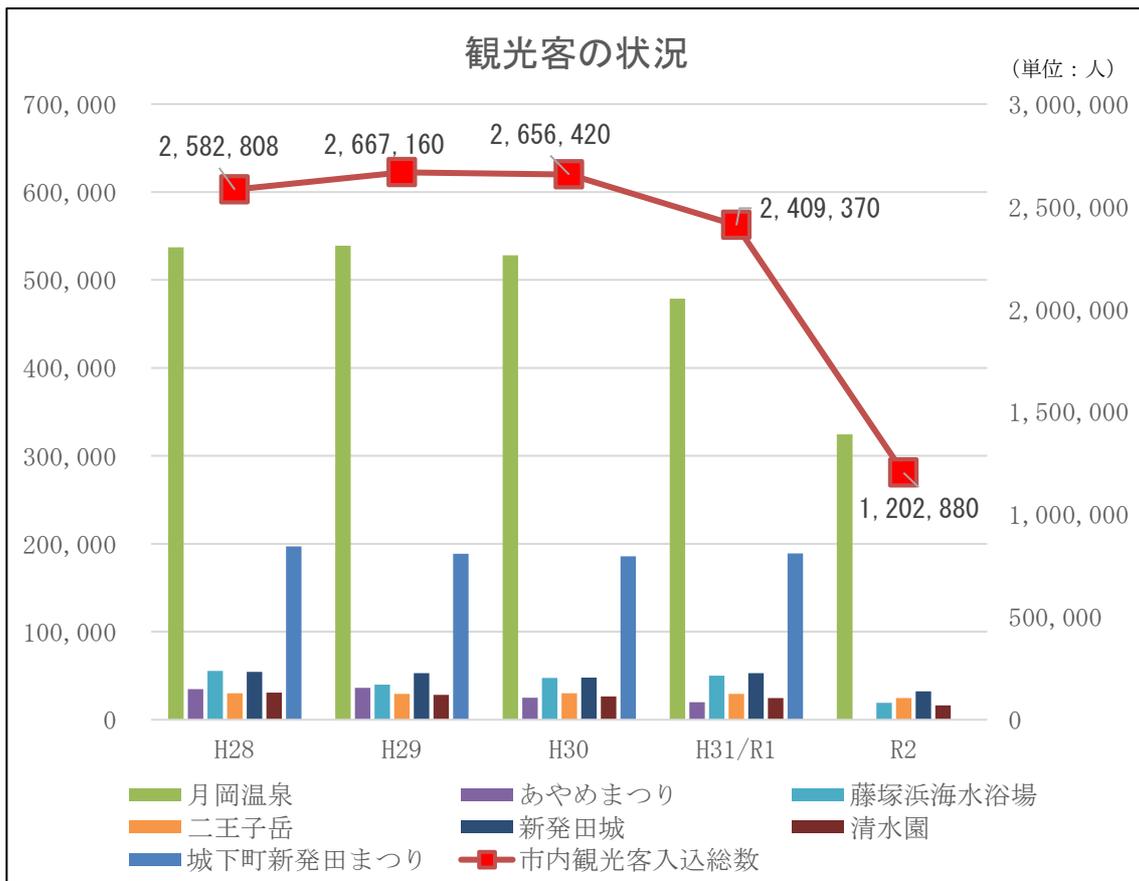


城下町しばた全国雑煮合戦

〈主な観光客の入込数の推移〉

(人)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R 2 年度
市内観光客 入込総数	2,582,808	2,667,160	2,656,420	2,409,370	1,202,880
月岡温泉	537,070	539,000	528,070	478,560	324,570
あやめまつり	34,700	36,340	25,130	20,000	中止
藤塚浜 海水浴場	55,600	39,790	47,700	50,180	19,170
二王子岳	30,200	29,490	30,150	29,260	24,610
新発田城	54,440	52,900	47,980	52,870	32,140
清水園	30,980	28,410	26,370	24,680	16,340
城下町 新発田まつり	197,000	188,600	185,780	189,000	中止

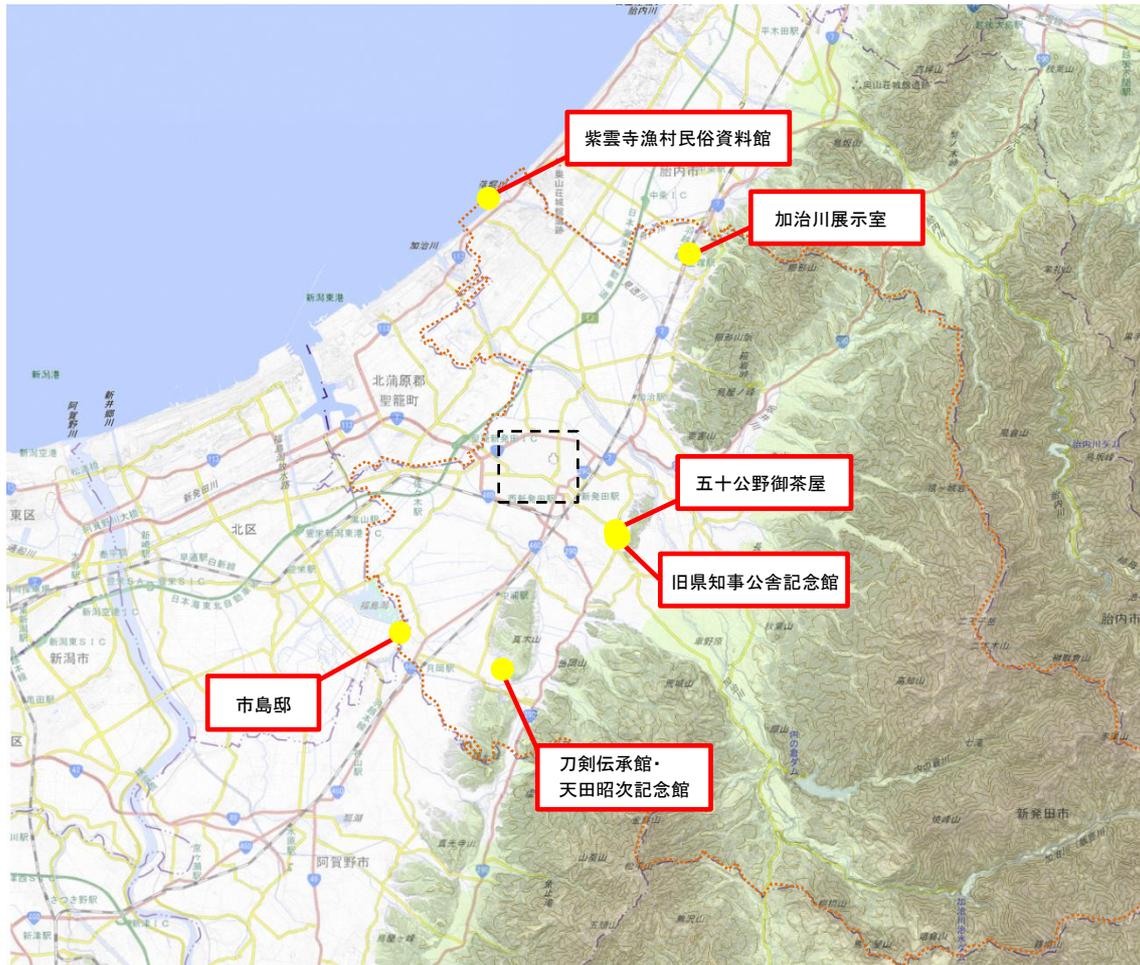


資料：第2期新発田市観光振興基本計画、令和2年度の数値を追加し、過去5年を表示

〈市が設置・管理している主な文化財の公開施設一覧〉

施設名称	施設設置位置	施設の概要
新発田城	大手町6	旧新発田城本丸の一部を公開。城郭建造物のうち、国指定重要文化財である表門と旧二の丸隅櫓、平成16年度に復元した辰巳櫓が入場可能。 ●入場無料 ●公開期間 4月～11月
いじみのおちやや 五十公野御茶屋	五十公野 4926	旧新発田藩下屋敷（清水谷御殿）とともに国指定文化財（名勝）となっている。庭園、茶寮建物とも入場可能。 ●入場無料 ●公開期間 4月～11月
いちしまてい 市島邸	天王 1563	北越屈指の豪農の邸宅で、県指定文化財となっている。 ●入場料あり ●公開期間 通年
歴史図書館	中央町4-11-27	平成30年度に開館。当市に豊富に残る藩政資料などの古文書、歴史に関する資料や書籍を保管し、閲覧に供している。また、企画展等を通じて資料公開している。 ●入場無料 ●公開期間 通年
紫雲寺漁村民俗資料館	藤塚浜 3585-110	沿岸漁業に関する漁具や民具を展示している。 ●入場無料 ●公開期間 通年（入場には事前申し込みが必要）
加治川展示室	下小中山 1107	市内遺跡の出土品等を展示している。 ●入場無料 ●公開期間 通年（入場には事前申し込みが必要）
市民文化会館	中央町4-11-7	館内に文化財展示コーナーを設け、民具を展示している。 ●入場無料 ●公開期間 通年
刀剣伝承館・ あまたあきつぐ 天田昭次記念館	月岡温泉 827	人間国宝であった天田昭次作の刀剣のほか、刀鍛冶による刀の製作工程や、実物の玉鋼や鍔を展示している。 ●入場料あり ●公開期間 通年
旧県知事公舎記念館	五十公野 4926	明治42年に新潟市で建てられた旧県知事公舎を昭和63年に市内に移築復元し、記念館として公開している。 ●入場料あり ●公開期間 4月～11月（見学には予約が必要）
かきやこうじ 落谷虹児記念館	中央町4-11-7	挿絵画家として大正～昭和に活躍した落谷虹児の作品を展示している。 ●入場料あり ●公開期間 通年
ぞうしゆんかく 蔵春閣	諏訪町1-9-20	新発田市出身の実業家・大倉喜八郎が明治45年に東京向島に建てた別邸の一部を移築し、令和5年に公開開始。 ●入場料あり ●公開期間 通年

〈市が設置・管理している主な文化財の公開施設位置図〉



出典：電子地形図（国土地理院）を加工して使用



3 歴史的環境

(1) 旧石器時代～古墳時代

旧石器時代 新発田市の歴史は、約3万年以上前、旧石器時代にまでさかのぼることができ、丘陵部に遺跡が確認されている。発掘調査された坂ノ沢C遺跡（虎丸）や前山遺跡（中川）は、台形様石器や斧形石器が出土しており、県内最古段階の遺跡である。このほか、菅谷地区の坂井川の河岸段丘や、川東地区の車野原などの加治川の河岸段丘に遺跡が多い。上新田B遺跡（板山）では、槍先形の石器を製作しており、阿賀野川流域の石材を用いている可能性がある。

縄文時代 縄文時代の遺跡は総数で約180か所確認されているが、多くは市の北東にあたる、坂井川に沿った菅谷地区の丘陵部、東方の上三光から車野原に至る川東地区の緩やかな傾斜地に多い。比較的古い遺跡では、縄文時代早期の扉山岩陰遺跡・狐森B遺跡（小戸）があり、加治川の上流域から中流域に認められるが、少数である。遺跡数が増加するのは前期の終わりごろからで、中期にピークを迎える。丘陵部・段丘部に加え、砂丘列上でも遺跡が確認されている。後期・晩期になると緩やかに減少するが、中野遺跡（板山）や館ノ内遺跡（山内）など大規模な集落遺跡が見られる。また、沖積地の深部（地表下2m）からの希少な検出例である晩期の集落跡の青田遺跡（金塚）では、建物の柱材やクリ・トチなど植物資源の利用を示す資料、丸木舟や櫂などの木製品が、地下水に守られて多く出土した。

当地域の遺構や遺物は、大きく見て東北地方南部の影響が色濃い^{ふたござわ}が、二太子沢A遺跡（菅谷）では、中期初めの集落跡から北陸系の土器が多く出土している。また、中期中葉の石田遺跡（上石川）などでは、新潟県中越



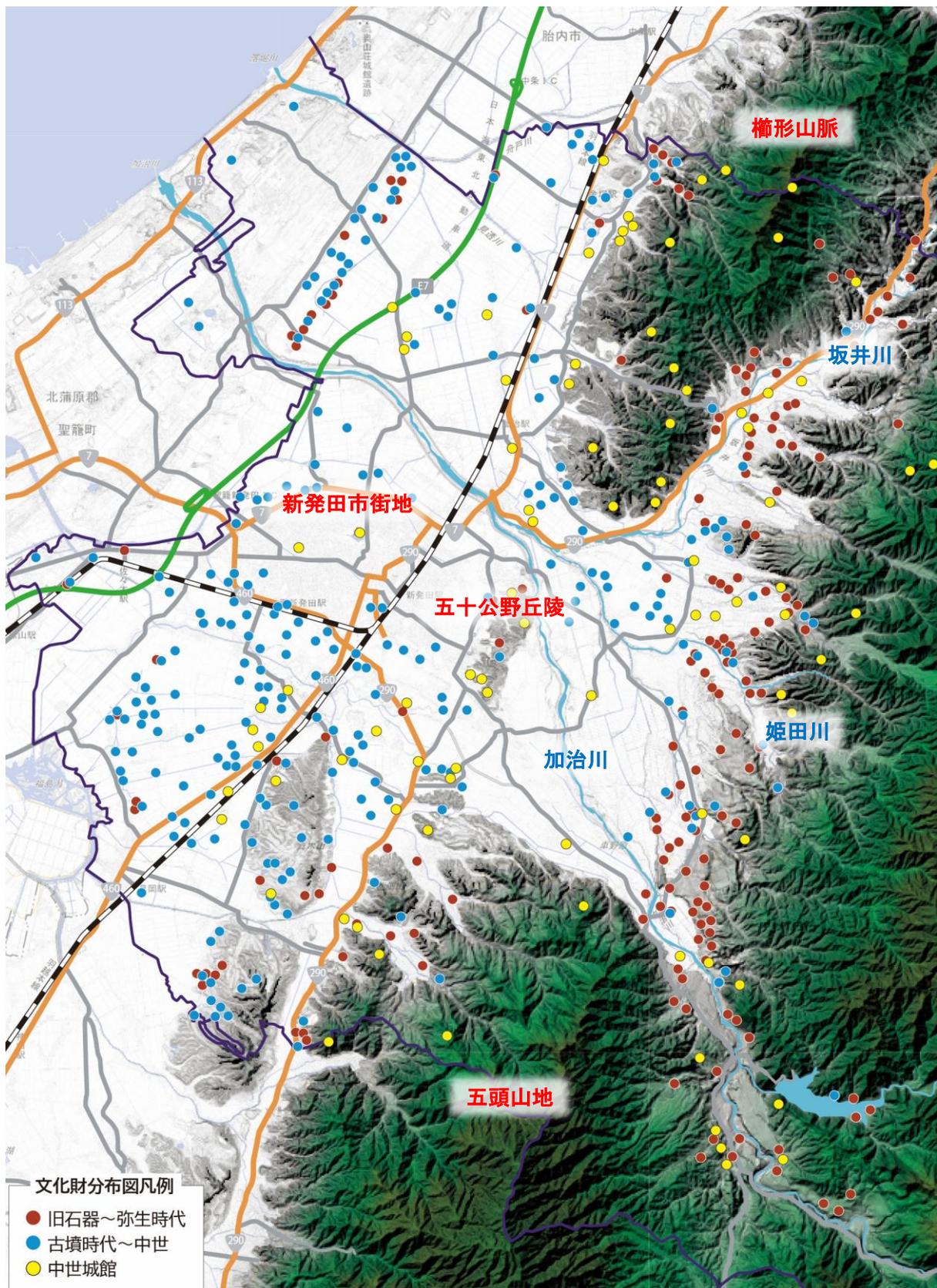
上新田B遺跡出土の旧石器



中野遺跡出土の土偶（市指定文化財）



青田遺跡の丸木舟出土の様子（県指定文化財）
（出典：〈公財〉新潟県埋蔵文化財調査事業団）



市内の遺跡分布状況

出典：地理院地図（国土地理院）より作成

地方を分布の中心とする^{かえんがた}火焰型土器や^{おうかんがた}王冠型土器が出土するなど、周辺各地域の影響も見受けられる。

また、市内には板山・上石川などの黒曜石産出地があり、下越地方を中心に、福島県会津地方や北関東地方など県外にまで石器の材料として流通している。一方で、市内の遺跡からは長野県霧ヶ峰産や山形県月山産などの黒曜石が出土しており、糸魚川産のヒスイも見られ、周辺地域との交流が認められる。

弥生時代 弥生時代は全期を通して遺跡が少なく、市域の人びとの生活の様子は不明瞭である。ただし、数少ない発見例である^{むらじり}村尻遺跡（下寺内）は、新潟県の弥生時代を代表する遺跡で、弥生時代前期～中期にかけ東北地方南部から北関東地方に多い^{つぼさいそうぼ}壺再葬墓の良好な資料として、また土偶^{どぐうがたようき}形容器の優れた造形美への評価も含め、出土品18点が国の重要文化財になっている。

中期後半の^{やまそうか}山草荷遺跡（草荷）は砂丘列上の遺跡で、会津・秋田・北陸・中部高地各地域の特徴を持つ土器が出土しており、日本海沿岸地域や、阿賀野川及び信濃川を遡上した福島県域・長野県域との交流があったものと考えられる。

古墳時代 古墳時代前期になると市域の遺跡は増加し、砂丘列上に加えて扇状地の扇端部や自然堤防に広がり、低地の利用が進んだと言える。北陸系の土器を主体とした^{のなかど}野中土手付遺跡（野中）の出現などからは、北陸地方をはじめとする他地域からの移住も含め、地域の枠組みに変化のあったことが指摘されている。市内ではこの時期の水田跡こそ見つかっていないが、遺跡の立地から見て、稲作が行われていた可能性がある。



板山産の黒曜石原石



村尻遺跡出土品（国指定重要文化財）



野中土手付遺跡出土の北陸系の土器



蚤取橋遺跡出土のはしご（市指定文化財）

中期の様相は不明だが、後期の遺跡は多数確認されており、^{のみとりばし}蛭取橋遺跡（竹ヶ花）からは5世紀末～6世紀中頃の古式須恵器とともに、河川跡から祭祀を推測させる木製の剣形や刀形・^{いぐし}斎串に加えて、倉庫などの高床建物に用いるはしごや杵といった稲作をうかがわせる出土品も見つかっている。

（2）古 代（飛鳥・奈良・平安時代）

飛鳥時代 古墳時代を通じて政権基盤を確実なものとした畿内の大和政権は、律令の制定を含む7世紀後半の一連の改革を経て中央集権化を強めるなか、北方の対蝦夷政策に力を入れる。日本海側では^{ぬたりのさく}淳足柵・^{いわふねのさく}磐舟柵を相次いで設置したことが『日本書紀』に記されており、県内阿賀野川以北が有力な推定地である。7世紀代は県内全体を見ても遺跡が少なく、人びとの様子は不明確だが、市域の砂丘列上に位置する^{うまみざか}馬見坂遺跡（佐々木）からは、北方地域の特徴を持つ土器が出土しており、大和政権と北方勢力との境界領域であったことが見て取れる。



砂丘の微高地に位置する馬見坂遺跡

奈良時代 8世紀初頭、越後の国域が確定して律令国家の支配圏に組み込まれ、国一郡一里（郷）の単位で支配が行われるようになるが、市域の大半は^{ぬತ್ತりぐんか}沼垂郡^{かじごう}賀地郷に属していたと推測される。中央政権から派遣された国司などの主導で、当地域でも北陸地方からの技術導入を受けた須恵器生産と製鉄が始まり、丘陵部の斜面に窯や製鉄炉が築かれ、市域の^{まきやま}真木山・^{ほんだやま}本田山を含む^{ぼくしよ}笹神丘陵は沼垂郡域の一大生産地となる。福島潟東縁の微高地上に位置する曾根遺跡（天王）は、「郡」や「上殿」等の墨書土器や多数多様な出土品から、沖積地の内水面交通を利用した、須恵器や鉄の集荷及び^{ぐんが}郡衙との関連が推測されている。また、須恵器の生産は楡形山脈の西麓や二王子岳西麓でも行われており、丸山A遺跡（蔵光）では、付近の須恵器窯製品の集積と、^{はし}土師



曾根遺跡の墨書土器



丸山A遺跡の土器出土状況

器生産を行っていたことが分かっている。

平安時代 8世紀後半以降、新田開発が進んで平野部にも遺跡が増加するが、土地支配はしだいに在地有力者による荘園開発によって支えられるようになり、中央の有力な社寺や貴族への寄進地系荘園に至る。

当該期の市域には、北は奥山荘（撰関家領）、中央に加地荘（金剛院領）、南に豊田荘（東大寺領）、東に小川荘（領家

不明）が存在しており、これらの開発・維持に関わった城氏一族は阿賀北地域を地盤として支配を広げ、鎌倉幕府の追討を受けて滅亡に至るまで、越後有数の勢力であった。

桑ノ口遺跡は9世紀末から10世紀前半の遺跡で、低地に営まれていることから、開発の進展がうかがえる。大型の建物が存在し、漆紙文書に加え希少品の緑釉陶器や灰釉陶器が出土していることなどから、開発を主導した人物の集落と考えられる。

（3）中世（鎌倉～戦国時代）

佐々木氏一族の登場と台頭 平清盛の登場から源氏への政権交代を経て、武士が政治的実権を握る鎌倉幕府が成立すると、当初城氏はこれに臣従する。しかし、源頼朝が没して城氏の臣従を後押しした有力御家人の梶原景時が追放されると、建仁元(1201)年に城長茂が京で反乱を起こした。これに呼応して、城資盛も越後国奥山荘鳥坂城（胎内市）で挙兵したが、幕府の有力御家人・佐々木盛綱の追討により敗亡した。

源頼朝に挙兵以来従った盛綱は、数々の戦功により各地の地頭に任じられている。その一つが加地荘の地頭で、盛綱の子孫に引き継がれた。土着化した子孫は加地氏を名乗り、庶流から新発田氏や竹俣氏、五十公野氏などが現れた。また、加地荘の北側に接する奥山荘は三浦和田氏が治めたが、荘域の南端部は金山郷と呼ばれ、願文山城を中心とした山城群が築かれている。

鎌倉幕府の滅亡、後醍醐天皇による建武の新政を経て、全国の武家・公家を巻き込んだ南北朝の動乱に突入する。佐々木氏一族では、加地景綱が国大将として北朝方に付く一方、これに与しない勢力もあった。また、南北朝の動乱が収束した後も越後国内では勢力争いが続き、応永年間(1394年～1428年)末には越後国内を二分する大規模な内乱が起こった。このような状況の下、阿賀野川以北では



桑ノ口遺跡の灰釉陶器出土の様子



願文山城：奥山荘城館遺跡 金山城館遺跡
（国指定史跡）

各荘園の地頭などが国人領主に成長し「揚北衆」と呼ばれるようになる。

戦国期になると、揚北衆は独立性の強い国人層として、越後守護代・長尾氏と対抗し得る存在にまで成長した。享禄3(1530)年から7年にも及ぶ上杉定憲の乱に際しては、佐々木氏一族からも新発田綱貞・五十公野景家・加地春綱・竹俣昌綱が連判のうえ参戦し、守護代の長尾為景と抗争を展開した。しかし、長尾景虎(上杉謙信)が家督を継承し、上越・中越全域に影響力を及ぼすと、新発田氏ら下越の国人衆も臣従し、家臣化していく。

新発田重家の乱 天正6(1578)年、謙信が後継者を指名しないまま急死すると、養子の景勝と景虎の間で後継者争い(御館の乱)が発生した。新発田長敦と弟の五十公野治長(後の新発田重家)は景勝方に付き、勝利に大きく貢献した。しかし、長敦は乱が完全に終結する前に病没したため、五十公野氏の養子となっていた弟・治長が新発田氏を継ぎ、重家と名乗った。

新発田重家は、御館の乱後に景勝の側近らが重用される一方、重家に対しては家督相続の保障のみという論功行賞に不満を抱き、会津の蘆名氏、米沢の伊達氏の支援を受け、織田信長とも連携して、天正9(1581)年に上杉景勝に対して挙兵する。戦況は、当初は重家方が有利だったが、信長が本能寺の変で討たれ、蘆名・伊達両氏も代替わりする中で状況は変化する。景勝は、信長の死去後は豊臣秀吉に臣従し、越後統一を進めていく。秀吉は両者の仲裁を試みたが、重家が拒絶したため、秀吉の命を受けた景勝の軍勢により、天正15(1587)年10月に重家は新発田城にて闘死し、7年に渡る新発田重家の乱は終結した。

市内の中世遺跡 中世城館跡は市内で90か所以上確認されている。加地氏の拠点とされる加治城跡(東宮内)や五十公野氏の五十公野城跡(五十公野)、国指定史跡でもある金山城跡(奥山荘城館遺跡の一部)などの山城や、竹俣氏の宝積寺館跡(上三光)などの居館がある。多数の中世城館跡の分布からは、市域においても領主層の活発な動きが垣間見える。

新発田城跡(大手町)では、これまでに31地点で発掘調査され12冊の報告書が刊行されている。平成8(1996)年には、新発田城二ノ丸内の通称「古丸」で発掘調査を実施し、中世



新発田重家肖像
(福勝寺 所蔵)



宝積寺館跡の堀・土塁の発掘調査状況

の堀跡や多数の柱穴、井戸を発見した。集落跡を凌駕する量の茶道具や中国産の陶磁器類も出土しており、伝承どおり新発田氏の館跡と考えられる。

また、鎌倉時代には紫雲寺（塩津）瀧の南端部に大きな集落が営まれた。住吉遺跡や二ツ割遺跡では青白磁の梅瓶や白磁の水注などの高級輸入陶磁器が多く出土しており、当地の開発や水上交通・物資の流通に関わりのあった集落と考えられる。

中世の霊場と石造物 平安末期、相次ぐ災害に加え治安が悪化する不安定な社会情勢のなか、人びとの間には不安が広がり、仏教における正法の失われた時代、すなわち永承7（1052）年に末法の時代に入ったとする末法思想の広がりにより拍車がかかった。末法思想は極楽浄土に往生しようとする信仰につながり、市内でも真木山丘陵に大沢経塚（大沢ほか）が築かれ、朱墨で書かれた法華経が銅製の経筒に入れられて埋納されている。

鎌倉時代になると、極楽往生を願う人びとは霊場とされる場所に石仏や板碑などを造立するようになった。市の周辺では、五頭山麓の出湯（阿賀野市）が名高く、なかでも華報寺は中世においても全国にその名を知られていた。同寺院の周囲では、石塔や石仏、板碑が数多く見つかっている。

当市では、五十公野山周辺で石造物が多く見られる。五十公野山の北側に位置する岡田の法音寺大日堂では多数の石塔・石仏・板碑が確認されており、なかでも源頼朝供養塔との言い伝えもある五輪塔は高さ1.5mほどと大型で、有力者の造塔と考えられる。

五十公野地内の七軒町周辺は、現在も寺院が集中するが、各寺院でも石造物が散見される。また、五十公野館跡の発掘調査では、華報寺に隣接する目洗沢中世墓跡の出土品と同じ型から作られた青銅製の観音菩薩像が見つかった。県内での金銅仏の出土は稀であり、出湯地域と五十公野地区との信仰をめぐる関連性が注目される。

このほかにも五十公野山周辺は、古四王神社や石井神社などの神社や寺院が多い。周辺



大沢経塚出土品（県指定文化財）



法音寺大日堂の五輪塔（市指定文化財）



五十公野地区 七軒町の寺院

の遺跡や石造物など、残されたものから中世の人びとの極楽往生への強い願いをうかがい知ることができる。

(4) 近世(江戸時代)

新発田藩の概要 慶長3(1598)年に上杉景勝が会津へ移封されると、越後には堀秀治が45万石で入封し、織田信長・豊臣秀吉に仕えた尾張出身の溝口秀勝が、秀治の与力として加賀大聖寺から蒲原郡へ6万石で配された。2年後の関ヶ原の戦いでは徳川方に与して領内の上杉遺民一揆を平定し、この功績により徳川家康から6万石を安堵され新発田藩へとつながっていく。溝口家は外様大名であるが、幕府に対し慎重な姿勢を取り、最後の藩主12代溝口直正まで約270年間を通じて国替えがなかった。このことが、今に続く新発田の歴史文化の土台になっている。また、藩主の改易・転封がなかったこともあり、多くの藩政資料が地元^{なほまさ}に伝えられ、その多くは新発田市立歴史図書館で保管・展示されている。

秀勝の領した蒲原郡は現在の見附市付近にまで及ぶ広大なもので、加治川や阿賀野川、信濃川などの大小河川が流れ、潟や沼地を作っていた。河川の氾濫が多い低地が多く、かつ長い戦乱で耕地も荒れ果て、6万石とはいえ、当時はそれほどの収穫は得られなかったと考えられている。秀勝は領内の北端部にあたる新発田を拠点に定め、当初は五十公野に館を構えて新発田城の築城を開始すると共に、信濃川の築堤工事や村々への法令発布など、領地の経営に乗り出した。

慶長15(1610)年、2代目宣勝^{のぶかつ}は家督を相続する際に、弟の善勝^{よしかつ}に1万石を分地して沼海藩^{そうみ}を分家させたために5万石となった。歴代藩主は阿賀野川や加治川の改修、紫雲寺(塩津)潟や島見前潟^{しまみまがた}(新潟市北区)の干拓など治水と新田開発につとめ、その結果、安永6(1777)年には新田開発高の累計が9万4千石に及んだと幕府に報告している。寛政元(1789)年に幕府から蒲原郡の2万石と陸奥(福島県)の3郡の交換を命じられて実収入が減少したが、幕末の万延元(1860)年には新田開発の実績を幕府から認められ10万石に改められている。

新発田藩は、大坂冬の陣での江戸警護、同夏の陣での参陣や江戸城などの普請^{ふしん}、勅使や朝鮮使節への接待役、改易大名の城の受取など、幕府への務めを多数担ってきたが、新田開発による増収でその負担に耐えることができていた。しかし、元禄年間末期(1700年ごろ)には藩財政が傾きはじめ、享保4(1719)年の大火^{よもしち}(与茂七火事)復旧への出費で破綻が決定的



新発田藩初代藩主 溝口秀勝 肖像
(市指定文化財、宝光寺 所蔵)

となった。それ以後、藩の赤字財政が好転することはなく、藩士からの借り上げや町人・農民への負担金徴収、豪商からの借金が常態化していった。

江戸時代中期以後の全国的な物流網と貨幣経済の発達、庶民の間に貧富の差を拡大させた。この流れは豪商・豪農の出現につながり、藩内でも白勢家^{しろせ}や市島家^{いちしま}が大きく成長した。

明治元（1868）年の戊辰戦争では、新発田藩は伝統的に勤皇思想の影響が強かったこともあり、早くから藩論は新政府側でまとまりを見せ、京都に派遣されていた新発田藩兵も新政府軍の一員として江戸へ上った。しかし、本国では近隣諸藩からの圧力が大きく、奥羽越列藩同盟に加わることを余儀なくされたが、新政府軍が越後へ入ると速やかに恭順し、旧幕府側の庄内・米沢・会津などの軍と戦った。藩境の市内米倉地区から赤谷地区にかけては新発



江戸時代後期の新発田藩領 （出典:新発田市 1998『城下町新発田 400年のあゆみ』）

田藩と会津藩を中心に激戦が交わされた。

なお、現在の新発田市域には、新発田藩領のほか、三日市・黒川・村上・会津の各藩領と幕府領（天領）があった。現市街地を含む加治川左岸側の大半は近世を通じて概ね新発田藩領だったが、それ以外は、諸藩の転封などもあって変遷し、江戸時代中期には複雑に入り組むようになる。このうち、現市域に城郭や藩庁があったのは新発田藩と三日市藩である。三日市藩は、柳沢時睦が享保年間に移封されて以後、幕末まで続く1万石の小藩で、現在の加治地区周辺に藩領を持ち、市内上館に藩庁（陣屋）を置いた。戊辰戦争では新発田藩と行動を共にしている。

新発田城と城下町の形成 前述のとおり、新発田藩は江戸時代を通じて溝口氏が治め、移封や改易はなかった。このため、藩としての規模も大きく変わることがなく、一貫した考えのもと城と城下町も整備・維持された。

初代藩主の溝口秀勝は、中世豪族である新発田氏の館があった加治川扇状地の微高地を拠点に選び、新発田城を築城し始めた。完成は3代宣直の時代で、50年あまりを要した。城の構えは本丸を二ノ丸が取り囲み、三ノ丸が南方に突き出た変形の輪郭・梯郭式併用の平城で、新発田川を引き込んだ内堀と外堀を周囲に巡らせる。寛文8(1668)年と享保4(1719)年の二度の大火やたび重なる地震、水害などで被害を受けるが、その度に再建・修復されている。現存する建物には、国の重要文化財に指定された本丸表門と旧二ノ丸隅櫓があり、平成16(2004)年に復元された本丸の三階櫓・辰巳櫓とともに、市民に広く親しまれている。本丸には藩主の表屋敷を構え、二ノ丸の北側は藩主の奥屋敷や蔵、藩校



新発田城 本丸 表門（国指定重要文化財）



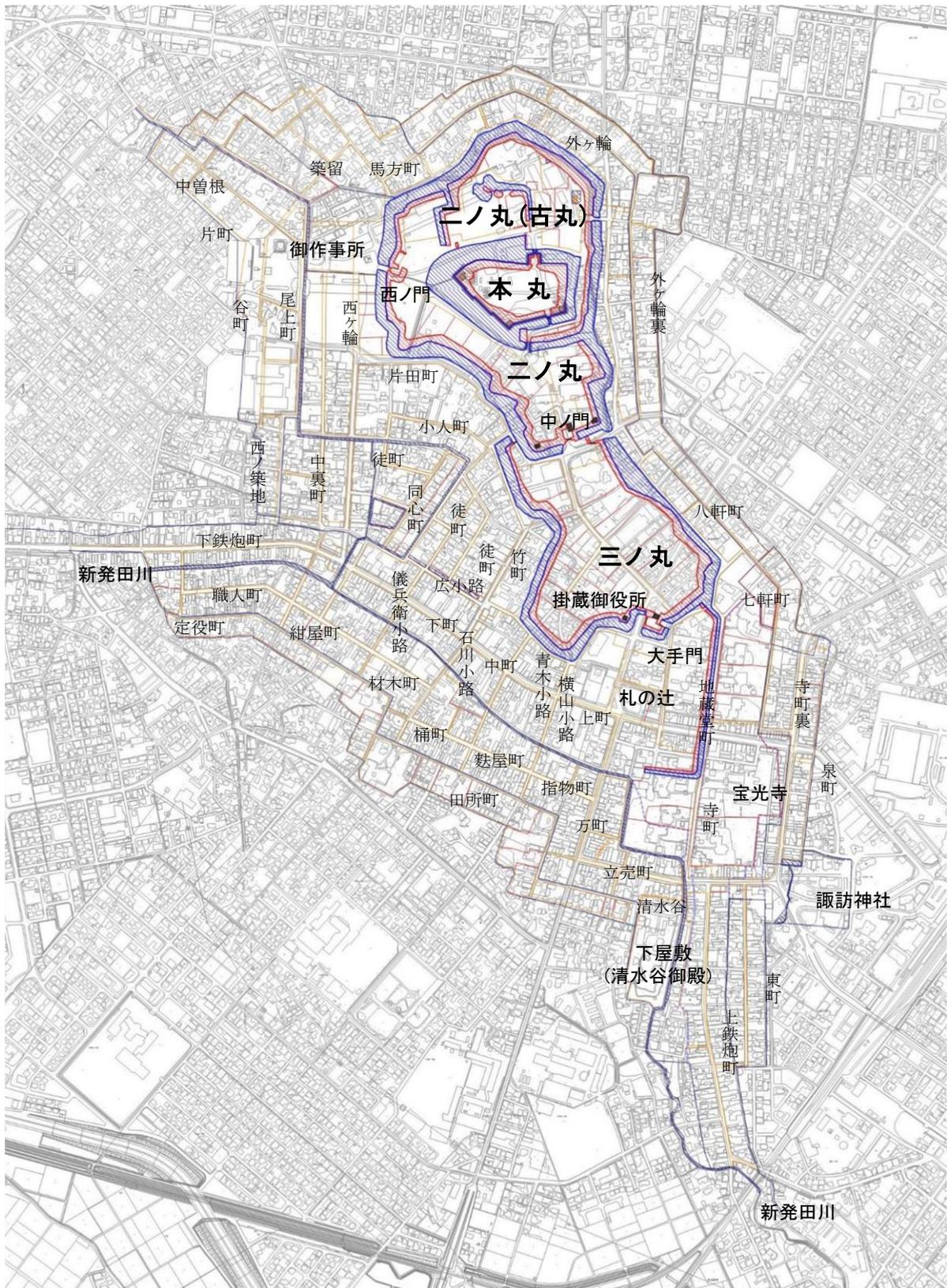
新発田城 三階櫓（復元建造物）



新発田城 辰巳櫓跡の発掘調査



明治初めの新発田城（土橋門・鉄炮櫓）



新発田城と城下町の配置 (縮尺 1/12,000)

(『新発田御家中町総絵図(一步一間歩詰惣絵図)』(新発田市立歴史図書館蔵)を基に作成

など藩の施設を、二ノ丸の南側と三ノ丸には家老など上級藩士の屋敷と会所や奉行所など藩の施設を置いた。

城下は、家中屋敷と町屋敷からなり、二ノ丸・三ノ丸の周囲など城の近くには家臣が集住する家中屋敷を配した。三ノ丸南側の大手口付近には寺院を集め寺町を形成した。構成する寺院は江戸時代中期以後に確定するが、藩主溝口家菩提寺の宝光寺など比較的大きな境内を有し、その先に続く街道筋からの防御を意識した配置と考えられる。また、同じく会津街道筋には、越後を代表する大名庭園で国指定名勝の新発田藩下屋敷（清水谷御殿）が置かれている。

三ノ丸大手門の外側には、会津街道と北国街道の結節点があり、高札場があったことから「札の辻」と呼ばれる。この「札の辻」周辺が城下の中心部で、東西方向には上町・中町・下町が、それに直交する南北方向には立売町が配されて大店が軒を連ねた。これらの様子は、新発田城下を描いた最古の絵図である正保年間（1644～1648）の『御家中絵図』にも描かれており、現在の中心市街地の区画や主な通りはこのころまでに形成されていたことがわかる。

町屋敷は、まず中世から続くと伝わる上町・中町に下町を加えた「本町」の通りが整備され、次いで江戸時代初期までにより万町・立売町・指物町・麩屋町・桶町・材木町・紺屋町からなる「新町」の通りが南側に並行して作られた。江戸時代中期にはさらに外側へ拡張し、その南側に田所町・定役町からなる「町裏」の通りが整備された。この三筋の街路は幅が異なり、目抜き通りである本町と万町・立売町については



新発田藩下屋敷(清水谷御殿) (国指定名勝)



足軽長屋 (国指定重要文化財)



現在の旧寺町



「札の辻」跡に建つ石碑

5間と広く採られた。

また、家中屋敷と町屋敷の境界はもともと明確ではなかったが、江戸時代中期ごろになると、防火の意味も含めて堀と幅広の通りを設け、木戸も設置されるようになった。さらに火災に対する備えは、^{にんずうだまり}人数溜と呼ばれる広場の設置、通りの拡幅と新設、屋根の板葺化などに及んでいる。城下町の整備・拡充は活気と賑わいをもたらし、幕末期の人口は2万人に達していたとされる。

なお、二ノ丸・三ノ丸などの堀は明治から昭和にかけて埋め立てられたが、戦争による空襲被害がなく、大規模な都市再開発も実施されなかったことから基本的な町割りは現在も変わっておらず、城下町の風情が随所に残されている。

花開いた江戸時代の文化 江戸時代は、いわゆる鎖国政策により海外からの各種の影響が小さく独自の文化が発達した。また、国内における武力衝突のない政治的な平和と安定のもとで学問が重視され、政権を支える理念を教える儒学のみならず、医学や本草学などの自然科学分野も発展した。太平の世となっても階級社会としての限定はあったが、新発田藩においても安定した治世のもと各種の文化が花開いた。

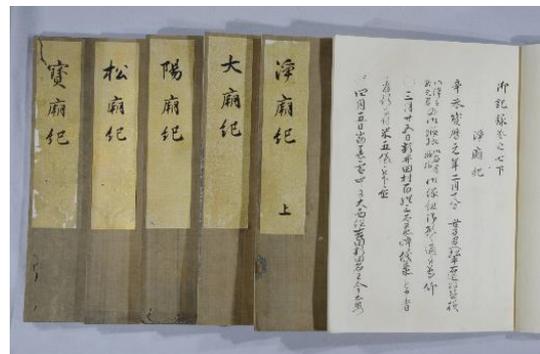
新発田藩主の溝口氏は、代々学問を奨励したことで知られる。藩士らに学問の場を設けたのは4代重雄^{しげかつ}だったが、本格化するのは江戸時代後期の8代藩主直養^{なおやす}以後のことである。直養は特に^{きもんしゅしがく}崎門朱子学を重んじ、明和8（1771）年に学問奨励の諭告を出すと翌年には藩校を創設し、安永5（1776）年には全国で3番目となる医学館も設置した。後に「道学堂」と名付けられた藩校では藩士だけ



城下町の小路(大善寺小路)



新発田川



新発田藩資料(『御記録』:県指定文化財)



藩校「道学堂」の額(市指定文化財)

でなく庶民の聴講も許した。「貴きも^{いやし}賤きも学問すべき事にて、百姓などはいらぬ事とは心得違ひなり、末々まで皆学ぶべし」と布告して領内の郷村にも講義の場を設けて庶民教育を推し進め、功績のあった人びとの表彰も行った。

また、新発田城下や近郊には、私塾や寺子屋も多く開設された。特に文政7（1824）年に丹羽伯弘が開塾した積善堂（学半楼）からは、幕末の大庄屋で勤皇の士である小川心齋や教育者・儒者の大野趾堂、初代新発田町長で歌人の原宏平、大実業家の大倉喜八郎ら多くの有為の人物が輩出された。こうした好学の風土から、種痘を用いた最新医療を実施した医家の桑田立齋や和算の丸田正通といった優秀な学者・文化人も現れ、幕末に至るまで洗練された文化が根付いた。学問に対する熱意が下級藩士や領民に浸透したことは、新発田藩内や周辺地域で各種文化が花開く土壌ともなった。

学問に限らず、文化の発展は多方面に及んだ。文芸では漢詩・和歌・俳諧などがあるが、藩主・藩士により江戸から伝えられた流れと、江戸時代中期以後に宗匠の遊歴で普及した俳諧のような町人文芸の流れとに大別できる。これらは元禄文化期の前後から見られ始めるが、化政文化期の10代直諒の頃には城下の藩士や町人らの中に武芸や芸能にすぐれた人々が輩出した。藩では領内の学芸・芸能の精通者の調査を行っている。

また、新発田藩主は代々茶の湯への関心が高く、3代宣直から4代重雄にかけて城下を下屋敷の清水谷御殿を、郊外には五十公野御茶屋を設けた。いずれも幕府茶道方の縣宗知を招いて作庭している。4代重雄は石州



丹羽伯弘の肖像画（市指定文化財）と「積善堂」跡地の碑



丸田正通 和算資料（市指定文化財）



江戸後期に建てられた芭蕉句碑（千光寺）



五十公野御茶屋（国指定名勝）

りゅういけい は
流 怡溪派の茶道を藩内に伝え、7代直温は
藩に茶道職を置いた。10代直諒は特に茶道を
愛好し、「翠濤」と号して越後怡溪派を興
し、新発田の茶道文化の発展に大きな影響を
与えた。茶道は市民の間にも定着し、現在も
市民茶会が開かれるなど盛んである。

このほかに能や絵画といった諸道や、弓術・馬術・剣術・槍術・柔術・軍学などの武芸も盛んで稽古所も設置されている。これらの中には、市民活動として現在まで連綿と引き継がれているものも多い。

江戸時代中期の町人文化の隆盛を背景に、城下の祭りも華やかになっていった。新発田総鎮守で、藩主の崇敬を集めた諏訪神社の祭礼が城下を挙げた祭りとなったのは、享保11(1726)年頃と考えられる。この年には各町内の台輪奉納が始まり、現在は上町、下町、両町、三之町、四之町、泉町の6台の台輪が曳き出される。祭りの華であり、新発田の夏の終わりを彩る風物詩である。

また、職人町獅子舞は、諏訪神社の祭礼などで悪魔払いとして舞われる芸能である。江戸時代中期以来、現在まで連綿と伝承されている。城下町新発田の地域的特色を示す民俗芸能であり、東町など近隣にも本獅子舞をルーツとする獅子舞が多く存在する。

参勤交代で藩主が通った街道 新発田藩は参勤交代に加治川沿いをさかのぼり会津地方を經由して江戸との間を往復した。新発田藩領で主に会津街道と呼ばれたこの道は、村上藩主も参勤交代に用いた当時の主要街道の一つで、現在の県道新発田津川線に相当する。城下から五十公野・米倉・山内の各宿場を通り、中々山で会津藩領に入り赤谷宿へと至る街道で、随所に往時の面影を留めている。



溝口直諒愛用と伝わる茶釜
(北方文化博物館所蔵)



しばた台輪 (市指定文化財)



職人町獅子舞 (市指定文化財)



米倉の旧宿場町

街道は城下の「札の辻」を起点として、上鉄炮町から郊外へと進む。

各宿場は、直線とかぎ形からなる街道とそれに直交する短冊形の地割が特徴的である。五十公野宿には、先述の藩主別邸である五十公野御茶屋が設けられ、参勤交代時の休憩所としても用いられた。米倉地区には「一本木原」と呼ばれた御用林があり、街道の両側は松並木が整備された。山内宿の東端には新発田藩の、赤谷宿の北端には会津藩の口留番所が設けられ境界をなしていた。

会津領の上赤谷の南端には、江戸時代の一里塚が1基残されており、往時の様子を偲ぶことができる。

藩政下の治水と新田開発 新発田藩が中心的な政策として長年取り組んだのが新田開発である。正保2（1645）年の『正保越後国絵図』を見ると、紫雲寺（塩津）潟・福島潟・島見前潟の周辺には数える程度の村しかないが、元禄13（1700）年の『元禄十三年越後国蒲原郡岩舟郡絵図』では、潟の端に多くの村々が記載されている。このことから、藩の成立初期から中期にかけては、潟周辺の低湿地帯を水田化する新田開発によって新村が多数誕生したことが分かる。

一方、この時点では、紫雲寺（塩津）潟・福島潟・島見前潟（現新潟市域）は依然として縮小することなく残っている。阿賀北地域に広がるこれらの潟では、近世中期以降本格的に開発が進められたが、干拓に至るまでには数々の障害が立ちはだかった。また、水害も頻発し治水事業が重視された。

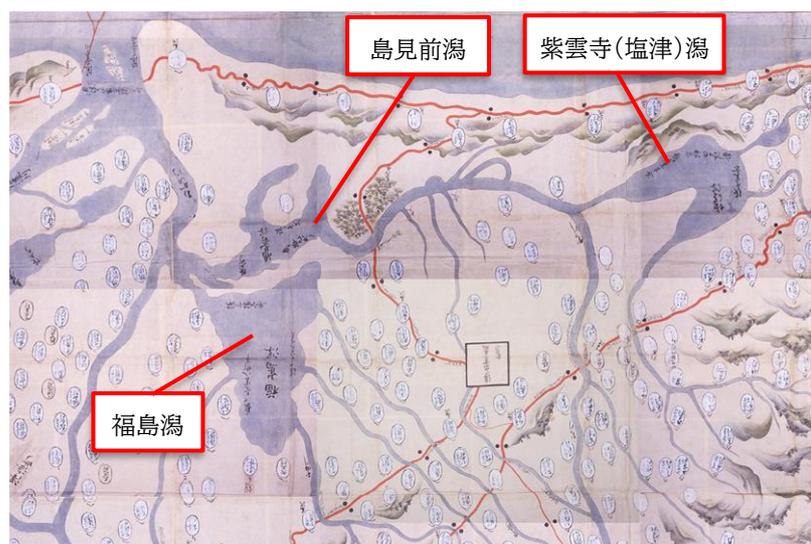
江戸時代前期の加治川は砂丘地にあたると西流し島見前潟に流入していた。新発田藩では紫雲寺地区二ツ山の砂丘を開削し加治川を



会津街道の松並木（市指定文化財）



上赤谷の一里塚（市指定文化財）



近世初期の新発田周辺（『正保越後国絵図』新発田市歴史図書館蔵）

北側の砂丘間低地へ切り回す工事を実施し、現在の派川はせんかじかわ加治川の流路に瀬替えを行った。この結果、島見前潟周辺の干拓が進んだ。

紫雲寺（塩津）潟の開発状況を見ると、新発田藩は農民からの要求に応じて新田開発に乗り出し、享保6（1721）年に天領の代官との共同で、潟から海までの水路（長者堀）を通じさせた。しかし、浅い水深のために川底が埋まり、ほどなく機能を果たさなくなった。加えて、干拓後の農地が藩領ではなく幕領のままであったことから新発田藩の干拓への意欲は後退した。

一方、幕府の新田開発政策に応じて町人資本の開発意欲は増大した。信州高井郡（現在の長野県須坂市）の商人である竹前小八郎たけまえこはちろうと兄の権兵衛ごんべえは、自費での紫雲寺（塩津）潟の干拓工事を幕府に願い出て、享保13（1728）年に着手した。初めに、かつて新発田藩が開削した水路を深く掘り直した落堀川おちぼりがわで潟の水を海へ落とし、次いで潟に入り込む河川の締め切り工事を実施した。だが、この間に小八郎が他界して兄の権兵衛が事業を引き継いだ。享保17（1732）年の水害の影響で落堀川が拡大し大規模な干拓につながったが、近隣農民との軋轢あつれきが生じ、資金も底を尽くに至った。幕府は、民間資本での工事はこれ以上無理と判断し、同年に潟関連の土地を収公し500町歩

を権兵衛に無地代として下げ渡した。また、潟に流入していた今泉川の瀬替えを行うとともに、新たな潟開発業者を募集した。その結果、干拓によって1,993町歩の新たな農地と42の新村が生まれたが、この払い下げを受けた者のほとんどは新発田藩領内の人々であった。

一方、紫雲寺（塩津）潟開発により加治川流域の遊水池としての機能は大幅に縮小し、水害への懸念が膨らんでいた。このため、享保15（1730）年に藩が主導して、加治川も合流する阿賀野川下流の流れを、増水時に日本海へ短絡する分水工事（松ヶ崎掘割）を実施した。この分水は洪水時の排水のみを目的としていたが、翌年の雪解けによる増水で堰が決壊して川幅が広がり、期せずして分水が阿賀野川の本流へと変わった。その結果、それまでの河口だっ



加治川の二ツ山開削の跡地



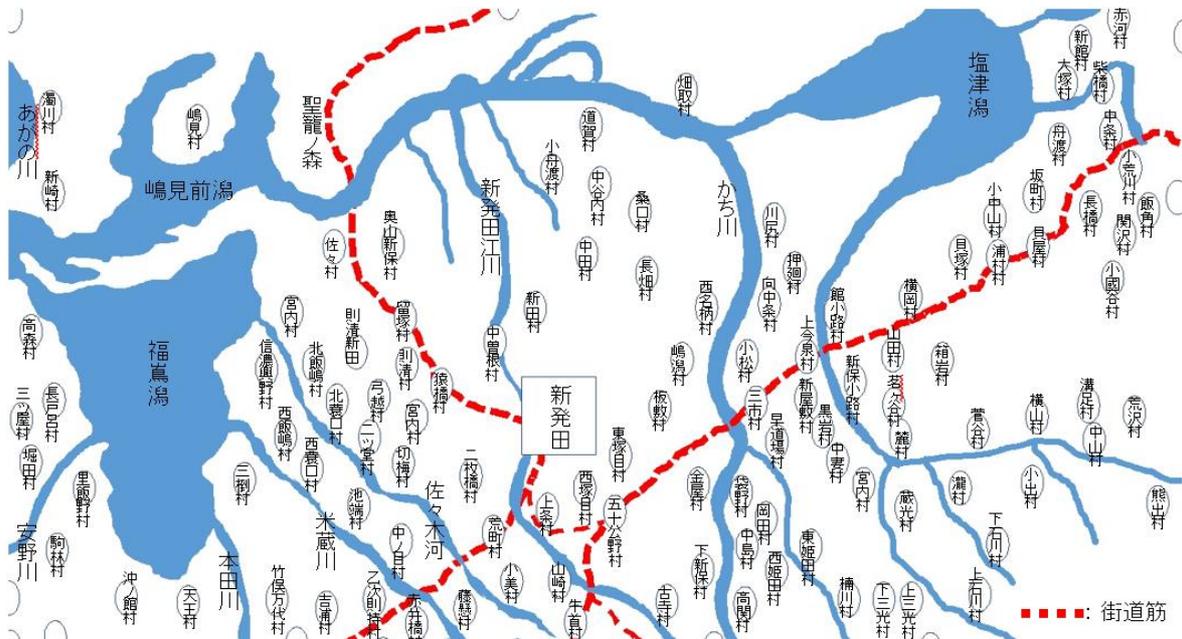
紫雲寺（塩津）潟干拓顕彰の「決湖開田碑」



落堀川

た新潟町や沼垂町の港の水量は激減したが、一方で福島潟周辺の水はけは大きく改善した。また、島見前潟（現新潟市北区）は陸化し、一挙に新田開発が進んだ。

残る福島潟は水深が比較的深いため干拓は困難の連続だった。宝暦4（1754）年に福島潟の領主権は幕府に移るが、働きかけによって新発田藩の預領として復すると、直後から瀬替え



正保2（1645）年頃の蒲原郡の村々
 （『正保越後国絵図』〈新発田市立歴史図書館所蔵〉より作成）



元禄13（1700）年頃の蒲原郡の村々（※黄色は新たに描き加わった村）
 （『元禄十三年越後国蒲原郡岩舟郡絵図』〈新発田市立歴史図書館所蔵〉より作成）

や土流しなどの手法で干拓事業を再開した。これにより、天保6(1835)年の検地では5,400石、面積542町歩と干拓面積は増加しているが、湖面の完全な干拓は明治以後の技術を待たなければならなかった。

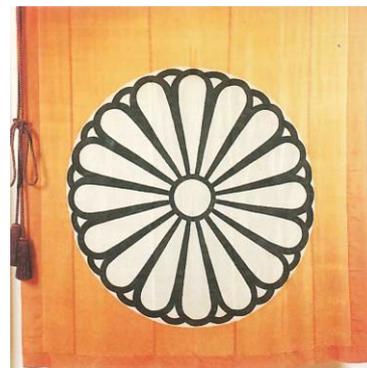
江戸時代は全国的に新田開発の進展した時代だが、越後では特に活発だった。慶長3(1598)年と明治初期の総石高を比較すると2.5倍以上に増加しており、増加の率・量ともに全国最上位レベルである。その越後の中にあつて、新発田藩は最も成果を挙げた藩の一つであり、実高は20万石とも言われるに至った。

これらの新田開発によって多くの集落が誕生した。紫雲寺(塩津)潟の干拓によって新たに開かれた集落のうち、古田・下中沢・富島・福岡・真中まなかからなる通称五ヶ字には、神楽かぐらが伝えられている。この五ヶ字神楽は江戸時代後期に長野県松本地域から伝わったとされ、新田集落の結束の要として長く伝えられている。同様に稲荷岡集落でも神楽が伝えられている。

戊辰戦争と新発田藩の終焉 新発田藩は、藩学の崎門朱子学の影響もあり尊王を藩是としていた。王政復古の大号令を受けて京都へ400名を越す藩兵を派遣し、慶応4(明治元<1868>)年2月には新政府軍の一員として関東に向け出陣するなど、当初より積極的に新政府側として行動した。一方、同年5月に奥羽越列藩同盟おううえつれつぱんどうめいが発足したが、その際に越後諸藩にも勧誘が行われた。新発田藩は不参加の態度をとったが、盟主的立場の仙台藩や米沢藩からの強硬な申し入れと周辺諸藩の情勢により、やむなく参加することとなった。加盟後も積極的ではない新発田藩の姿勢に、新潟での会議への出席と警護を求められ、藩兵200名を派遣した。しかし、尊王意識の強い領民が新政府軍との交戦をはばかりて道中を塞ぎ、進行を妨害したために進軍は著しく滞った。また、年少の12代目藩主・直正が、人質同然の状態で同盟軍本陣への出陣を求められた際も、数千もの領民が藩主の通行を塞いだと伝わる。これら領民の行動の背景には、



稲荷岡神楽(市指定文化財)



新発田藩に下賜された新政府側の軍旗
(豊田神社 所蔵)



かどいしはら
角石原古戦場

藩による領地領民の保護を最優先とした外様大名としての現実的な戦略と時代の流れを読む先見性があった。加えて藩主と家臣団、領民との強い信頼関係と団結力があってこそ成り立つものであった。まさに溝口氏の新発田藩が、270年に渡って脈々と築き上げた結晶と言える。

その後も同盟側の督促に従い、長岡や新潟方面に派兵して戦列に加わったが、7月に領内の太夫浜（新潟市北区）に新政府軍が上陸すると、藩主・直正は柏崎の本営に着陣した総裁の仁和寺宮嘉彰親王に拝謁し、恭順の意を示し認められた。新政府軍の本営が新発田城に移されるとともに、新発田藩兵は新政府軍の先鋒として会津藩や庄内藩と交戦するが、特に新発田・会津の藩境にある角石原付近での戦いでは、両軍に多くの死傷者があ

った。宝光寺に新発田藩の戊辰戦争殉難追悼の碑があり、赤谷地区には会津藩戦死者の慰霊碑が立つ。これらは戊辰戦争全体での犠牲の大きさを物語るが、新発田城下町が戦火に巻き込まれることはなかった。この戦いでは藩兵以外にも、正気隊や神威隊、北辰隊など領民を中心とした、いわゆる草莽隊も多く参戦している。

明治2(1869)年に版籍奉還を迎え、最後の藩主・直正は知藩事に任じられた。2年後には、廃藩置県により新発田藩は新発田県へと姿を変え、同年11月には新潟県に編入された。

(5) 近現代

軍都・新発田 明治新政府は、欧米に比肩する近代国家を目指して、電信・郵便事業の創設、貨幣の統一、鉄道敷設、学制発布、官営工場の設立、地租改正、徴兵制度の導入など、富国強兵と殖産興業を柱に据えた。

新発田では早くから軍が駐屯したこともあり、町の整備や発展については、軍の存在を抜きに語ることはできない。

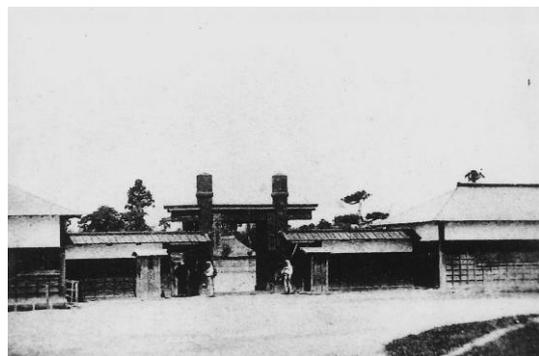
明治4(1871)年に東京鎮台第一分営が新潟に設置されたが、兵営が新設されるまでの約1年間、新発田城に駐屯することとなった。



新発田藩の戊辰戦争殉難追悼碑（宝光寺）



会津藩戦死者の慰霊碑（赤谷）



新発田城に置かれた東京鎮台第一分営

明治7(1874)年には再び軍隊が新発田城に移駐し、新たな兵舎が建設された。これが軍都としての新発田の始まりと言える。この白壁の新兵舎は、特異な形式の洋風の小屋組を採用した和洋折衷のモダンな建造物で、明治11(1878)年の明治天皇巡幸^{じゆんこう}時^{あんざいしよ}には行在所としても用いられた。現在は移築復元され、陸上自衛隊の広報史料館となっている。



移築された白壁兵舎

明治17(1884)年には歩兵第16連隊が創設され、屯営^{とんえい}の規模が大きくなると、新発田と軍との関係は一層強まっていく。翌年には、二ノ丸にあった重臣屋敷の跡地を買収して営前練兵場とし、陸軍衛戍病院^{えいじゆ}(後に県立新発田病院となり、現在はJR新発田駅前に移転)を設立した。ついで町裏(今の第一中学校付近)にも練兵場を増設し、さらには憲兵分隊も設置された。



旧 営前練兵場(新発田城址公園)

連隊施設の造作や物資の納入などはもちろん、軍人・軍属の日常生活、入営兵士と付添人の宿泊や物品の取り揃え、除隊時の記念品や土産物購入など、新発田の経済への影響は小さくなかった。このため、昭和初期に連隊の満州移設計画が発表された際は、町を挙げての運動で移転が回避されたほどである。

なお、歩兵第16連隊は、日清戦争・日露戦争・シベリア出兵・満州事変・日中戦争・太平洋戦争などに従軍している。また、日中戦争以後に歩兵第116連隊が新発田で編成されたほか、歩兵第158連隊が新発田を駐屯地とした。

西洋近代文化の受容 阿賀北地域で最大の城下町だった新発田は、近代以後も、行政・産業・軍事・教育など様々な面で重要な位置を占める地方都市であった。明治22(1889)年に町村制が施行され、新発田町が成立し、軍隊以外にも裁判所や警察署などの官公署、学校などが置かれ、明治30(1897)年に郡制が布かれると北蒲原郡役所も設置された。

明治初期にはいち早く洋品店・写真館などが開業し、陸軍の新発田分営の設置や警察署の設置などにより洋風建築物も建築された。大正元(1912)年に新津-新発田間で鉄道が開業し、その2年後には中条まで延伸した。さ



赤谷線の廃線跡(サイクリングロード)

らに同14(1925)年に赤谷鉱山と新発田を結ぶ赤谷線も開通している。また、昭和3(1928)年には新発田市街地で上水道敷設が竣工するなど、着々と近代化が進んだ。

教育の面でも新発田は北蒲原地域の中心だった。明治5(1872)年に学制が発布されると、市内でも小学校が創設され、明治20年代末以降、新発田中学校・新発田高等女学校・新発田農学校・新発田商業学校・新発田工芸女学校の中等教育機関が開校し、教育のまち新発田を形成する礎の一つとなった。現在も、公立私立合計で6つの高等学校が新発田市にあり、短期大学校、大学も1校ずつ設立されている。社会教育では、明治24(1891)年に小学校教員らが中心となった図書館が開設され、後に「新発田図書館」とも称した。昭和4(1929)年には、新発田出身の実業家・坪川洵平の寄付によって新発田町立図書館が開館し、現在の市立図書館につながっている。また、明治中期から後期ごろにかけて青年団体や婦人団体も組織されはじめた。

近代産業の発展 明治初期の地租改正と続く経済不況の影響から、土地を手放す中小地主が増加し、大地主による土地集積が加速して新たな「千町歩地主」も出現することとなった。市島家・白勢家といった近世からの巨大地主に加え、幕末・明治期に成長した伊藤家や斎藤家など蒲原地域の巨大地主も積極的に政治・経済に進出し、金融・産業・文化の育成にも注力した。これらの資本も元手として銀行などの金融機関が設立された。明治12(1879)年に新発田第百十六国立銀行が開設されている。

市街地では、本町市場、三ノ町市場、四ノ町市場などで隔日偶数日に定期市が開か



旧新発田町上水道敷設関係資料(県指定文化財)



坪川洵平の箴言碑(市歴史図書館前)



市島家住宅(県指定文化財)



赤谷鉱山の専用軌道線の跡

れ、北蒲原の農家や商人の交易の場となり、「県下第一」とも言われるほど賑わった。生鮮食料品や日用品などの販売を通して庶民の生活に深く根をおろし、後の商店街へと発展していった。

産業面に目を向けると、赤谷鉱山の開発のような大規模開発のほか、企業の設立も相次いだ。新たな技術を活用した石油開発では、大正4(1915)年に市内の月岡で石油掘削中に偶然熱湯が噴出したことをきっかけとして、月岡温泉が開湯している。

当市の近代の産業振興についての重要人物として大倉喜八郎が挙げられる。大倉は、天保8(1837)年に新発田藩城下の商家に生まれ、18歳まで新発田で過ごした。陽明学派の学者・丹羽伯弘の私塾で学び、この間に思想の背骨が築かれたと思われる。幕末に江戸に出て、後に大実業家となり、渋沢栄一とも盟友であった。新発田への貢献は、土地や金銭の寄附、羽越鉄道開通の協力など数多いが、産業振興面では大倉製糸工場の建設が挙げられる。大正8(1919)年に新発田駅前で操業を始めた工場は敷地が7,883坪、建物は2,124坪に及ぶ大工場で、工場では地元の繭まゆが使われ、地元の就労先ともなった。操業は昭和56(1981)年まで続いた。なお、令和4(2022)年には大倉が東京・向島に建設した別邸の一部「蔵春閣」が、JR新発田駅前にある、かつて大倉が寄付した東公園内に移築された。

治水とかんがい 明治維新後も新発田の主たる産業は稲作であった。明治16(1883)年には農家が全体の69.5%を占めている。産業としての農業振興を図るうえでも、大きな水害を防ぐ治水という意味でも、加治川水系の河川改修が求められた。湾曲している河道の改



月岡温泉発祥の地 碑



大倉喜八郎 胸像 (県立新発田病院前)



蔵春閣



瀬替えされた加治川 (岡田地内)

修が進められた。幕末の文久2(1862)年に狐尾(現新潟市北区)の瀬替えが完成したが、特に大きく湾曲していたのは岡田であり、この箇所を直線的に流れるようにする瀬替えは明治22(1889)年に竣工した。

残る河川改修上の大きな課題は、加治川を最短で日本海に切り落とす分水の設置であった。加治川は、沿岸部の砂丘列によって流れを阻まれて十数キロメートルを蛇行した後に阿賀野川へ合流し、ようやく日本海へと注いでいた。このため下流域の流速は遅く、洪水や湛水の原因になっていた。

そこで、最短で日本海に直接注ぐ分水路の開削が求められたが、着工までには紆余曲折があり、ようやく分水の工事が決定した。起工式は明治41(1908)年に執り行われ、5年の歳月を要して大正2(1913)年に竣工した。これで水害も大きく減少し、沿線の約5,000haにも及ぶ農地の被害も減少し、平野部の水田の近代的化に大きく貢献した。

このときに加治川水系の堤防に植樹されたソメイヨシノは約6,000本で、爛漫と咲く長堤十里の桜は世界一とも称された。満開時には花見客で賑わい、国鉄も臨時の停車場を設けた。しかし、昭和40年代の下越水害と羽越水害で河川改修が行われ、桜は「残存の桜」と名付けられた1本を除き伐採された。現在は、市民団体が復元に向け植樹などの活動を行っている。

この河川改修では、川筋の直線化や堤防整備に加えて加治川治水ダム、内の倉ダムの2つのダムや安定した用水確保のための頭首工が建設された。

新発田川放水路や福島潟放水路も平成になって完成している。現在でもかんがい排水事



加治川分水 旧水門 (加治川治水記念公園)



内の倉ダム



加治川第2頭首工



坂井川に残る「残存の桜」

業などは進行しており、安全な市民生活や安定的な農業経営に向けて努力が重ねられている。

近現代の災害

風水害 昭和36(1961)年の第2室戸台風は本市を直撃し、住宅被害は全壊1,052棟、半壊991棟におよび、各所で壊滅的な被害をもたらした。

水害は、前述のとおり、記録にある限り江戸時代から毎年のように発生している。明治時代以後も規模の大小はあるものの、繰り返し被害が生じている。近代以後の大規模な水害には、昭和41(1966)年の下越水害(7.17水害)、同42(1967)年の羽越水害(8.28水害)と連続して発生した豪雨災害がある。下越水害は新発田市周辺の北蒲原郡地域に被害が集中した。加治川と流域河川の姫田川・坂井川などが決壊し、各所で浸水被害があった。特に西名柄集落と向中条集落では加治川が大きく破堤し、両集落など広範囲が冠水した。また、多くの河川が流入する福島潟でも水があふれ、周辺が水浸しとなり甚大な被害があった。

翌昭和42(1967)年の羽越水害は、前年以上の降水量を記録して各河川は再び氾濫し、加治川でも西名柄と向中条では2年続けて破堤した。山間部の各地で土砂災害も発生し、甚大な被害となった。

雪害 冬季には豪雪による被害も生じている。昭和36(1961)年の三六豪雪、同38(1963)年の三八豪雪などで被害が発生している。昭和59(1984)・60(1986)年には、五九豪雪・六〇豪雪と2年続きの豪雪となり、累積降雪量は各年ともに約800cmを記録し、六〇豪雪では死者1名が発生した。近年では、令和3(2021)年1月豪雪で負傷者や建物被害が多数発生した。このほか、豪雪時以外であっても積雪による交通障害や農業施設等への被害は小さくない。

地震 地震では、昭和39(1964)年に新潟地震(M7.5、最大震度5)が発生し、市内でも死者1名、負傷者4名、多くの建物被害があった。その際、紫雲寺地区では津波が発生している。平成7(1995)年に発生した新潟県北部地震(M5.6、最大震度4)は、豊浦



羽越水害(市内下高関付近)



西名柄地区集団移転の記念碑



大雪の赤谷地区(昭和61(1986)年)

地区が震源地ということもあり、市内で負傷者10名、住戸は全壊3棟、半壊12棟、一部損壊541棟と大きな被害があった。この地震で県指定文化財である市島邸の中心的建造物「湖月閣」も倒壊した。

火災 新発田市街地では明治以降もたびたび火災に見舞われた。大規模なものでは、明治4(1871)年の紺屋町火事で728戸が全焼している。明治28(1895)年には市街地中心部から主に南西側で大火災が発生し、北蒲原郡役所・新発田町役場・大隊区司令部や寿昌寺・顕法寺など2,410戸が焼失した。また、明治37(1904)年の旭町の遊郭街での火災では貸座席を含む70戸余りが焼失した。遊郭街はこの火事をきっかけに郊外の三宜町に移転した。なお、国登録文化財の石泉荘は、この火事で焼け残った建物である。

昭和10(1935)年、上町から出火した火災は強風にあおられて市街地一帯に広がり、繁華街を焼き尽くし1,064戸が焼失した。町ではこれを機会に防火対策を見直し、手動式から機械式ポンプへの入れ替えや消防団組織の見直しなどを行った。さらに復興の中で、上町・中町の大通りには両側に歩道が設けられ、看板建築などが立ち並ぶように様変わりした。国登録文化財の吉原写真館や平久呉服店、すき焼き八木店舗などはこの火事後の建築である。

戦後になると市街地での大規模な火災はみられなくなったものの、病院や学校などでの火災があった。昭和39(1964)年には市役所庁舎が全焼し、多くの公文書や記録類が失われている。また、平成13(2001)年には諏訪神社の火災で、江戸時代中期に新発田藩が建立した本殿・拝殿が全焼し、所蔵の市指定文化財も焼失している。郊外では、明治19(1886)年の藤塚浜大火、昭和24(1949)年の上赤谷集落の火災で64棟、昭和34(1959)年の江口集落の火災で37棟が焼失、平成元(1989)年の加治川地区の山林火災で22haを焼失、平成13(2001)年紫雲寺地区の森林火災では47haを焼失するなど大きな被害が生じている。



地震で倒壊した市島邸 湖月閣
(平成7〈1995〉年)



新発田大火(昭和10〈1935〉年)



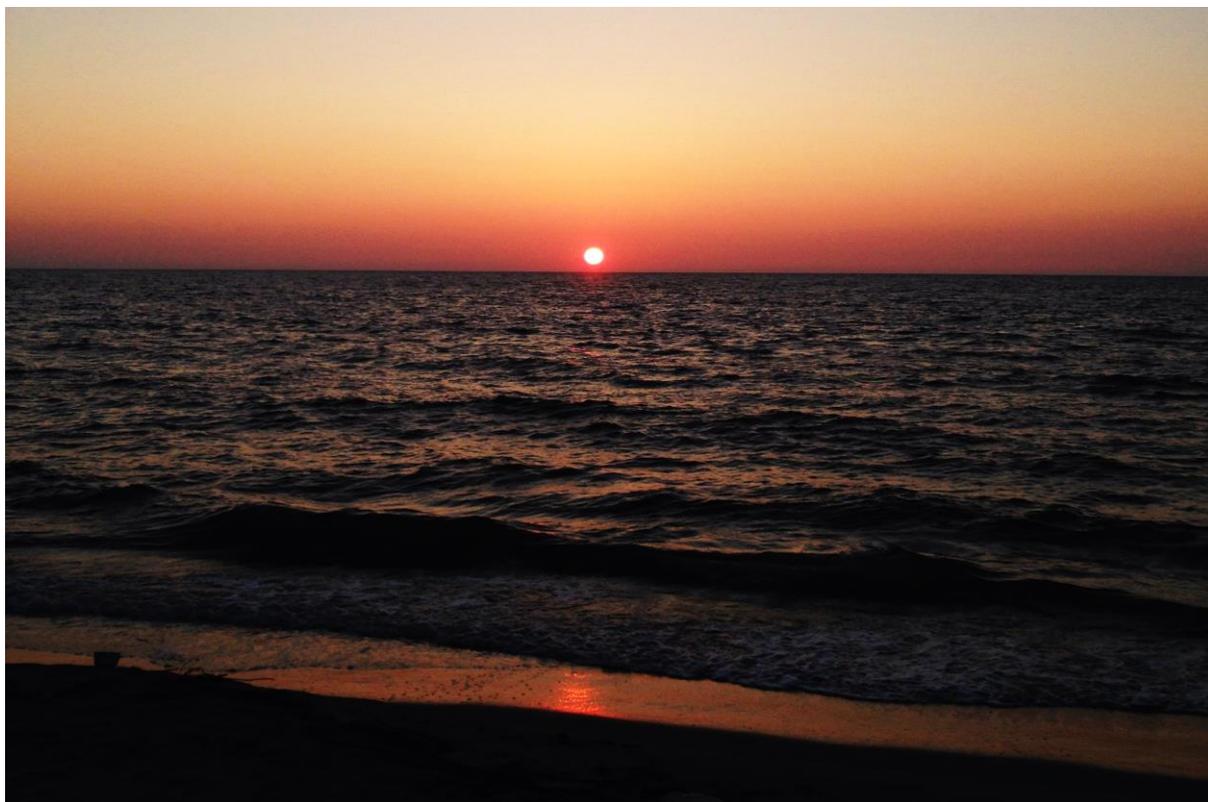
すき焼き八木 店舗(国登録有形文化財)

< 近現代の主な災害 >

年次	種別	記 事
明治4	1871	火災 紺屋町から出火、材木町・下町・職人町が延焼（728戸焼失）
同5	1872	水害 草荷で加治川破堤（200間）、岡田地内でも破堤
同6	1873	火災 新井田で大火（70戸焼失）
同10	1877	水害 岡田の貝喰・神田などで加治川破堤（126間）
同19	1886	火災 藤塚浜で大火（123戸焼失）
同22	1889	— 【岡田瀬替工事完成】
同28	1895	火災 新発田明治大火：市街地の南西部が延焼（2,410戸焼失）し、北蒲原郡役所・新発田町役場・新発田郵便局・寿昌寺・顕法寺ほか焼失
同29	1896	水害 島瀉で加治川が二度にわたって破堤
同30	1897	水害 島瀉で前年と同じ個所で加治川破堤
同35	1902	水害 西名柄で加治川破堤（120間）、坂井川決壊（396間）
同37	1904	火災 旭町の遊廓街から出火、上鉄砲町へ延焼（70余戸焼失）
大正2	1913	— 【加治川分水改良工事完成】
同7	1918	火災 紫雲寺地区長島で大火（53戸焼失）
同8	1919	火災 豊浦地区下本田で大火（12戸焼失）
昭和7	1932	水害 川東地区・菅谷地区において姫田川・坂井川など破堤
同9	1934	水害 川東地区の投島で加治川破堤（200間）
同10	1935	火災 新発田昭和大火：市街地の中央部で軒並み全焼、1,064戸焼失
同24	1949	火災 上赤谷で大火（日鉄鉱業社宅等64棟を焼失）
同33	1958	水害 台風11号の豪雨により福島瀉周辺や佐々木地区で浸水被害
同34	1959	火災 江口で大火（37棟焼失）
同36	1961	雪害 三六豪雪：列車の運休相次ぐ 台風 第二室戸台風：会津街道杉並木や貝屋小学校倒壊
同38	1963	雪害 三八豪雪：消雪パイプ未だ普及せず、市街地の除雪ままならず
同39	1964	火災 新発田市役所全焼：公文書や記録類を焼失 地震 新潟地震（M7.5、最大震度5）：市内で死者1、負傷者4、建物被害多数。紫雲寺地区で津波発生
同41	1966	水害 下越水害（7.17水害）：加治川が西名柄・向中条で破堤し広く浸水被害、下高関など上流部でも破堤するなど多くの河川で氾濫
同42	1967	水害 羽越水害（8.28水害）：加治川が西名柄・向中条で再度破堤、下高関・上内竹でも破堤、坂井川は麓・メ切で破堤、土石流ほか被害
同48	1973	— 【内の倉ダム竣工】
同49	1974	— 【加治川治水ダム竣工】
同50	1975	水害 豪雨により荒川川・小鳥川氾濫
同53	1978	水害 豪雨で新発田川や太田川が破堤し、市内各所に甚大な被害
同56	1981	雪害 五六豪雪：8月には豪雨により川東地区ほかで浸水被害が発生
同59	1984	雪害 五九豪雪：建物等で被害発生
同60	1985	雪害 六〇豪雪：死者1名のほか、建物などに被害
平成元	1989	火災 加治川地区の山林火災で22haを焼失
同7	1995	地震 新潟県北部地震（M5.6、最大震度4）：震源付近は震度6相当の揺れと推定され、全半壊15、一部損壊541、市島邸「湖月閣」倒壊
同10	1998	水害 豪雨で荒川川が破堤、福島瀉周辺などで浸水被害
同13	2001	火災 6月 紫雲寺で森林火災、11月 諏訪神社の火災で社殿が全焼
同17	2005	水害 豪雨で五十公野・川東地区の一部に避難勧告、土砂崩れ発生
令和3	2021	雪害 令和3年1月豪雪：重傷者5名のほか、多くの建物等で被害発生



残雪の二王子岳と春の加治川桜堤（加治川地区 草苧付近）



夏の日本海の夕景（紫雲寺地区 藤塚浜海水浴場）

第2章 既往の調査と文化財の概要

1 これまでに実施した文化財に関する調査と成果

(1) 市が実施した文化財に関する調査

当市の歴史文化を把握するための調査のうち、市（旧町村を含む）が主体となって実施した調査を以下に掲げる。

① 市史、町史、村史編さんのための調査

(ア) 新発田市史編さん事業

昭和36(1961)年～昭和56(1981)年。新発田市史編纂委員会を置き、考古・古代・中世・近世・近現代・民俗等の部会を設けて作業にあたった。委員は、市の文化財調査委員を中心として同委員長の^{はたの でんばちろう}波多野伝八郎氏を委員長に選任し、新潟大学の^{おむらはじめ}小村弑氏と県教育委員会の^{みやえいじ}宮榮二氏を顧問に迎え、多くの研究者の参加を得た。

編さんにあたっては、古老からの聞き取り、地名調べ、古文書の所在調査、史料の収集、目録の作成をする一方、大学等研究機関の専門家への委嘱調査などを通じて、基礎資料を蓄積した。

『新発田市史資料編』として昭和40(1965)年から昭和49(1974)年にかけて『新発田藩資料』3巻、『近世庶民資料』2巻、『民俗』2巻、『近現代資料』1巻を発刊し、通史編としての『新発田市史』上・下巻を昭和55(1980)・56(1981)年にかけて、また、編さん事業の研究報告誌として『新発田郷土誌』を1号から10号まで刊行している。

また、平成10(1998)年には初代新発田藩主・溝口秀勝の新発田入封から400年になることを記念して、『新発田市史』をベースにした冊子である『城下町新発田400年のあゆみ』を刊行している。

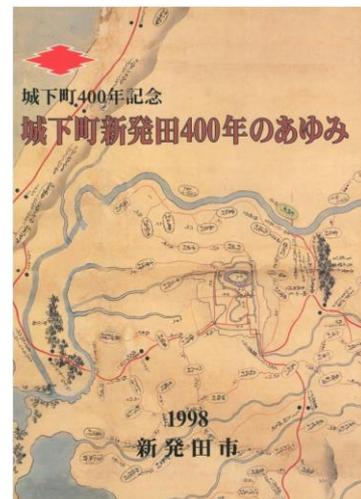
(イ) 豊浦町史編さん事業

昭和53(1978)年～昭和62(1987)年、平成14(2002)年～平成15(2003)年。『豊浦町史』は旧中浦村・旧本田村の合併30周年記念事業として計画され、町史編さん委員会が設置された。

委員は地元在住の地域史研究者に委嘱し、これに町内の文化財所有者や教員の協力を得た。編さんにあたっては町内を中心とした資料の所在確認と収集を行っている。



旧市町村発行の自治体史



城下町新発田 400 年のあゆみ

昭和62(1987)年に通史編に当たる『豊浦町史』を、新発田市の合併を控えた平成15(2003)年には『資料編』を刊行している。なお、町史編さんにあたって『豊浦町史資料』を17冊作成しており、その大半は資料編に収録されている。

(ウ) 紫雲寺町史編さん事業

昭和52(1977)年から昭和57(1982)年。『紫雲寺町誌』は紫雲寺町の町制施行25周年の記念事業として企画された。「町民の手による町のための町誌、親しんでいただける歴史書」の作成を目指して、町長が会長を務め、委員には町内の地域史研究者や有識者が選任された。編さんにあたっては、町内資料の調査・収集が行われている。

(エ) 加治川村史編さん事業

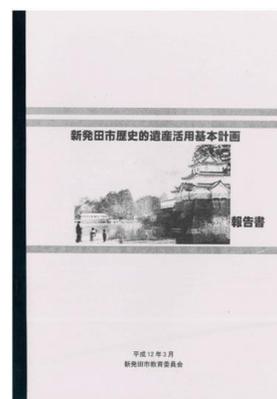
昭和57(1982)年から昭和61(1986)年、平成16(2004)年から平成17(2005)年。『加治川村誌』は加治川村誕生30周年を記念して企画された。村史編さん委員会が設置され、村内の地域史研究者や有識者を委員に委嘱している。それまでに『加治川村郷土誌』古代編・上代編・中世編・近世編の4巻に分けて刊行していることもあり、村史編さんでは明治以後の近現代を中心に叙述することとした。編さんにあたっては、村内資料の調査・収集が行われている。また、新発田市との合併を前に閉村記念事業として、初版発行後に起きた事象を加えた増補版を刊行している。

② 歴史的建造物等に関する調査

歴史的建造物等に関する市独自の調査に、平成14(2002)・平成15(2003)年度の歴史的建造物調査がある。ライフスタイルの変化や再開発の動きの中で歴史的な建造物などが減少しつつあるなか、城下町の景観を構成する建築物や昭和初期に建造された洋風建築、農村風景を構築する建築物などの掘り起こしを目的に情報化したものである。

調査は、市内に所在する築50年以上の建造物を対象として行った。一次調査では、市の固定資産台帳を基にリストアップし、時代別・構造別・用途別の地図を作成した。二次調査では、神社・寺院・教会建築337棟について現地確認を行った。なお、市町村合併以前の調査のため、豊浦地区・紫雲寺地区・加治川地区は対象としていない。

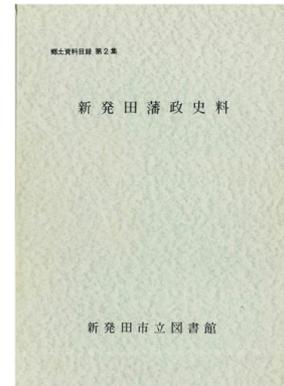
そのほか、平成12(2000)年の『新発田市歴史的遺産活用基本計画報告書』の個別事業調査報告書で歴史的遺産とした物件から、一般建造物9か所と町並み6か所をピックアップして、現地確認しており、その成果は報告書にまとめられている。なお、この際に調査対象とした建造物の中には、のちに国の登録文化財(建造物)になった物件も少なくなく、調査成果が生かされた事例と言える。



新発田市歴史的遺産
活用基本計画報告書

③ 古文書の調査

昭和34(1959)年に新発田市立図書館の収蔵資料のうち、藩政資料を中心とした1,592点を収録した『郷土資料目録 第1集』を発行し、昭和49(1974)年に第2集を刊行して追加した。昭和58(1983)年に1・2集の合本を作成し増補を行い、平成11(1999)年にも小規模な増補を行ったが、多くの未整理文書の目録化は行われなかった。平成28(2016)年3月、未整理文書に寄贈文書を加え4,963点を目録化した『郷土資料目録 第3集』が作成された。



郷土資料目録 第2集
「新発田藩政史料」

④ 埋蔵文化財の調査

市内に分布する遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）としては、約700か所が確認されている。

遺跡の保護は地方自治体が管轄し、市町村が中心的な役割を担う。このため、遺跡の地図・台帳・カードを整備しており、適宜分布調査や試掘確認調査を行って把握に努めている。なお、開発による工事等によって遺跡が消失してしまう場合には本発掘調査を実施し、発掘調査報告書を作成している。



埋蔵文化財の試掘調査（松浦地内）

（2）市以外が実施した文化財に関する調査

① 新潟県が実施した各種文化財調査

新潟県が実施した文化財調査には、全国又は県全体を対象とした調査の一部分として、当市の歴史や文化に関連した内容も含まれている。県の調査では、昭和初期の『新潟縣史蹟名勝天然記念物調査報告』の逐次刊行に際し、各地の資料集成が進められ、文化財保護の活動が見られた。特に考古資料については、昭和12(1937)年の第七輯^{しゅう}で新潟県内の縄文時代遺跡の悉皆的な集成が行われ、新発田地域の遺跡も数多く報告されている。また、昭和30(1955)年以降実施されるようになった文化財の悉皆調査では、多くの文化財が対象となっている。

県の調査では、新潟県史編さんのほかに『新潟県文化財調査報告書』や『新潟県文化財調査年報』、各種の『緊急調査報告書』、『新潟県歴史の道調査報告書』などがあり、本市の文化財についてもその一部として成果が公表されている。例えば『越後の民家 下越編』で報告された民家のうち1件は、後に市指定文化財となっている。また、『新潟県の民俗芸能』には当市の民俗芸能も多く記載されている。当市では平成18(2006)年度から、この成果も参考にして概ね戦前から継承される民俗芸能について、文化財指定等の有無を問わずに保存・継承のための支援事業に取り組んでいる。

② 新潟県が実施した埋蔵文化財の把握調査

新潟県が調査主体となって実施した埋蔵文化財の把握調査には、昭和58(1983)～61(1986)年度の中世城館跡等分布調査や遺跡詳細分布調査(旧新発田市：昭和59(1984)年、旧豊浦町・旧紫雲寺町・旧加治川村：昭和55(1980)年)がある。また、高速道路建設や国道の拡幅改良などの工事に先立って、遺跡の分布調査や試掘調査による埋蔵文化財の把握調査が行われている。

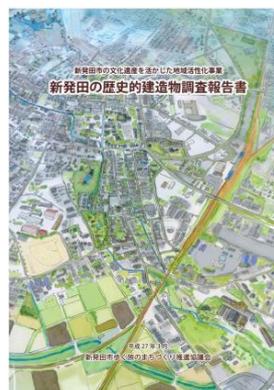
その成果として、中世城館等分布調査は同報告書に、また遺跡の詳細分布調査は遺跡地図・台帳に反映されている。

③ 新発田市を対象とした市以外の歴史的建造物調査

新発田市以外の団体等が実施した詳細調査に、新発田の歴史的建造物調査がある。これは、文化庁文化芸術振興費補助金(新発田市の文化遺産を活かした地域活性化事業)を活用して新発田市歩く旅のまちづくり推進協議会が平成24(2012)年度から平成26(2014)年度に実施したものである。実質的な調査は東京藝術大学のヨコミゾマコト研究室が行った。

調査対象は、市景観計画で「歴史景観エリア」に指定した区域とその周辺、滝谷・滝谷新田地区にある建造物のうち、平成14(2002)年度に市教育委員会が歴史的建造物の調査対象とした建造物及び概ね築50年以上とみられる建物とした。1次調査では、外観目視で棟数や位置を記録し、2次調査では、1次調査対象のうち特に歴史的価値が高いと判断した建造物19件について、所有者への聞き取りや平面図の作成を行った。

その成果は、同協議会が刊行した『新発田の歴史的建造物調査報告書』にまとめられている。また、同協議会が作成した『新発田市市街地文化遺産活用構想』と『新発田市文化遺産活用構想』では、建造物に加えて各種の文化財についても言及している。



新発田の歴史的建造物調査報告書

④ 地域計画作成期間中における文化財把握調査の結果について

令和2年度に行った調査 ～市内における地域の文化財に関する調査～

令和2(2020)年度には、市民意見を反映させるために市民参画によるワークショップを当初計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から地域での開催が困難となったため、方法を替え「地域において自らが活用していきたいと考えている文化財」の把握を目的に全市民への呼びかけと市内333地区の代表者あての文書による調査を行った。

その結果、回答は46件であった。その内容は、祭り・獅子舞・講などの民俗文化財が最も多く、次いで、神社などの有形文化財、城跡や山桜などの記念物の順であった。このことから、各地域で今後、保存し活用していきたいと考える文化財としては、民俗文化財や有形文化財

の分野に関心が集まっていることが分かった。

旧市町村別の意見数としては、旧新発田市が28件、旧豊浦町が8件、旧紫雲寺町が2件、旧加治川村が8件であった。

ただし、今回は回答数も少なく、市民全体への把握調査としては十分とは言い難いことから、今後は別のアプローチにより、地域を対象とした把握調査を継続していく必要がある。

○調査の方法

- ・調査期間 令和2(2020)年11月16日～令和3(2021)年2月19日
- ・対象者 全市民、町内会長等地域の代表者

○調査の周知方法

- ・「広報しばた」及び市ホームページへの掲載
- ・町内会長等地域の代表者宛に文書を郵送(333地区)

⑤ 個人や組織・団体など民間の調査

新発田市域の歴史研究は、新発田藩家老の溝口長裕らを中心に編まれた新発田藩の正史『御記録』(安永元<1772>年から明治20<1887>年頃)、『世臣譜』などに端を発すると言える。富商の安田藤十郎(蕉鹿)による『蕉鹿年代記』(天保13<1842>年)とともに、近世の新発田を知るうえで基本的な史料に位置付けられる。



世臣譜(寛政4<1792>年作成)

明治期になっても当初は「新発田藩史」という目的が色濃く、溝口景範ら旧藩臣らが結成した新発田歴史編纂会の『新発田藩史稿』(明治33<1900>年)、昭和期では三扶誠五郎主宰の郷土研究社による『新発田年譜』(昭和8<1933>年)や城絵図などの復刻に引き継がれている。

新発田藩域以外では、菅谷地区を中心とした菅與吉(白茅)の研究が注目される。菅は古文書研究を中心としながらも考古資料についての関心も深く、多くの資料を収集しこれらを踏まえて明治期後半から昭和初期にかけて『菅谷史』(明治34<1901>年版、大正2<1913>年版)などを執筆している。また、大正期から昭和前半に活躍した大木金平は、当時最新の歴史研究の動向や手法を取り入れ、時代に見合った科学的な研究を志向した。大正10(1921)年には、紫雲寺地区を中心に新発田地域全体を扱った『郷土史概論』を著した。同書は文献・地理・考古・民俗など多角的に資料を収集・分析した結果を反映しており、その後の地域史研究に与えた影響は大きい。

昭和期には、民俗学の分野でも大きく進展した。小林存が主宰して高志路会が結成され、機関誌の『高志路』誌上には、多くの風俗習慣や民俗芸能などが報告されている。

昭和4(1929)年に坪川^{つばかわかんべい}洵平の寄付により新発田町立図書館が開館すると、溝口伊織家所蔵の藩政史料や丹羽伯弘文庫などの寄贈を受け、資料の集積と保管が図られた。また昭和7(1932)年に郷土資料展覧会が開催され、個人等が所有する各種の資料についても所在確認が図られている。この時期、同様の展示会は新発田町以外でも盛んに開催された。

戦後になると各地で様々な歴史系の研究会や同好会が結成された。その中でも新発田地域を主フィールドに据えた団体として発足した新発田郷土研究会の果たしてきた役割は大きい。同会は昭和47(1972)年に結成された会だが、新発田市史編さんに関わった人物が主体であったこともあり、市史編さんの研究誌であった

『新発田郷土誌』を継承し第11号より刊行し、令和5(2023)年3月で51号となる。多くの会員により運営され、大会や史跡見学会などの活動のほか、会誌上に論考や報告が発表されている。また、古文書に関しては、新発田古文書解読研修会が新発田藩政史料をはじめとする古文書などを読み下し公表する活動を継続して実施している。

先述のとおり、個々の活動については単著や雑誌等に発表されているが、新発田地域を主対象とした歴史研究の雑誌類には『新発田郷土誌』(昭和37<1962>年～、新発田市史編さん委員会、新発田郷土研究会)や『新発田古文書解読研修会研修資料』(昭和61<1986>年～、新発田古文書解読研修会)のほか、考古資料を扱った『北越考古学』(平成元<1989>年～平成13<2001>年、北越考古学研究会)などがある。このほか、豊浦地区の『蒲原』(昭和40<1965>年～、継志会)や各歴史系の研究会等の会報などに調査や研究の成果が発表されている。

これまでに県、市が実施した把握調査の概況を72ページに示す。



坪川 洵平
(新発田市名誉市民)

〈新発田市名誉市民〉

○坪川 洵平（つぼかわ かんぺい）

明治7年(1874)年に、元新発田藩士の三男として旧新発田町外ヶ輪裏（現在の城北町）に生まれ、新潟商業学校（現在の新潟商業高等学校）を卒業後、「大倉喜八郎氏のような大商人になりたい」といって上京し、活版所の見習工を始め、様々な苦難を経て住友銀行の各支店に勤務した。その手腕を買われて西成製紙株式会社の再建を成し遂げると、浪速製紙株式会社、外川製作所を創設し、実業家として成功した。

昭和3(1928)年には御大典^{ごたいてん}を記念し、郷土への恩に報い、人類の向上に寄与したいと、図書館の建設費用として1万6千円（現在の約2億円に相当するとされる）を新発田町に寄附し、昭和4(1929)年4月14日に新発田町立図書館が開館した。また、図書館を文化の本拠としてより良いまちづくりを進めるため、図書館の敷地内に図書会館（後の公民館）を建設する費用（7万円）を新発田町に寄附し、昭和14(1939)年4月25日に開館した。

更には、私財を投げ打って町商工会への奨励金などの援助、昭和10(1935)年の新発田大火の見舞い、新発田工芸女学校（現在の新発田中央高等学校）への資金援助、新発田町役場の建設に多額の無利子融資（10万円）、生活困窮者や苦学生への援助などを行った。

昭和27(1952)年4月には、新発田市で初となる新発田市名誉市民の称号が授与され、亡くなったときは、図書会館で市葬が執り行われた。

市立歴史図書館入口には、坪川洵平の思いを刻んだ箴言碑^{しんげん}が、館内には胸像が展示されている。



開館当時の町立図書館



町立図書会館



新発田町役場

< 文化財の既存調査の実施状況 >

(令和5年3月31日 現在)

大区分	中区分	小区分	時代別					旧市町村別			
			原始	古代	中世	近世	近代	旧新発田市	旧豊浦町	旧紫雲寺町	旧加治川村
有形文化財	建造物		—	—	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	美術 工芸品	絵画	—	—	×	△	△	△	△	△	△
		彫刻	—	—	△	△	△	△	△	△	△
		工芸品	—	—	△	△	△	△	△	△	△
		古文書	—	—	△	◇	◇	◇	△	△	△
		考古資料	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎
		歴史資料	—	—	△	△	△	△	△	△	△
無形文化財			—					—	—	—	—
民俗文化財	無形の民俗文化財		—	—	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	有形の民俗文化財		—	—	—	△	△	△	△	△	△
記念物	遺跡（史跡）		◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎
	名勝地（名勝）		—	—	—	◇	◇	◇	△	△	△
	動物・植物・地質鉱物 （天然記念物）		×					×	×	×	×
文化的景観			×					×	×	×	×
伝統的建造物群			—	—	—	×	×	×	×	×	×
文化財保存技術			×					×	×	×	×
埋蔵文化財			◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎

【 凡例 】

- ◎ 多く分布し概ね調査できている
- ◇ 多く分布するが調査が不十分
- 分布し概ね調査できている
- △ 分布するが調査が不十分
- ×
- 該当する文化財を未確認

〈 県、市等による既存の文化財調査報告書 〉

書籍名	著者名	発行者名	発行年
重要文化財新発田城表門・旧二の丸隅櫓修理工事報告書	重要文化財新発田城修理委員会	重要文化財新発田城修理委員会	昭和35年
重要文化財旧新発田藩足軽長屋修理工事報告書	(財)文化財建造物保存技術協会	重要文化財旧新発田藩足軽長屋修理委員会	昭和47年
越後の民家 下越編 －新潟県民家緊急調査報告－	新潟県教育委員会	同 左	昭和56年
新潟県の近世社寺建築 －新潟県近世社寺建築緊急調査報告書－	新潟県教育委員会	同 左	昭和60年
新潟県の民謡 －民謡緊急調査報告書－	新潟県教育委員会	同 左	昭和61年
新潟県の山車 －新潟県文化財緊急悉皆調査報告書－	新潟県教育委員会	同 左	昭和62年
新潟県中世城館跡等分布調査報告書	新潟県教育委員会	同 左	昭和62年
新潟県の諸職 －諸職関係民俗文化財調査報告書－	新潟県教育委員会	同 左	平成元年
新潟県の庭園（下越・佐渡地区） －新潟県文化財緊急悉皆調査報告書－	新潟県教育委員会	同 左	平成元年
新潟県の近代化遺産 －日本近代化遺産総合調査報告書－	新潟県教育委員会	同 左	平成6年
新潟県歴史の道調査報告書 第8集 三国街道（中通り）	新潟県教育委員会	同 左	平成7年
新潟県歴史の道調査報告書 第10集 浜通り・出羽街道	新潟県教育委員会	同 左	平成8年
新潟県歴史の道調査報告書 第11集 会津街道・米沢街道	新潟県教育委員会	同 左	平成9年
新潟県の民俗芸能 －新潟県民俗芸能緊急調査報告書－	新潟県教育委員会	同 左	平成9年
新潟県指定有形文化財 五十公野御茶屋保存修理工事報告書	(財)文化財建造物保存技術協会	新発田市	平成12年
新発田市歴史的建造物調査報告書	新発田市教育委員会	同 左	平成14・15年
新発田の歴史的建造物調査報告書	合同会社もば建築文化研究所	新発田市歩く旅のまちづくり推進協議会	平成27年
新潟県名勝調査報告書	新潟県教育委員会	同 左	平成28年
新潟県近代和風建築総合調査報告書	新潟県教育委員会	同 左	平成29年

2 文化財の概要と特徴

(1) 指定等文化財の件数

前述した調査の成果から、文化財保護法、新潟県文化財保護条例、新発田市文化財保護条例に基づいて、それぞれが重要な文化財を指定等している。

本市では、令和4年度末現在の指定等文化財数は88件あり、うち国指定文化財が10件、県指定文化財が12件、市指定文化財が47件である。これらの種別は、有形文化財47件のうち建造物が9件、美術工芸品や古文書、歴史資料などが最も多く38件である。民俗文化財は7件、記念物が15件である。

他方で、無形文化財や文化的景観、伝統的建造物群に指定等されている文化財はない。これ以外で、県文化財保護条例に基づき選定される選定保存技術で1人の選定がある。また、文化財保護法に基づく国の登録文化財制度で登録された文化財は18件あり、うち17件が建造物で、1件が記念物である。

有形文化財を時代別にみると、近世（江戸時代）の28件が最も多く、中世が9件、原始・古代が5件などとなっている。また、地域別にみると、旧新発田市が46件と最も多く、旧豊浦町は5件、旧紫雲寺町と旧加治川村は7件である。

〈 新発田市の指定等文化財の種類別、指定等主体別の件数 〉 (令和5年3月31日現在)

区 分	種 別	国	県	市	国登録	計	
有形文化財	建造物	2	1	6	17	26	
	美術工芸品	絵 画	0	0	2	0	2
		彫 刻	0	2	2	0	4
		工芸品	0	0	2	0	2
		古文書	0	3	5	0	8
		考古資料	1	3	5	0	9
	歴史資料	0	1	12	0	13	
小 計	3	10	34	17	64		
無形文化財		0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	2	0	2	
	無形の民俗文化財	0	1	4	0	5	
	小 計	0	1	6	0	7	
記念物	遺跡（史跡）	1	0	5	0	6	
	名勝地（名勝）	1	0	0	1	2	
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	5	1	2	0	8	
	小 計	7	1	7	1	16	
文化的景観		0	—	—	—	0	
伝統的建造物群		0	—	—	—	0	
文化財保存技術		0	1	—	—	1	
合 計		10	13	47	18	88	

(2) 未指定文化財の件数

前節で記載した市町村史や調査報告書などから未指定の文化財を抽出した結果を次表にまとめた。なお、未指定文化財の区分・種別については、今後の詳細調査等の結果を経て変更となる場合がある。また、追跡調査は未実施のため、件数が今後変動する可能性がある。

有形文化財では建造物と古文書、考古資料などで860件の未指定の文化財がある。建造物では江戸時代末期から明治時代の社寺や民家を中心に484件、古文書では、歴史図書館で保管する資料や個人等の所有資料など116件の資料がある。考古資料は、発掘調査により出土した遺物等で、旧石器時代から近世に至る一括遺物を中心として91件ある。無形文化財は、把握調査が未実施で該当事例はない。民俗文化財は、獅子舞や盆踊りなどの民俗芸能を中心に426件ある。記念物では、遺跡（史跡）が56件、名勝地（名勝）が25件、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）は植物を中心に36件である。文化的景観や伝統的建造物群については、悉皆的な調査は未実施だが、これまでの調査等で取り上げられた件数を計上した。その結果、文化的景観が30件あり、伝統的建造物群は該当事例がない。また、文化財保存技術は該当がなく、埋蔵文化財は、698か所の埋蔵文化財包蔵地のうち指定等の件数及び消失件数を除いた640件を把握している。以上、2,073件を抽出した。

〈 過去の調査等で把握された新発田市の未指定文化財の件数 〉 （令和5年3月31日現在）

区 分	種 別	計	
有形文化財	建 造 物	484	
	美 術 工 芸 品	絵 画	4
		彫 刻	5
		工 芸 品	11
		古 文 書	116
		考 古 資 料	91
		歴 史 資 料	149
小 計	860		
無形文化財		0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	31	
	無形の民俗文化財	395	
	小 計	426	
記念物	遺 跡（史 跡）	56	
	名 勝 地（名 勝）	25	
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	36	
	小 計	117	
文化的景観		30	
伝統的建造物群		0	
文化財保存技術		0	
埋蔵文化財		640	
合 計		2,073	

※ 件数は、複数の区分・種別に重複してカウントしたものを含む。

(3) 新発田市の文化財の概要と特徴

これまでに国や県、市、民間が実施した文化財に関する調査の結果、指定等文化財、未指定文化財に関わらず、多くの文化財が把握されている。これまでの調査で結果から抽出した文化財の概要と特徴については、概ね次のとおりである。

① 有形文化財

有形文化財には、72ページの表に示すとおり多くの種別が含まれるため、項目ごとに述べる。なお、有形文化財の全般に共通するのは、近世以後の資料が豊富に認められることである。特に新発田藩関連については、藩主の移封がなかったこともあり、充実している点が特徴的と言える。



市内に多数存在する近世文書

建造物 新発田城の表門・旧二の丸隅櫓（国指定）や旧新発田藩足軽長屋（国指定）、宝光寺山門（市指定）といった新発田藩時代の建造物のほか、巨大地主の市島家住宅（県指定）などがある。このほかには、菅谷寺本堂及び山門（市指定）などの寺社や間藤家住宅（市指定）といった民家なども市内各所に相当数が存在する。また、主に近代以後の建造物として17件が国登録有形文化財となっている。未指定文化財にも、県の把握調査で注目された香伝寺や千光寺観音堂などの建築や、加治川分水路門などの近代土木遺産もある。

絵画・彫刻・工芸品 絵画では新発田藩歴代藩主肖像画や陣立屏風（いずれも市指定）などが、彫刻では龍蔵寺の木造薬師如来立像や宝光寺の木造地藏菩薩立像（いずれも県指定）などの仏像彫刻が、工芸品では鎌倉期の作である法音寺の銅製孔雀文馨、江戸期の諏訪神社神輿（いずれも市指定）がある。把握調査が十分でないため未指定文化財の件数自体は少ないが、各寺院の仏像や北方文化博物館や市島邸などで所蔵している古美術品などが多くあり、調査が進めば件数は増えると考えられる。

古文書 新発田藩資料や正保越後国絵図（いずれも県指定）など新発田藩の藩政資料が多く残されている。また、市島家文書（県指定）や竹前家・神田家・宮川家の古文書（いずれも市指定）などからは、福島潟や紫雲寺（塩津）潟の干拓の歴史をたどることができる。このほか、集落や個人で所蔵する近世以後の古文書は豊富で、未指定ではあるが貴重な資料である。

考古資料 埋蔵文化財の発掘調査が多数実施されていることもあり、考古資料は豊富である。弥生時代の墓から出土した土偶形容器や壺形土器などからなる村尻遺跡出土品（国指定）や、東北地方や北陸地方、中部高地との交流を示す山草荷遺跡出土品、平安時代後期の納経の大沢経塚出土品（いずれも県指定）などがある。未指定文化財の中にも上新田B遺跡の旧石器や中野遺跡の縄文土器、曾根遺跡の墨書土器など注目すべき遺物は多い。

歴史資料 明治時代から昭和時代にかけての近代文書である旧新発田町上水道敷設関係資料（県指定）、新発田藩校「道学堂」の教科書や講義録などからなる新発田藩学資料、江戸後期に私塾を主宰した丹羽伯弘資料、堀部安兵衛ゆかりの赤穂四十七士木造及び長徳寺義士堂

(いずれも市指定)などがある。未指定文化財には、記念碑や文学碑などの石碑や道標などの石造物等がある。

② 無形文化財

無形文化財については、現在指定等された文化財はない。また、把握調査も行われていないため、未指定文化財も把握していない。

なお、刀匠の天田昭次(故人)は、平成9(1997)年に国指定重要無形文化財「日本刀」保持者(人間国宝)に認定された。天田氏の作品は、豊浦地区の刀匠伝承館で展示されている。

〈新発田市名誉市民〉

○天田 昭次(あまた あきつぐ)

～至芸の世界を歩み続けた刀剣作家～

昭和2(1927)年に旧本田村(豊浦地区)にて出生。小学校卒業とともに、父と同じ作刀の世界へ入る。鎌倉時代の刀を追求するうちに、材料である鉄から作り出すことを決意し、地元の材料による作刀にこだわった。以後、新作刀コンクールの最高峰と称される「正宗賞」を3度も受賞したほか、数々の名刀を製作した。平成9(1997)年に、重要無形文化財「日本刀」保持者(人間国宝)に認定されるとともに、豊浦町名誉町民の称号を授与。平成15(2003)年に豊浦町と新発田市が合併し、新発田市名誉市民となった。平成25(2013)年6月26日逝去。



天田 昭次

③ 民俗文化財

有形の民俗文化財 指定等物件には、諏訪神社の祭礼で奉納される6町内のしばた台輪と、職人町額面纏がくめんまと(いずれも市指定)がある。未指定文化財については、把握調査は十分ではないものの、市でも市内各地の民具を多く保管しており、文化財展示コーナーで農具や運搬具、衣食住の道具などを、展示替えを行いながら公開している。また、紫雲寺漁村民俗資料館では漁具を中心に展示している。



文化財展示コーナーで展示している民具

無形の民俗文化財 風俗習慣としては、迎春の行事である浦のショウキ祭り(県指定)がある。民俗芸能では、職人町獅子舞・下小中山獅子舞や、稲荷岡神楽・五ヶ字神楽(いずれも市指定)をはじめとした獅子舞や神楽が各所で演じられている。民俗芸能はこれまでの調査で把握した件数も多く、東町の獅子舞など各地に未指定文化財も少なくない。民俗技術は少

量を把握しているが、いずれも調査時から年月が過ぎており、消失や変容の可能性がある。また、民謡や、信仰や衣食住・生業に関わる風俗習慣についても市内に広く存在するが、現在の状況については不明な点が多い。

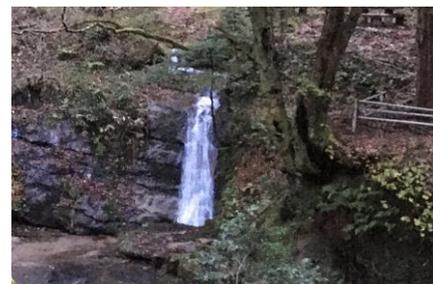
④ 記念物

遺跡（史跡） 中世では、奥山荘城館遺跡群の一部をなす金山城跡（国指定）と加治城跡（市指定）の山城が指定等物件である。また、新発田城跡・新発田藩主溝口家墓所・溝口勝政墓（いずれも市指定）といった新発田藩関連の遺跡などが指定等されている。未指定文化財については、浦城跡や五十公野城跡などの城館跡は特に市民の認知度も高い。このほか、中世の石造物や会津街道跡、戊辰戦争の角石原古戦場跡、三日市藩陣屋跡、加治川の二ツ山開削跡など、注目すべき遺跡は多い。



宝光寺 溝口家墓所（市史跡）

名勝地（名勝） 新発田藩下屋敷（清水谷御殿）庭園と五十公野御茶屋庭園（国指定）は越後を代表する大名庭園だが、未指定でも大庄屋斎藤家や市島邸など注目すべき庭園は少なくない。景勝地の指定等文化財はないが、加治川の桜堤や溪谷美を見せる松浦地区の剣龍峡などがある。



剣龍峡

動物・植物・地質鉱物（天然記念物） 前述のとおり、新発田市は海岸から高山まで多様な自然環境にあり、豊富な動植物が認められる。指定等物件には、ニホンカモシカ（国指定）やヒシクイ（国指定）などの動物、楯形山脈の山腹にヤマザクラなどが群生する椽平サクラ樹林（国指定）、貝屋お葉附イチョウ樹（県指定）、滝沢のミズバショウ群落（市指定）などの植物がある。未指定には、市の保存樹木の郷祖のケヤキや城東窟の桜、残存の桜など市民に親しまれる樹木がある。動物や地質鉱物の調査は進んでいないが、板山地内の黒曜石産出地など注目すべきものもある。



椽平サクラ樹林(国指定天然記念物)

⑤ 文化的景観

当市には、文化的景観に選定した事例はない。また、文化的景観を把握するための調査も未実施である。ただし、市では平成20(2008)年に新発田市景観計画を策定し、市全域を計画区域としている。特に歴史景観エリアとして新発田城周辺区域、寺町・清水谷区域や五十公

野・米倉・山内・上赤谷の会津街道沿線の集落、菅谷地区などを設定している。また、加治川と新発田川の一部を景観重要公共施設に位置付けている。このほか、農林水産省の「疎水百選」には加治川用水が選ばれており、新潟県の「にいがた農業水利施設百選」には5施設が登録されている。一方で、水田や水路は、現在も営農の舞台であることから種々の改良は避けがたく、景観を保持する難しさもあると言える。また、菅谷寺の門前町をなす菅谷集落や、会津街道沿いの宿場であった五十公野・米倉・山内・上赤谷の集落には遺存状態の良好な建造物が旧街道筋に並ぶとともに、周囲の水田や水路と一体となった景観を呈している。例えば米倉集落は、水路を生活用水だけでなく庭園などにも活かした構造が特徴的と言える。また近年は民家を利用した飲食店などが開業するなど、景観の維持にも尽力している。



山内集落の旧宿場町



米倉集落を流れる水路

⑥ 伝統的建造物群

現在のところ、伝統的建造物群保存地区に選定した地区はない。前述のとおり、新発田城下町や街道筋の宿場などには、往時の面影を感じさせる箇所も散見できるが、老朽化に伴う建て替えも進行しており、町並みとして統一した景観が保持されているとは言い難い面もある。

⑦ 文化財保存技術

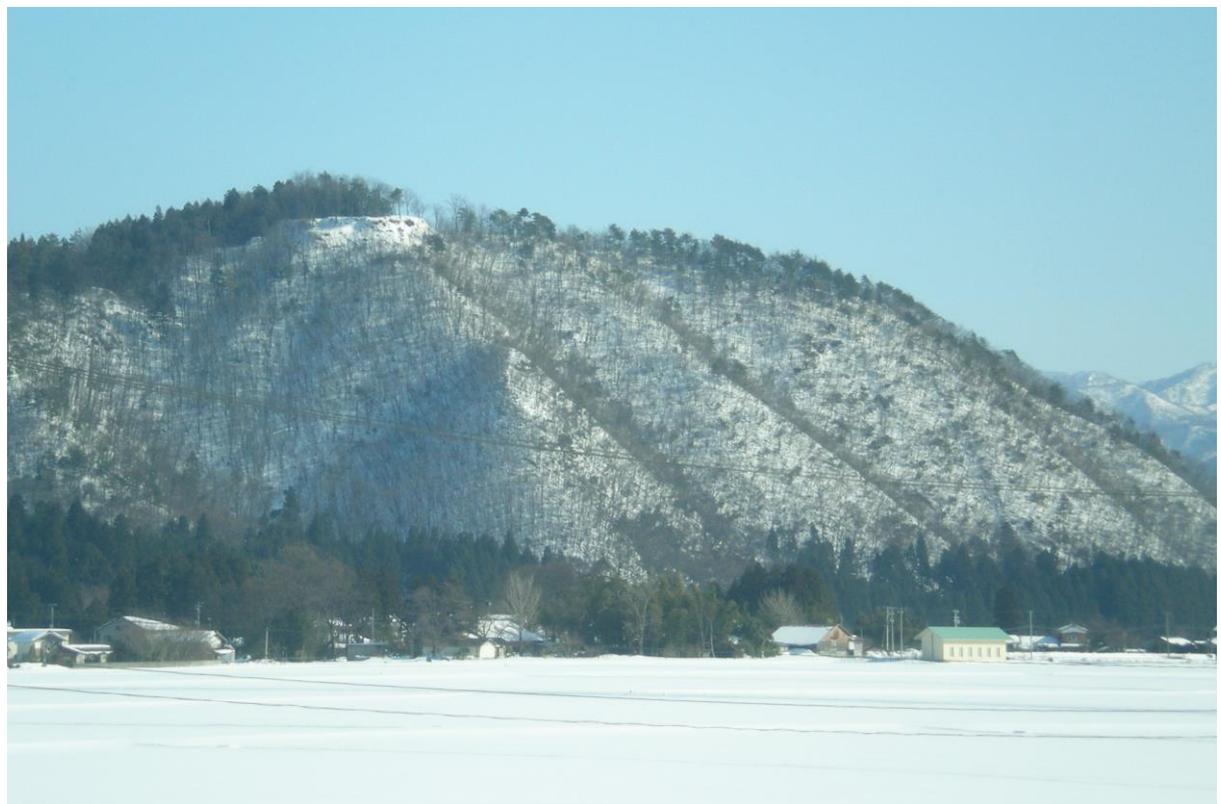
文化財保存技術については、新発田茅葺職人が新潟県から選定を受けている。平成12(2000)年の選定時は5名だったが、現在は1名である。文化財保存技術の把握調査は行っておらず、未指定の実態は明らかではない。

⑧ 埋蔵文化財

市内には、現在698か所の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が確認されている。旧石器時代と縄文時代は、市域東部の丘陵部に多く分布し、県内でも有数の遺跡数である。古墳時代以後の遺跡は平野部に多く見られるが、特に遺跡数が増加するのは古代（奈良・平安時代）以後で、特に8世紀末頃に急増する。また、須恵器窯や製鉄などの生産遺跡が多いことも特徴的である。中世（鎌倉～戦国時代）の遺跡が最多を占めるが、その半数弱は板碑や石仏などの石造物である。城館跡も多いが、その4割強は山城である。近世では新発田城跡跡や陣屋跡などを埋蔵文化財包蔵地として周知化している。



秋の実りの棚田風景（赤谷地区 上赤谷）



加治要害山（加治城跡）の雪景（加治地区 早道場より）

第3章 歴史文化の特徴

1 歴史文化の背景 ～蒲^{がま}の原^{はら}から瑞穂^{みずほ}の平野へ～

第1章と第2章で本市の概要を見てきたとおり、本市の地形は、東側の飯豊連峰や二王子岳などの山岳地帯、西側海岸部の新潟砂丘、そしてその間に広がる加治川扇状地や低地帯からなる平野部に大別できる。かつては、厚い砂丘列が河川をはばみ、滞水して作られた潟湖や湿地が点在していた。

古代に沼垂郡、中世以後は蒲原郡に属したこの地は、その名が指し示すようにガマやヨシの生い茂る低湿地が広がっていたが、人々は水辺の環境に適応し、利用した暮らしを育んだ。また、湖水や河川を渡る船を用いた内水面交通が発達していたと考えられる。

豊臣政権の末期に溝口秀勝が新発田に配されると、同氏が江戸時代の終焉までこの地を支配した。この間、兵農が分離され社会が安定していく中で人口も増加し、米作の生産性向上が求められるようにもなった。さらには頻発する水害対策も併せて、蒲原平野に広がる低地の開発が大きな課題となった。

藩や有力町人らは潟の干拓など大規模な新田開発に取り組み、蒲原平野は潟湖の広がる低湿地から水田へと変貌していった。その結果、コメの収穫量は増大し、秋には一面の稲穂を見ることができるようになった。この水田開発の動きは、近現代の土地改良を経て、日本有数の穀倉地帯である今日の姿につながっている。

本章では、蒲原平野の歴史とそこに暮らす人々の営みから見出される「蒲の原から瑞穂の平野へ」という土地開発の思いと行動を、当市の歴史文化に通底する背景と捉えたうえで、時間軸で区切った歴史文化の特徴を示す。また、その中で育まれた景観や産物と、地域の人々に伝わる風習や芸能などの特徴も抽出し、合わせて7つの歴史文化の特徴として次に示す。



清潟湖畔の低湿地



紫雲寺(塩津)潟の干拓地に広がる水田

2 歴史文化の特徴

I 丘陵部に営まれた太古の暮らし

市域東方の二王子岳山麓部を中心に旧石器時代から縄文時代の遺跡がみられる。川東地区では加治川などが形成した河岸段丘上に多くの遺跡が立地し、縄文時代前期になると砂丘上などの微高地にも遺跡が分布するようになる。その一方、縄文時代晩期には青田遺跡の例に見られるとおり、低地への進出も始まっていた。また、新発田産黒曜石が会津地方などでも使用されていたことから、加治川沿いのルートが利用されていたと考えられる。

弥生時代では遺跡が少なく、集落立地の把握は難しいが平野部への進出は明確ではない。村尻遺跡では東日本で発達した再葬墓が良好な状態で発掘されている。弥生時代中期の山草荷遺跡からは、東北地方南部の土器に加えて東北地方北部、北陸地方西部、長野県地域の影響を受けた土器が出土している。

これらの各時期の出土資料からは、東北地方からの影響を主としつつも北陸地方や関東地方、長野県地域など隣接地域の影響もみられ、当地がヒトやモノの行き交う地であったことを示している。

II 平野部への進出と開発のはじまり

古墳時代になると、扇状地の外縁部に遺跡が増え低地への進出が明らかとなり、平安時代にはその傾向が加速する。背景には新田の開発があったものと考えられる。一方で、潟湖や河川を利用した内水面交通の存在が、潟端に営まれた奈良時代の曾根遺跡や鎌倉時代の住吉遺跡などの存在からうかがえる。

鎌倉時代には佐々木氏が加地荘の地頭となり、土着化して加地氏・新発田氏・竹俣氏・五十公野氏などに分かれた。力を蓄えた豪族は国人層に成長していく。各氏族が勢力争いを繰り広げた様子は、加治城跡や浦城跡、金山城跡など多数の山城跡の存在からもうかがうことができる。

これら、低地開発のはじまりと内水面交通の発達、そして国人層の拮抗が、当市の歴史文化の特徴の一つである。

Ⅲ 溝口氏270年の城と城下町

豊臣政権末期に入封した溝口秀勝が新発田城を築き、城下町を形成したことで、地域の中核としての新発田の位置づけが確立した。以後、廃藩置県まで江戸時代を通じて、新発田藩は溝口氏が12代にわたって治めた。転封や改易がなかったこともあって、多くの資料が地元に残されている。

藩政時代の面影は、江戸時代から残る新発田城の表門と旧二の丸隅櫓や堀・石垣、旧足軽長屋などに色濃いが、城下町の町並みや寺社、会津街道や宿場町、河川等の整備など、現在に続くインフラも江戸時代に起源をもつものが多い。

また、歴代の藩主が学問や諸道・諸芸を奨励したことで様々な文化が開花した。特に茶の湯については藩主の関心が高く、城下に下屋敷の清水谷御殿を、郊外には五十公野御茶屋を設置している。10代直諒は茶道を愛好し、翠濤と号して越後怡溪派を興し、後の新発田の茶道文化の発展に大きな影響を与えた。茶道は市民の間にも定着し、現在も市民茶会が開かれるなど盛んである。

このように、当市の骨格は、新発田藩の時代に形作られた。

Ⅳ 藩政下の治水と新田開発

北蒲原地域の平野部は、河川が厚い砂丘列に塞がれて海へ直接注ぐことができず、排水が進まないために低湿地が広がっていた。

新発田藩領では水害が頻発し、治水対策は藩政最大の課題と言える状況だったが、一方でこの湿地は低平であるがゆえに、用排水を管理することができれば、水田耕作に適した土地となり得る可能性も秘めていた。このため、藩では河川の改修や堤防の修築はもちろん、新田開発にも積極的に力を入れた。主要河川の加治川では幾度も改修が行われ、砂丘地を切り開いて瀬替えした二ツ山開削の痕跡も認められる。

江戸時代の資料を見ると、前期の段階で新村の誕生が多く認められるが、潟湖の干拓が本格化するのには中期以後のことである。市の北西部にあった紫雲寺（塩津）潟では町人資本が多く導入され、全域が水田に生まれ変わった。その痕跡は、干拓のために掘削された落掘川などの排水路に認められる。これらの結果、米の収穫量は飛躍的に増加し、新発田藩は江戸時代末期に10万石に高直しされている。また、富の蓄積が生じた結果、地主の一部は巨大化して豪農・豪商へと発展していった。

これらの新発田藩や富裕の町人らが主導した大規模な新田開発や治水事業は、当市の歴史文化を語るうえで不可欠である。

V 軍隊の設置と産業の近代化

幕末維新の戦いで新発田藩は最終的に新政府軍に与し、本営も一時期新発田城に置かれた。明治に入り歩兵第16連隊が創設されると終戦まで駐屯し、新発田は北蒲原郡の中心としてだけでなく、軍都としての道を歩む。明治7(1874)年建造の白壁兵舎は、特異な形式の洋風の小屋組を採用した和洋折衷の建築で、当地の近代化を示す象徴的な存在である。

一方、水田の耕地整理と治水事業は継続・発展し、加治川では大規模な瀬替えや分水路建設が行われ、遺構は加治川治水記念公園として親しまれている。また、山間部では赤谷地区で鉱山が開発され、鉄道敷設をはじめとした交通・通信の整備など、近代的なインフラの整備が進められた。

当市の近代化を考えるうえで、新発田市が江戸時代以来担っている地域の中核的な位置・役割だけでなく、明治時代に設置された軍の影響も大きい。

VI 自然がもたらした恩恵

市域には、2,000m級の高山から海岸部の砂丘地帯に至るまで多様な自然的景観が存在する。飯豊連峰を源流とする加治川は、市中央部を西流し河岸段丘・扇状地・低湿地を形成した「母なる川」といえる。これらの清流を利用した水田は豊かな実りをもたらし、そのコメを用いた日本酒造りも盛んである。

また、平野部に面した楕円山脈は日本最小の山脈で知られ、山域の椽平サクラ樹林は様々の種類のサクラが群生し、多くの人でにぎわいを見せる。

これらの自然環境は原始から現代に至る人々の営みの舞台である。そして、コメや野菜・果物、日本酒などの産物は、この土地に共生してきた人々の努力が積み重なった結晶といえる。

VII 地域の日々の生活にある文化財

各地の祭りは暮らしに根差した民俗文化財である。新発田諏訪神社の台輪運行や職人町獅子舞は、城下町に伝えられた職人の技術や町内ごとのコミュニティーといった町人文化を受け継いでいる。また、神楽や獅子舞など地域ごとの祭りも豊作への祈りや感謝を込めたものが多く、米作りとともに生きた人々の心が引き継がれている。

旧新発田市街は城下町を基礎とするが、町家や寺社の町並みはもちろん、小路や水路、路傍の石造物にもその面影が感じられる。また、農村部でも水路や屋敷林、はさ木などの日常のありふれた風景に、長い歴史に培われた地域の人々の知恵と心が垣間見える。



春の新発田城（旧二の丸隅櫓・表門・辰巳櫓）



加治川の流れと田植え時期の平野部（米倉地区 白ヶ森山山頂より）

歴史文化の特徴 イラストマップ



I 丘陵部に営まれた太古の暮らし

3：村尻遺跡、12：板山の黒曜石産出地、13：中野遺跡、41：山草荷遺跡

II 平野部への進出と開発のはじまり

2：金山城跡、5：加治城跡

III 溝口氏 270 年の城と城下町

4：菅谷寺、14：五十公野御茶屋、15：五十公野の寺社（千光寺ほか）、16：旧米倉宿と旧大庄屋斎藤家、
17：旧会津街道松並木、19：旧山内宿と口留番所跡、20：角石原古戦場、21：旧赤谷宿、22：聿修碑、
23：旧会津街道一里塚、31：新発田城、32：諏訪神社、34：旧寺町（宝光寺ほか）、
35：新発田藩下屋敷（清水谷御殿）・旧足軽長屋、36：しばた台輪

IV 藩政下の治水と新田開発

7：坂井川、8：加治川、28：旧紫雲寺（塩津）潟の干拓地、29 落堀川、38 市島家住宅、39：福島潟

V 軍隊の設置と産業の近代化

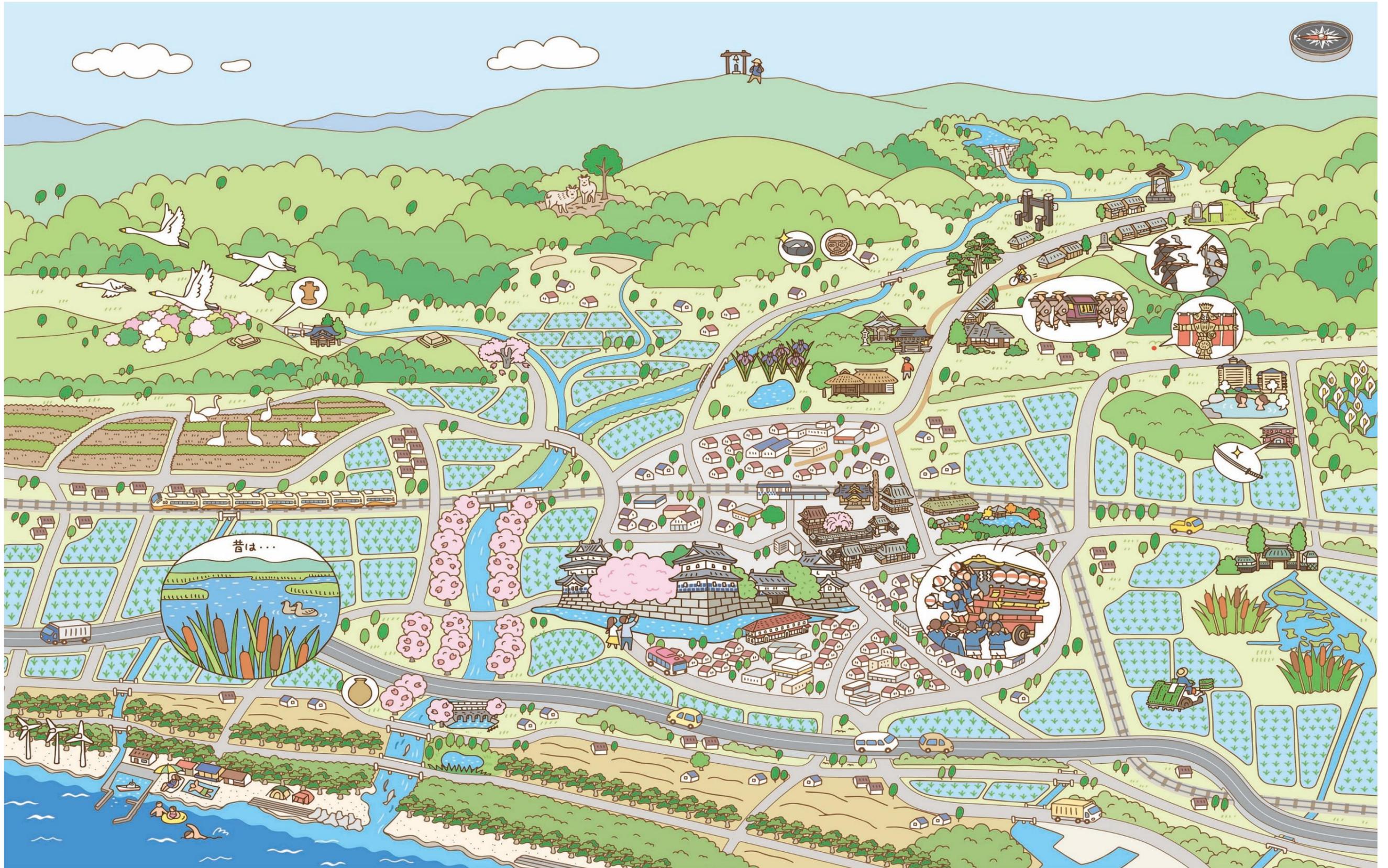
6：残存の桜、11：内ノ倉ダム、18：赤谷線サイクリングロード（旧国鉄赤谷線）、25：月岡温泉、
30：加治川の改修と桜堤、33：蔵春閣、37：白壁兵舎史料館、42：加治川分水門

VI 自然がもたらした恩恵

1：櫛形山脈と椽平サクラ樹林、8：加治川、9：ニホンカモシカ、10：飯豊連峰と二王子岳、
27：滝沢のミズバショウ群落、39：福島潟、40：水田とコメ作り、43：日本海の砂丘とマツ林、44：清瀧

VII 地域の日々の生活にある文化財

6：残存の桜、15：五十公野の寺社、17：旧米倉宿、19：旧山内宿、21：旧赤谷宿、24：浦のショウキ祭り、
26：天田昭次記念館、30：加治川の改修と桜堤、34：旧寺町、36：しばた台輪、40：水田とコメ作り



※P87、88の裏面

第4章 文化財の保存・活用に関する方針

文化財の「保存」と「活用」はともに文化財の保護を推進する両輪である。文化財を適正に保存・活用していくためには、法令等に沿った対応に加え、それぞれの文化財の状況や環境を的確に把握し、これらに応じて適切な処置を講じていくことが望まれる。

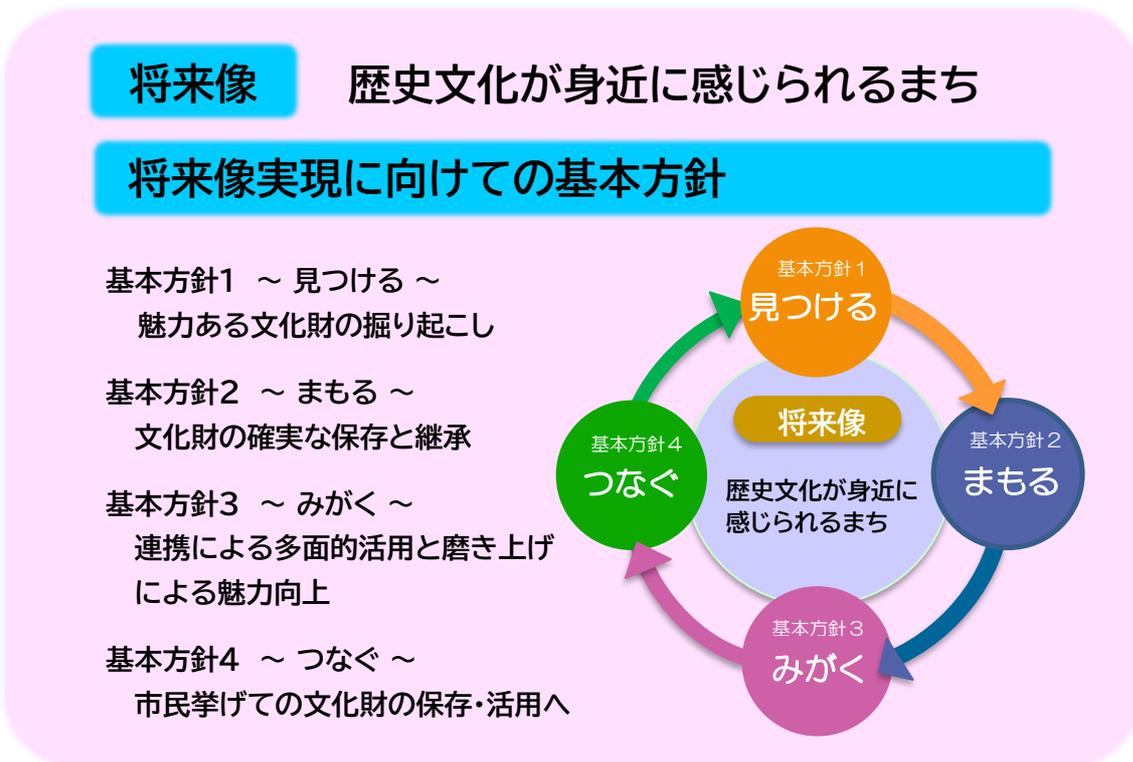
本計画では、序章に掲げたとおり「歴史文化が身近に感じられるまち」を目指すべき将来像としている。

本章では、将来像の実現に向けた文化財の保存・活用に関する方針を示す。

方針は、目的に応じた基本方針を示し、基本方針ごとに個別の実施方針を定める。基本方針は、1：魅力ある文化財の掘り起こし（見つける）、2：文化財の確実な保存と継承（まもる）、3：連携による多面的活用と磨き上げによる魅力向上（みがく）、4：市民挙げての文化財の保存・活用へ（つなぐ）の4つとする。

この「見つける」「まもる」「みがく」「つなぐ」を繰り返すことで、文化財の保存・活用が図られ、「歴史文化が身近に感じられるまち」に近づくとともに、関係する人の輪が広がり、地域の活性化や定住、観光客の誘客などにもつながることが期待できる。

将来像実現のため、市民が身近にある文化財（＝地域の宝もの）に気付き、価値を認識すること、それらの保存と継承を図り、様々な主体が連携して文化財を活かした取組や情報発信を行っていくことができるよう、現状の分析を通じて基本方針ごとの課題を整理し、その解決のための具体的な施策と取組を述べることとする。



1 文化財の保存・活用の現状

(1) 文化財把握調査の現状

① 文化財把握調査に関する文化財分野別の現状

(ア) 有形文化財の把握調査に関する現状

有形文化財のうち建造物については、旧新発田市域では市教育委員会と新発田市歩く旅のまちづくり協議会が、二度にわたり神社や寺院などのほか一般の民家を含めた歴史的建造物の調査を実施している。また、市全域については、市史や町史、村史を編さんするに際して歴史的建造物に関する調査などを実施しているほか、県が近世社寺建築や近代和風建築総合調査、近代化遺産総合調査などを実施している。

絵画や彫刻、工芸品、歴史資料等についての悉皆調査は実施していない。古文書や書跡・典籍については、市立歴史図書館で保管している新発田藩関連資料を中心に、ある程度把握調査が進んでいる分野もある。

考古資料については、主に市域の土木工事等に伴う発掘調査を実施しており、多くの出土遺物を保管している。

(イ) 無形文化財の把握調査に関する現状

演劇や音楽、工芸技術については、これまで全市的な把握調査を実施していない。なお、かつて、刀匠の天田昭次が国指定重要無形文化財「日本刀」保持者（人間国宝）に認定されていたが、平成25年に亡くなってから現在に至るまで、他に無形文化財の指定等はない。

(ウ) 民俗文化財の把握調査に関する現状

神楽や獅子舞などの民俗芸能、衣食住や信仰、生業、民話など、有形・無形の民俗文化財は市内のすべての地区にわたって存在する。このうち、神楽や獅子舞、あるいは祭りに関わる台輪や神輿など特定の時間や地域に限られる民俗文化財については、県が民俗芸能緊急調査等で報告している。また、合併前の各市町村でも把握調査がなされてきている。

一方、日常生活の中で使用されてきた一般の民具や農具などは、多くの方から寄贈を受け、市でも保管している。これらを含め、暮らしの中にある文化や風俗習慣などについては、各地に広範囲かつ重層的に存在することから、今後も把握調査の継続が望まれる。

(エ) 記念物の把握調査に関する現状

記念物のうち、遺跡については、遺物散布状況の分布調査や試掘確認調査などで698か所を把握している。名勝地については、県が庭園の緊急悉皆調査および自然名勝の把握調査を行っており、概ね把握できているが、溪谷や滝などの自然物を含め、今後も継続的な調査が必要である。動物・植物・地質鉱物については、文化財としての把握調査は未実施である。

(オ) その他の文化財の把握調査に関する現状

文化的景観、伝統的建造物群、文化財保存技術についての把握調査は行っていない。ただし文化的景観については、これまでの文化財に関する調査や計画などで言及されているものや、地域へのアンケートで指摘されたものが存在する。また、新発田市景観計画では市全域を景観区域とし、さらに複数の歴史景観エリアを設定している。埋蔵文化財については、過去に県が主体となって全域で分布調査を実施しているが、その後の状況の変化もあることから、更なる把握調査が必要である。

② 調査で得た情報のデータベース化とデジタルデータ化の現状

把握調査等で得られた情報については、各書籍等に掲載されてはいるが、集約した管理は行われていないのが現状である。

令和元(2019)年6月に示された国の知的財産戦略本部がまとめた「知的財産推進計画」において、デジタルアーカイブ社会の実現が明記された。

我が国の様々なコンテンツ（情報の内容）をデジタルアーカイブ化する取組は、文化の保存・継承の基盤となるだけにとどまらず、多様なコンテンツの融合の場として活用することにより、さらに新しいコンテンツが生み出され、国内外への発信によりインバウンドの促進や海外における日本の研究を活性化することにもつながるものであるとされている。さらに令和2（2020）年には、各機関で保有する多様なデジタル化された資料を一括して検索・閲覧・利用できる、国の分野横断型統合ポータルシステム「ジャパンサーチ」が公開された。

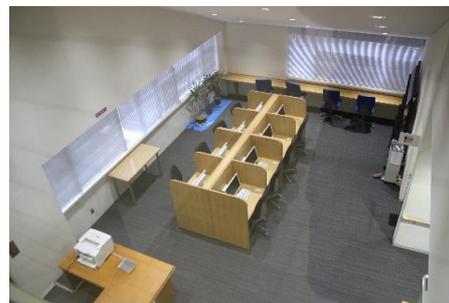
市立歴史図書館においては、デジタルアーカイブに取り組んでおり、撮影機器、保存機器、旧再生装置などを揃えて、古文書に関しては修復作業などと電子記録作業を行うとともに、整理したものから専用ホームページのデジタルアーカイブコーナーで公開を行っている。なお、すでに記録された文化財情報の多くは、紙媒体や写真、フィルム等で保管されているものがほとんどである。

○デジタルアーカイブとは

図書・出版物、公文書、美術品・博物館・歴史資料等公共的な知的資産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み

○ジャパンサーチとは

国立国会図書館がシステム運用する日本の様々なデジタルアーカイブと連携し、メタデータ（目録項目）をまとめて検索できる、国の分野横断型統合ポータルサイト



市立歴史図書館内に整備されたデジタルアーカイブズコーナー



市立歴史図書館内に整備された撮影機器

(2) 文化財の保存の現状

① 指定等の文化財の現状

国・県・市では新たな文化財指定等を進めている。新たな指定等は、個々の文化財だけでなく、保護制度そのものの価値について認識してもらうことにつながる。また、指定等の物件については税制上の優遇措置をはじめ、補助金交付などの行政からの財政的支援がある。こうした措置は文化財の「保存」という側面に関しては一定の効果が期待できる。



市指定文化財第 1 号となったしばた台輪

当市は昭和46(1971)年に文化財保護条例を制定した。この条例に基づき文化財指定の第1号となったのは「しばた台輪」で、以来指定件数を増やし現在は47件となっている。国が指定等をした市内の文化財は28件で、うち21件について全部又は一部を民間が所有している。同様に、県指定等文化財では13件のうち7件、市指定文化財では47件のうち36件の全部又は一部が民間の所有・管理である。法や条例の制度により指定等がなされた文化財は、手厚い保護の対象として保存・管理がなされているが、一方で、文化財の所有者に民間の方が多数いることから、後継者や担い手不足も懸念されている。

② 防災対策、防犯対策における現状

(ア) 災害対策における現状

当市は、昭和39(1964)年の新潟地震や昭和41(1966)年の下越水害とその翌年の羽越水害、平成7(1995)年の新潟県北部地震など、過去にたびたび大災害に見舞われてきた。

こうした災害の被災状況等を踏まえて市が定めた「新発田市地域防災計画」では、文化財保護に関する基本方針として、災害が発生した場合に文化財所有者をはじめとする関係機関等が文化財を保護し、その文化的価値が失われないように必要な措置を講じるよう求めている。

市の責務としては、文化財の被害状況の把握と県への報告、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の措置を講じることとしている。また、市民や地域の役割としては、文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被害文化財救出活動等への参加・協力を行うとしている。

なお、市では昭和42(1967)年の羽越水害から50年の節目に当たる平成29_(2017)年に、洪水、地震、津波などの災害に備えて新たな「新発田市ハザードマップ」を作成した。この内



新発田市地域
防災計画

容は市のホームページで公表されているほか、浸水想定などの地域ごとの内容で、市内全戸に配布している。文化財所有者等においても、災害に関して文化財が置かれている状況を把握する一助となっている。

また、防火については、文化財保護法制定の契機ともなった法隆寺金堂壁画が焼損した日である1月26日を「文化財防火デー」と定め、貴重な文化財を火災・震災その他の災害から守るために、文化庁と消防庁が協力して、全国で文化財防火運動を展開している。市でもこの日に合わせ、その前後に文化財の防災活動を実施している。主な内容としては、市が管理する指定等文化財の防火訓練の実施や、指定等文化財の所有者宅を訪問し、広域消防本部・新発田消防署と共同で防火点検を実施したり、広報紙やホームページでの啓発活動等を行ったりしている。

(イ) 防犯対策における現状

文化財を盗難やき損から守るなど、防犯対策を施す主体は所有者であるが、県や市でも指導や助言に取り組んでいる。

県では、県文化財保護指導委員制度を設けている。文化財保護指導委員は、県の依頼により国及び県指定等の建造物・史跡・名勝又は天然記念物並びに埋蔵文化財包蔵地の調査巡視を行っている。また、文化財の所有者その他の関係者に文化財の保護に関する必要な助言を行うと共に、地域住民に文化財の保護について普及・啓発活動を行い、文化財の防犯に係る意識の向上にも努めている。

市は、県の文化財保護指導員への推薦やその活動に対して協力を行っている。

③ 文化財の日常の管理に関する現状

文化財の日常的な管理は、防災・防犯も含めた文化財の保存についての基本的かつ重要な要素である。文化財の日常管理は、指定等の有無に関係なく、原則として所有者が実施するが、修理等とは異なり行政からの財政的な支援制度がないのが実態である。指定等文化財の修理に対しては、国や県、市からの補助制度はあるが、所有者の負担も決して少なくない。登録文化財に関しては、支援はより薄い



新発田市ハザードマップ



新発田城での放水訓練
(文化財防火デー)



五十公野御茶屋庭園の樹木管理

のが実情である。

このほか、前述のとおり県文化財保護指導委員が日常の管理についても助言等をしている。さらに、市でも文化財防火デー前後に指定等の文化財所有者宅を訪問し、文化財の状況を確認するとともに、管理方法などについても相談に応じている。一方、近年の課題としては、日常管理の主体である所有者の高齢化の進行がある。また、所有者が文化財の所在地と離れて生活し、目が届きにくい事例なども散見される。全体的に文化財の日常的な管理が難しくなる事例が増加してきている。

④ 未指定文化財の保存に関する現状

指定等がなされていない場合であっても、神社や寺院などには歴史的・美術的に価値のある文化財が多数存在し、個人所有の中にも未周知の文化財が眠っていると考えられる。また、各地に伝わる民俗文化財なども多数存在する。

これらについては、過去の各種調査でリストが作成されるなど部分的には把握されているものの、近年の状況は不確かである。また、文化財の多くは未指定であっても、地域住民らによって現在も大切に管理されているが、昨今の少子高齢化や新型コロナウイルス感染症対策による生活様式の変化等により、保存・継承の活動が急速に衰退してきている。

一方、市では、平成30(2018)年に古文書等の保存環境を整えた収蔵庫や展示室、会議室を持つ新発田市立歴史図書館を新発田城の近くに設置した。歴史分野に特化した図書館施設は全国でも珍しい。同館では、歴史資料と郷土資料の収集や史料検索の相談を行っており、市民や市外からの寄贈も多く、未指定文化財の保存において果たす役割は大きい。

また、埋蔵文化財包蔵地である遺跡については、土木工事等により埋蔵文化財としての価値が失われる場合、法令に基づいて事前の発掘調査等を行い、記録を作成している。当市がこれまでに実施した発掘調査は、ほ場整備の工事によるものが多いため、農村部での調査が主となっており、市街地での調査は比較的少ない。

なお、これまでに出土した遺物は約1万箱に達し、それらについては統廃合や移転した小学校の旧校舍等を活用して収納しているが、収納スペースが少なくなっている。出土遺物は石器や土器類が大半を占めるものの、保管の難しい木製品なども少なくない。



保存環境が整った収蔵庫を有する
市立歴史図書館



出土遺物等を収蔵・展示する
加治川収蔵庫(旧 新金塚小学校)



出土遺物等を収蔵・展示する
加治川収蔵庫・展示室

(3) 文化財の活用の現状

① 文化財の活用の概況

市内で指定等となっている文化財は、今のところ、有形文化財、民俗文化財、記念物に限られることから、文化財の積極的な活用もこの3種類が中心となっている。また、未指定の文化財を含めても、埋蔵文化財を加えた4種類での活用が現状である。

これらは、その種類により主たる活用の機会や目的に違いがみられる。例えば、有形文化財の建造物や記念物における城跡などの遺跡、庭園や溪谷などの名勝地は観光振興や地域の魅力向上、出土品などの埋蔵文化財や民具などの有形の民俗文化財は教育振興、地域ごとに伝わる無形の民俗文化財は、地域づくりや地域の魅力向上などの場面での活用が目立つ。

特に、観光振興や地域の魅力向上の場面での活用が多いのは、市街地にある国指定文化財の新発田城、新発田藩下屋敷（清水谷御殿）や旧足軽長屋である。このうち、新発田藩下屋敷（清水谷御殿）・旧足軽長屋は、市指定文化財や国登録有形文化財が集中する旧寺町と連続する区域にあり、市民団体が中心となったイベントも開催されている。

一方、これらの文化財は物理的に離れており、指定等文化財のみで江戸時代の城下町の面影を体感するのは難しいのが現状である。これは、明治中期と昭和初期の大火で、旧城下町である市街地の多くが焼失し、現存する歴史的な建造物は、昭和初期のものが多くことが影響している。このために江戸時代を象徴する新発田城と、新発田藩下屋敷（清水谷御殿）・旧足軽長屋および旧寺町が、別個の点または線として認識されることが多い。このようなことから両者が一体的に活用されづらい面もある。



市民団体が中心となって実施した「寺びらき」のイベント（旧寺町）



明治28年と昭和10年の大火にあった旧西ヶ輪地区（現大手町2・3丁目）

② 活用主体と文化財の活用の現状

(ア) 市による文化財の活用の現状

市では、文化財を活用した各種の事業に取り組んできている。新発田城をはじめとする、国や県の文化財指定等を受けている建造物や名勝地の公開に加え、城周辺の桜開花時期と城下町しばた祭りに合わせて城のライトアップを実施している。また、これまでの活用事例としては、国指定名勝の五十公野御茶屋を会場とした美術品の展示会や、城下町400年記念事業で行った、新発田城址公園を会場とする市民参加の野外演劇（歴史ページェント）などがある。

このほか、新発田城三階櫓・辰巳櫓の復元や城址公園の整備、寺町・清水谷地区街なみ環境整備事業による「歴史のみち」整備などのハード事業を通じ、文化財が観光振興や生涯学習の場として活用されている。

また、市立歴史図書館は新発田藩の藩政関連の古文書などを大量に保存しており、展示室でこれらを含む歴史資料を展示し、関連する講座やまち歩きを企画・実施するなどして活用を図っている。

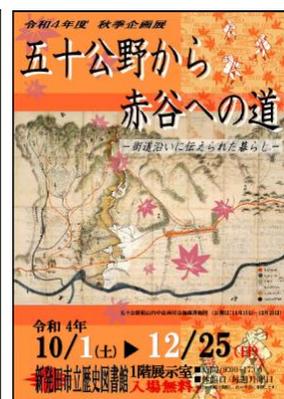
埋蔵文化財については、「新発田市加治川展示室」で遺跡の出土品を通年展示しているほか、平成19(2008)年度以後、遺跡出土品展を市立図書館と共催し、関連図書の紹介も行うなど、社会教育の面でも活用を行っている。



新発田城ライトアップ
(旧二の丸隅櫓)



市立歴史図書館 展示室



市立歴史図書館の展示室を活用した常設展示と企画展示のポスター（令和4年1月から12月）

（イ）民間所有者による文化財の活用の現状

指定、未指定に関わらず民間で所有する文化財は市内に数多く存在し、その活用も様々な形でなされている。そのうち、主要な活用の形態の一つが文化財の公開である。なお、文化財保護法等では、文化財の公開は文化財の所有者が行うこととなっている。

民間所有の文化財の公開の一例としては、一般財団法人が所有する国指定名勝の旧新発田藩下屋敷（清水谷御殿）庭園の公開がある。一般に「清水園」と呼ばれる新発田藩の大名庭園で、敷地内にある市指定文化財の武家屋敷や、川を挟んで隣接する国指定重要文化財の足軽長屋と一体で活用が図られている。これら庭園などの施設は適切な管理により美しく保たれ、通年で一般に公開している。海外からの来訪者も含め年間数万人が来訪し、当市の歴史や文化の主要な情報発信元となっており、観光振興にも大きく寄与している。

また、市内には指定等の文化財建造物を有する寺院が数多くある。さらに、四季折々の風情を感じさせる庭園や桜の名木など未指定の文化財を所有している寺院等も少なくない。これらの多くは、本堂や山門などの文化財建造物、庭園、彫刻、絵画などを一般公開している。

上記以外にも、国登録有形文化財の建造物で営業する店舗や、豪農の住宅を活用して和箆笥や古陶磁・民具等を展示する民間の博物館類似施設もある。

公開以外にも、所有者が、次に示す市民団体や市の実施する文化財の活用事業に積極的に協力・参画しているケースも多い。

(ウ) 市民団体等による文化財の活用の現状

以前から市内には文化財などの保存や活用に関する市民団体が複数あり、それぞれ活動を展開していた。平成16(2004)年度に完了した新発田城三階櫓と辰巳櫓の復元事業後は、さらに市民が主体となり、特に市街地にある文化財などに関わる団体が複数発足して、現在に至るまで活発な活動がなされている。その市民団体の中には、文化財の活用や磨き上げに大いに貢献している団体もあり、文化財の保存と活用に関する市民活動のリーダー役を果たしている。

市民団体が参画した事業は数多いが、ハード整備では「加治川の桜並木の復元」、「しだれ桜の植樹」、「新発田川粗朶^{そだたな}棚整備」などがある。また、ソフト事業では、観光ガイドボランティアによる新発田城等の観光ガイド、新発田城市民年末清掃、市街地に点在する資源を体系的に統合し商店街との連携を通じて賑わい創出につなげる活動などに取り組む団体や、第2章で紹介した新発田郷土研究会、新発田古文書解読研修会など、観光振興や生涯学習、地域の活性化などそれぞれの立場・目的で文化財を活用した活動を行っている。

なお、本計画の作成に関して、市内で活動する3団体に対し文化財関係団体ヒアリングを実施した。



一般財団法人が所有管理する国指定名勝 旧新発田藩下屋敷（清水谷御殿）



加治川の桜並木の復元

<市内関係団体ヒアリングで寄せられた主な意見>

※これらの意見は、問題点の抽出と課題作成の参考とした。

質問：文化財の保存と活用について、今後、市が力を入れて取り組むべきことは。

- ・ ミスのない古文書の管理、調査
- ・ アドバランを高く掲げた情報発信
- ・ 地域とのつながりをつくる
- ・ 住民の意向、考えを引き出す
- ・ 総力をあげて地域計画をつくる
- ・ 地元ならではの地域計画作成
- ・ 相談を受ける窓口のアピールと体制整備
- ・ 専門スタッフの育成、人材育成
- ・ 人財の育成と、文化財の内外へのアピール
- ・ 誤った情報発信時の迅速な修正対応
- ・ 市民の思いを高める
- ・ 市民の気持ちを盛り上げる
- ・ 市全体の協力体制の構築
- ・ 専門家の確保
- ・ 新発田の歴史のPR
- ・ 古文書マップの作成と市民への情報提供の呼びかけ
- ・ 広報活動
- ・ ミュージアムをつくる

(工) 地域における文化財の活用の現状

地域における文化財の活用には、各地にある寺院や神社などの歴史的建造物の維持管理に加え、これにまつわる祭りを催したり、無形の民俗文化財である神楽や獅子舞などを演じたりすることで、地域で暮らす人々の絆や結びつきを深めているケースが非常に多い。また、地域の清流でホタルが多く育つことを活用して、地域以外の人びとがホタルの観賞会などに参加し直接見てもらうことで、地域の魅力を発信し、地域おこしや活性化につなげている例などもある。

しかし、令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、祭りなどの中止や規模縮小を余儀なくされた地域も多い。

(オ) 市内各小中学校での文化財の活用の現状

～しばたの心継承プロジェクト～

市内の小中学校の教育活動においても各種の文化財が活用されている。

考古資料を活用した例では、小学校6年生を対象に、市内の出土品を用いた縄文時代の授業があり、子どもたちが土器等に直接手で触れ、感触や重さ確かめるなどして理解を深めている。

国指定の建造物を活用した例としては、小学生が新発田城表門・旧二の丸隅櫓や復元された辰巳櫓などを見学して、新発田藩や城郭建造物について学ぶとともに、足軽長屋の見学を通じて下級武士の暮らしについて学んでいる。



出土品を活用した小学校出張授業

名勝地を活用した例では、国指定文化財である大名庭園について学んでいる。

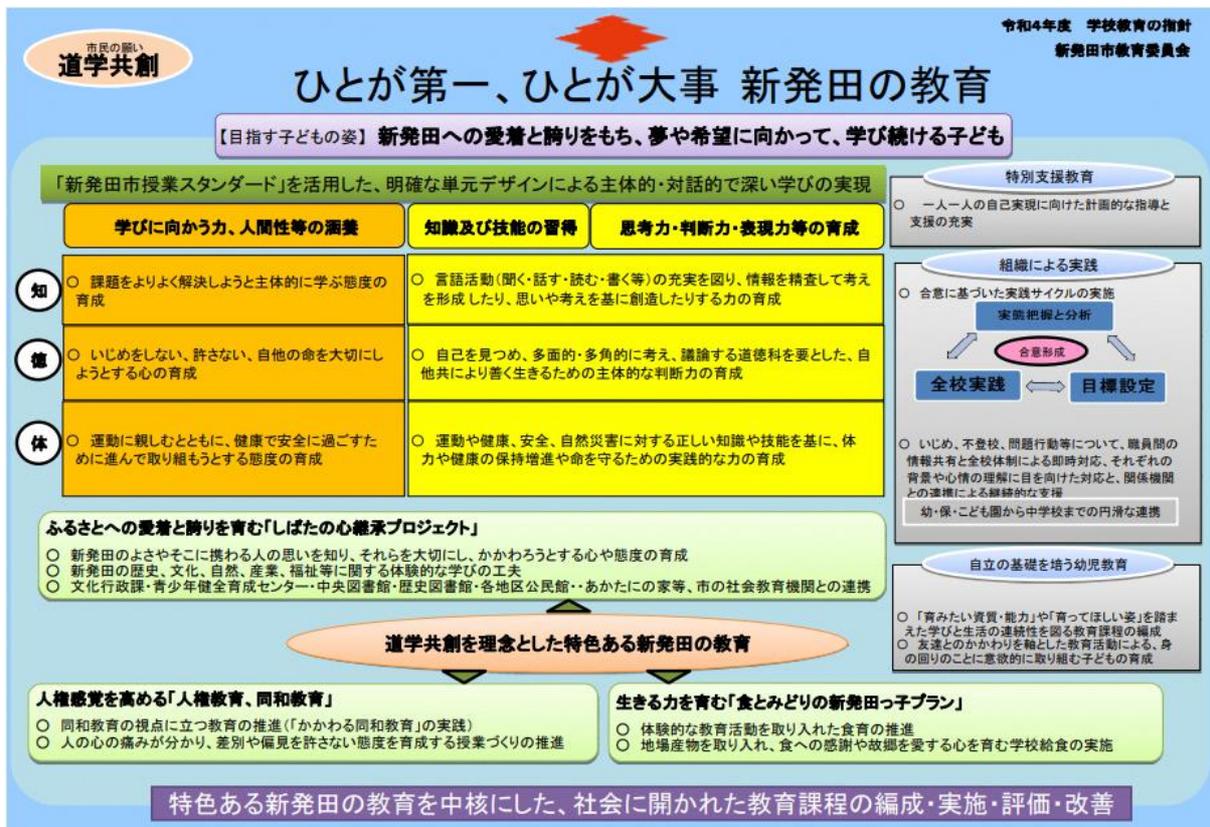
そのほか、主に小学校3年生が、民具収蔵庫で各種の民具に触れながら市の民俗文化財や昔の人々の暮らしぶりについて理解を深めているほか、文化財を活用した例としては、小中学生が自発的に新発田城内を清掃する活動などがある。



小学生の新発田市民具等収蔵庫の見学

市教育委員会では、令和2(2020)年度から「しばたの心継承プロジェクト」に取り組んでいる。これは、市内の児童生徒が新発田市の歴史や文化、産業などの学習を通じ、新発田の良さやそこに携わる人の思いを知り、郷土への愛着と誇りを育むことをねらいとした事業である。現在、市内小中学校と連携し、上述した事業をこの取組に取り入れ、学校の学習として実施する仕組みを作っている。

〈「しばたの心継承プロジェクト」(令和4年度「学校教育の指針」より)〉



2 文化財の保存・活用の課題

目指す将来像に向け、これまで見てきた現状を踏まえつつ、基本方針のキーワード「見つける」「まもる」「みがく」「つなぐ」の視点から、本市における文化財の保存・活用の課題を挙げる。

(1) 「見つける」における課題

① 文化財把握調査に関する課題

前述したとおり、本市においては、これまで一部の分野・地域を除いて悉皆調査はほとんど行われておらず、今後も文化財の各分野において、未指定文化財の掘り起こしを目的とした把握調査が必要である。しかしながら、現実には、悉皆調査はもとより、個別案件の調査や分野を極めて限定した調査であっても、その実施には多額の予算措置を伴うことが少なくない。調査には多くの時間やマンパワーを要するため、効率的かつ保存・活用の効果が見込める分野から優先順位をつけて取り組んでいく必要がある。

文化財は市内の広範囲にわたって存在し、かつ有形文化財、民俗文化財、記念物など多岐にわたるため把握調査を行政だけで進めることは容易ではない。については、国や県はもとより、大学などの研究機関、歴史文化に関わる市民団体などとの連携・協力関係を強化・発展させることが、より一層必要となる。

市立歴史図書館においては、引き続き郷土に関連する古文書などの資料を整理し、目録の作成を進めるとともに、市内に多く存在するであろう未調査の古文書などについて、収集と把握を行っていく必要がある。

また、埋蔵文化財については、開発工事等に先立つ場合が中心とはなるが、分布調査や試掘確認調査などの埋蔵文化財包蔵地を把握するための調査に、継続して取り組む必要がある。

② 文化財把握調査の手法に関する課題

地域に根差した文化財の掘り起こしを効果的に進めるためには、より多くの市民が身の回りに潜在する歴史文化の価値に気付くとともに、その情報を周辺住民や市などと共有できることが望ましい。そうすることで、さらに身の回りの文化財に気づくといった相乗効果も期待できる。今後は、地域で大切にしているものや共同で利活用している文化財、地域で癒しとされている空間や景観などを地域住民から聞き取りするなどして掘り起こ



新発田市文化財保存活用地域計画
市民ワークショップ
「あなたが考える新発田らしさと
文化財」の様子（令和3年度）

し、それらを「地域の宝もの」としてリストアップして市民に公開し、価値を共有していく必要がある。

そのためには、市民からの情報を集約する新たな仕組みづくりや取組が必要である。令和3(2021)年度に開催した「ワークショップ～あなたが考える新発田らしさと文化財～」では、参加者から地域の文化財について、多くの情報を直接得ることができた。このような、地域に出向いてのワークショップなどのアウトリーチ（外へ出向いて手を伸ばすこと）により、情報収集・把握を効果的に実施していく必要がある。

③ 把握調査で得た情報のデータベース化の課題

把握調査によって得られた情報を集約し、データベース化することで、市民への還元が可能となり、新たな情報提供にもつながると考えられる。

現在は未公開または冊子形態での公開が多いが、個々の情報をデジタルデータ化し公開することで、時間や場所に縛られずに利用することが可能となるため、情報の提供方法として効果的であり、さらなる取組の推進が必要である。

なお、デジタル化された資料の長期保存には、記憶媒体、再生機器のそれぞれにも課題がある。データを格納しているハードディスク等の電磁記録媒体の対応年数を考慮し、定期的に更新しながら、マイグレーション（＝新しいシステムや新しいバージョンのソフトウェアにデータを移動するデジタルデータの移行方法）を実施し、データ保全を行うことが必要であり、アーカイブを構築する段階から定期的なデータ移行計画も見据えなければならない。

（２）「まもる」における課題

① 文化財の指定等に関する課題

文化財指定を行うこと自体が文化財保護につながることから、文化財指定を着実に進めていく必要がある。

指定制度を補完する仕組みとして国登録文化財制度があり、地方公共団体からの提案の規定も設けられているが、当市においては未だ広く周知されていない。対象となる文化財の範囲や提案の方法、登録によるメリットの周知が必要である。

ただし、これらの指定等については、申請や提案などの際に手間や費用が掛かることから、敷居が高い部分もある。すぐに指定等に至らないまでも、より簡便なかたちで文化財の価値を広く周知するために、各地域の文化財を地域住民が登録等できる市独自の制度創設を検討する必要がある。



新発田市文化財調査審議会
(令和4年度第1回)

② 文化財の保存・管理に関する課題

文化財の保存・継承のためには、日常的な保存環境整備を継続して行っていく必要がある。文化財の日常的な管理は基本的には所有者等が担うが、所有者等の高齢化が進み、日常の管理が難しくなっている事例もあり、継続的な啓発や見守り・相談体制が必要になってきている。

指定等文化財の修理については、補助制度はあるものの所有者の負担も小さくなく、他市等の先進事例の情報を得ながら、市と所有者の双方が対応可能な方策を研究・検討していくことが課題である。

指定等文化財については、個別の文化財保存活用計画を策定し、計画的・長期的視点に立った事業を実施することが有効だが、ノウハウを持たない個人や民間団体の場合には、行政等の支援も必要である。

このほか、市が保管する発掘調査による出土遺物（埋蔵文化財）は、既に膨大な量となっており、今後も増加が見込まれる。民具も含めて収蔵施設の老朽化の問題もあり、新たな収蔵スペースの確保が課題となっている。



温湿度管理や害虫、防災等の対策がある市立歴史図書館の特別収蔵庫

③ 文化財の防災対策、防犯対策に関する課題

当市はこれまで、たびたび災害に見舞われ、さらに近年は世界規模での異常気象や自然災害が各地で頻発していることから、地震や水害などの災害に備え、文化財にかかる災害対策マニュアルの作成・普及を進める必要がある。

新発田城においては、表門と旧二の丸隅櫓の耐震診断を実施しており、診断の結果、耐震性能が不足する場合には、地震被害を軽減させるための対策が必要となる。また、石垣についても、はらみ出しやずれが認められている。歴史的に地震や大雨による石垣の崩壊を何度も経験していることから、継続的に石垣の動きを把握し、はらみ出しの評価を行っていく必要がある。

また、防災・防犯対策として最も重要なことは、所有者等の意識であり、徹底のための啓発を継続して行う必要がある。加えて、文化財を火災や盗難・き損等から守るためには所有者等の努力だけでは困難な面も多いため、地域住民へも啓発を行い、見守りなどへの協力を呼び掛けていく必要がある。



市指定記念物史跡 新発田城跡
(石垣のはらみ出しが目立つ部分)

④ 未指定文化財の保存に関する課題

未指定の文化財については、十分に把握していないのが実情である。また、把握していたとしても、その後の追跡調査は行っておらず、現状確認のできていない事例が大半である。

未指定の文化財の多くは、個人や地域で維持管理されているが、原則として保存活動に対する財政的支援はなく、指定等の文化財と異なり、滅失する懸念が大きい。特に無形の民俗文化財では、少子高齢化による後継者不足が深刻な課題となっている。加えて、近年の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、継承の場面はさらに縮小している。

こうした現状を踏まえ、これまでに調査が及んでいなかった市内の未指定文化財の把握だけでなく、把握後の追跡調査、所有者や管理者との連絡体制の構築など、保存と継承のための手立てが課題である。

(3) 「みがく」における課題

① 文化財を活用する組織や体制に関する課題

文化財を保存し活用する主体としては、国や県、市などの行政機関はもとより、文化財の所有者や市民団体、歴史や文化の専門家、地域住民など多様である。活用の現状で述べたとおり、市内には、文化財などの保存・活用に関する市民団体が数多く存在し活発に活動を展開している。一方で、それぞれの連携は必ずしも十分には図られていない面もみられる。地域総がかりで文化財の保存・活用を進めていくためには、市民や関係団体、行政などのネットワーク強化が必要である。

文化財保護行政は市教育委員会が中心を担うものの、市役所内部においても、文化財となる資産自体の管理を行う部署や、文化財を事業に活用している部署は少なくない。それぞれの業務目的に沿った文化財の活用を、より効率的・効果的に推進するため、今後は部署間のネットワーク化や連携・協力体制の強化が求められる。

また、少子高齢化、人口減少が進行する社会において、文化財の活用の担い手の育成につながるような取組が必要であるが、行政だけでなく、市民団体等と相互に補完、協働して進めていく必要がある。



新発田市文化財保存活用地域計画
庁内ワーキンググループ会議

② 文化財への興味・関心を高めるにあたっての課題

文化財に対する市民の興味・関心を高めるには、現状維持にとどまらず、価値を磨き上げることで、さらなる魅力向上に努めることが必要である。

文化財としての価値を高めるためには、それぞれの文化財の調査と、その成果に基づいた周辺環境も含めての継続した手入れや整備が必要である。

例えば新発田城の土橋門復元のように、新たなハード面の整備による魅力アップや、看板や案内表示、パンフレットのリニューアルや多言語化、ボランティアガイドの参画と協力やデジタル技術を活かしたPR事業などを通じて、文化財の付加価値を高める取組を進める必要がある。

また、新発田の歴史文化や文化財を市民や観光客などにより詳しく知ってもらい、関心を高めてもらうために、市の歴史文化を常設展示するとともに、活用事業などを通じて情報発信する機能を持った歴史資料館の整備も課題である。

さらに、市内に多数存在する文化財や史跡などを、単なる点ではなく、歴史文化のストーリー等に位置付けることで、より理解を深め、魅力を感じてもらえる仕掛け作りが求められる。併せて、市の中心部から離れた文化財にも足を運んでもらうための工夫も必要である。



市の文化財などを紹介する
城下町まち歩き（新発田城付近）

（４）「つなぐ」における課題

① 市民の参画に関する課題

文化財の継承という点においては、人口減少や少子高齢化による担い手不足という課題が根底にあるが、この傾向がさらに加速することは避けがたい。地域においても、既存のコミュニティ自体が存続の危機にさらされているところもあり、受け継がれてきた無形の民俗文化財や景観の維持などが、地域の努力や行政の支援だけではもはや立ち行かない状況もある。

このような社会状況の中、地域の文化財を継承していくためには、市民が日々の生活の中にある文化財の存在に気付くことが肝要となる。そうすることで、そこに潜む歴史文化を知ることで関心を高め、それらの人が核となって文化財を保存・活用することが必要であり、その担い手の育成につなげるための取組が求められる。そのためには、文化財の保存・活用の領域にできるだけ多くの市民が参画することが鍵であり、これまで歴史文化に関心の低かった市民であっても、参画しやすい魅力的なコンテンツをいかに提供できるかが課題である。



特色ある地域の景観なども文化財を
構成する（米倉地内）

② 情報発信に関する課題

人々の注目や関心の対象となりうる文化財であっても、その情報が発信されなければ、活用を図ることは難しい。また、文化財を活かすには、文化財の持つ価値や可能性を多くの市民が共有することが条件となるが、居住地域の文化財であっても気付くことなく暮らす人も少なくないのが現状である。地域には様々な文化財が存在することから、それぞれの地域コミュニティの中での情報発信が重要となる。これにより、身の回りに独自の文化財が存在することを認知し、地域の活性化にもつながる可能性を秘めていることに気付くことができるようになる。

また、市民が文化財をより身近に感じるためには、文化財の公開施設などを様々な情報発信の中にとりこむことが効果的と考えられる。

なお、市の文化財の情報発信は、書籍や観光マップ、パンフレットなどの紙媒体を主としながら、ホームページなども併用してきた。今後は、ホームページにおいても画像を多く盛り込むなどの魅力をアップする工夫や、ソーシャルメディアネットワークサービス（以下、SNS）なども活用し、市民の参加が可能な形にするなど、多様な情報発信に取り組む必要がある。



身近に感じる情報発信を求められる展示施設（紫雲寺漁村民俗資料館）



月岡温泉に隣接するカリオンパーク内に建つ刀剣伝承館・天田昭次記念館

③ 子どもの参画に関する課題

文化財の保存・活用のための市民参画の促進にあたっては、将来を担う子どもの存在が不可欠であり、最重要課題の一つとも言える。特に、神楽や獅子舞など地域に伝わる民俗芸能は、以前から継承者や担い手不足の課題があったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少傾向の加速が危惧される。そのような状況の打開のためには、子どもたちの地域文化活動への積極的な参加が強く望まれるが、その第一歩として、子どもたちが地域の歴史や伝統文化に触れ、関心を育むことのできる環境づくりが課題となる。

市内の小中学校で取り組んでいる「しばたの心継承プロジェクト」などを通じて、子どもたちが地域の歴史文化や民俗芸能等を学び体験する機会を提供すると同時に、子どもを核としつつも幅広い世代に向けた文化財の保存・活用の活動を展開することが必要である。

3 文化財の保存・活用に関する方針

ここまで当市における文化財の保存と活用に関する現状と課題について分析した。ここでは、これらを踏まえ、基本方針に沿って個別の実施方針を定める。なお、個別方針は、相互に関連することから重複する部分がある。

基本方針1

魅力ある文化財の掘り起こし

見つける

～指定や登録がなされていなくとも歴史や文化等の面で価値を有する地域の宝を探す～

① 未指定文化財の把握調査の継続

各種の指定等がなされていない文化財であっても、市内には魅力ある文化財、活用が期待される文化財は少なくないことから、未指定の文化財の掘り起こしを目的とした把握調査を継続的に実施していく。把握調査があまり進んでいない当市においては、調査対象が広範囲に及ぶことから、効果的な調査とするため、まずは過去の把握調査で抽出した文化財の現状確認や、環境変化によって保存が困難になりつつある民俗文化財の把握調査などを優先的に、研究機関や市民団体とも連携・協力しながら調査に取り組んでいくこととする。

また、引き続き、市立歴史図書館においては市に関連する古文書の収集と整理、目録の作成を行う。埋蔵文化財については、発掘調査等により市内の埋蔵文化財包蔵地の所在と範囲の把握に取り組む。

② 市民からの文化財に関する情報提供を得やすい仕組みづくり

文化財の把握のためには、行政が実施する調査に加えて、市民からの情報提供が重要である。地域に根差した文化財を一番よく知っているのは、その土地に住む市民であることから、市民が簡便に情報提供できる仕組みを構築する。

③ 把握調査結果のデータベース化

これまでに得られた文化財情報に加え、今後の把握調査で得られる情報を市が適切に集約し管理するため、データベースの構築を図る。データは可能な範囲で公開し、市民等からの新たな情報提供のきっかけにつながることも目指す。

また、データ保全のため、ハードディスクやソフトウェアの更新時に適切にマイグレーションが行えるよう計画的に取り組む。

基本方針2

文化財の確実な保存と継承

～文化財を確実に次世代へと引き継ぐ～

まもる

① 文化財指定等の着実な推進

文化財の指定等の制度は、価値を広く認識してもらうこと、専門的な助言を受けられることに加えて、修理への補助や税制上の優遇措置など、文化財の保存のためのさまざまな効果が期待できる。このため、適切な文化財指定等を着実に進めるとともに、市民に対し国登録文化財制度の周知を図っていく。

また、より簡便な方法で、自分たちの身近にある文化財を地域の宝として市に登録できる制度の創設を検討する。

② 指定等文化財の確実な保存

市が所有・管理する指定等文化財等については、保存環境のための整備を継続して行う。また、民間の所有者等に対し、継続的な啓発や見守り、助言等を行うため定期的な巡視や相談体制の強化に取り組む。また、必要に応じ学識経験者等（「文化財保存活用アドバイザー」）からの助言等が得られるシステムを構築する。

指定等文化財の修理については、現行の補助制度を堅持するとともに、民間の財団等が行っている助成制度の紹介や新たな財源確保に関する相談に応じる。

年々増加する埋蔵文化財の保存・整理を適切に行えるよう、民具等と合わせて収蔵可能な施設の確保・整備を進める。

また、市が管理する新発田城等の文化財保存活用計画を検討・策定するとともに、民間の所有者等が計画策定を希望する場合は、その相談・支援を行う。

③ 文化財の防災・防犯対策の推進

文化財の防災・防犯対策を図るうえで重要なことは、所有者と地域や関係団体・機関等との適切な連携であることから、旧来実施してきた活動内容に加え、所有者はもとより地域等への啓発活動を強化し、文化財に着目したハザードマップや災害対策マニュアルの作成や災害時の対応に関する訓練などを実施する。

また、新発田城の表門及び旧二の丸隅櫓について、耐震診断結果に応じた耐震補強策を講じるとともに、石垣の動態に関して継続した観察・評価を行う。

④ 未指定文化財の保存支援

未指定文化財は、地域住民であっても認知度の低い場合が多い。このため、市民が地域の文化財の存在を知ることができるようにリスト化し、文化財の価値を伝えるとともに地域で守り継承することの必要性についての啓発に取り組む。併せて、未指定文化財の所有者等が相談できる窓口を開設する。また、財政的支援がほとんどない実情から、一部の民俗芸能の保存活動に対する支援等を継続するほか、民間の財団等が行う助成等についての分かりやすい情報提供、保存継承活動に対する新たな支援策の検討などを行う。

基本方針3

連携による多面的活用と 磨き上げによる魅力向上

みがく

～文化財に関わる組織や団体等の連携体制の強化を図り、文化財の魅力を引き上げる～

① 文化財に関わる人や組織・団体等の連携強化

文化財の活用は、教育振興のみならず、コミュニティなどの地域づくり、観光・産業振興、各地域の魅力向上などへの効果が期待されており、こうした効果を高めるため、市組織内の各部署間のさらなる連携強化を図る。

また、市民や関係団体の代表者をメンバーとした会議を設置し、本計画の進捗管理だけでなく、情報共有や関係者間のネットワーク強化を図る。

当市には、文化財などの保存や活用に関わる市民団体が多くあり、それぞれ積極的に活動しているが、その効果を相乗的に高めるため、団体同士の連携強化につながる支援策を実施する。

さらに、民間と市が相互に補完しながら協働して文化財の保存・活用に取り組むことができる体制づくりのため、文化財所有者の求めに対して、相談や調査研究等に応じる民間団体等の「文化財保存活用支援団体」への指定を検討する。

② 文化財やその周辺環境整備による文化財の磨き上げ

文化財としての価値を高めるには、個々の文化財の調査や適切な維持管理が必要である。

市が所有・管理する文化財について、文化財そのものだけでなく、周辺環境も含めた普段からの維持管理を継続するとともに、新発田城の土橋門復元のように、既存の文化財の付加価値を高める事業を着実に進めて総合的な魅力アップを図る。併せて、ボランティアガイドの育成や標柱等のデザイン統一化、説明看板等の多言語化を含めた整備・充実などにより見学者の利便性向上に取り組むほか、デジタル技術を活かしたPR事業なども検討する。

さらに、市民や観光客の関心を高めるために、新発田の歴史文化を常設で展示・紹介し、情報発信する新たな施設として、歴史資料館の整備に取り組む。

③ 文化財と文化財を結ぶ工夫

市内に存在する多種多様な文化財について、個々の文化財が互いに価値を高め合えるように、単なる点としてではなく、歴史文化のストーリー等で結んだ「まとまり」として活かす取組を展開していく。そうすることで、文化財の背後にある地域の歴史文化をイメージしやすくなると同時に、今は認知度があまり高くない、または、点在し訪れる人の少ない文化財にも足を運んでもらい、新たな魅力が発見できることにつながるよう工夫する。

基本方針4

市民挙げての文化財の保存・活用へ



つなぐ

～できるだけ多くの市民が文化財の保存と活用に参画できる仕組みづくりを目指す～

① 多くの市民の参画につながる取組

文化財の保存と活用に関わりを持つ市民を増やすために、個々の文化財の認知度を高めるとともに、「新発田の歴史文化って面白いな」と感じられる学習機会の提供やイベントの企画・開催等に取り組む。また、歴史文化や文化財に関心の薄い人にも、文化財に触れてその魅力に気付くきっかけとなるよう、文化財とは一見関連の薄いイベント等に対しても、コラボレーション企画や文化財を活用したイベント（ユニークベニュー）などの開催を検討する。

誰もが気軽に参加しやすい仕組みづくりを検討し、多様で魅力あるコンテンツの提供に努めることで、多くの市民の参画を促し、文化財の保存・活用の担い手の裾野の拡大を目指す。

② 多様かつ効率的・効果的な情報発信

市民が、文化財をより身近な存在として認識できるように、様々な機会や手段を使って、市の内外に向けて情報を積極的に発信していく。具体的には、発信する内容を指定・未指定を問わず、市内の文化財全般に関して可能な限り写真・映像を用い、親しみやすく魅力あるものとなるように努める。情報媒体としては、市の広報紙やホームページに加え、SNSなどの手段も検討する。

また、市立歴史図書館や今後整備を検討する歴史資料館を拠点とし、文化財の公開施設や観光案内所などの関係機関・施設と連携した情報発信を推進する。

③ 子どもたちの参加促進

文化財の保存と活用の将来を担う子どもたちの参加が図れるよう、子どもたちが地域の歴史文化や民俗芸能などを知り、学び、体験できる多様な機会を創出する。

令和2年度から取り組んでいる「しばたの心継承プロジェクト」の素材として、地域の歴史文化や民俗芸能、文化財などを学習に取り入れてもらうように働きかける。この取組を通じて、子どもを核としながら幅広い世代での文化財の保存・活用への更なる参加を促す。



飯豊連峰の山並み（菅谷地区・加治川地区 櫛形山山頂より）



市島家住宅 水月亭と庭園（豊浦地区 天王地内）

第5章 文化財の保存・活用に関する措置

第4章 文化財の保存・活用に関する方針を受けて、地域計画の計画期間（8年）において実施する措置（取組）を次のとおり示す。

措置の事業計画の期間を「前期（計画作成後概ね1～3年）」、「中期（計画作成後概ね4～5年）」、「後期（計画作成後概ね6～8年）」に区分し、この時点で事業の展開を検討する。なお、現在も行われている事業については、前期から後期までとして明示する。

措置の財源については、市費、県費、国費（文化財補助金、地域創生推進交付金、地方創生交付金等）のほか、ふるさと納税やクラウドファンディングなど民間資金の活用も検討する。なお、取組主体は次のように区分して示す。

取組主体	含まれる団体
国	文化庁の他、関係省庁など
県	新潟県及び県の関係機関など
市	新発田市、新発田市教育委員会文化行政課、文化財を扱う関係課など
市民・地域	地域住民、ボランティア、所有者、管理者、保存団体、関係団体、民間企業、小・中学校、高等学校
専門機関	大学、専門機関、有識者、新発田市文化財調査審議会

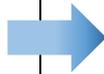
基本方針1 魅力ある文化財を掘り起こすための継続的な把握調査

見つける

① 未指定文化財の把握調査の継続

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
1	継続	文化財の継続的な把握調査 研究機関や市民団体等と連携しながら、未指定文化財の継続的な把握調査等を行い、リスト化に取り組む。	市 市民・地域 専門機関	市			
2	継続	歴史図書館での古文書の整備 市に関連する古文書を収集・整理・調査のうえ、目録を作成し、閲覧できるように整備する。	市 市民・地域	市			
3	継続	埋蔵文化財の把握調査 埋蔵文化財包蔵地やその近接地において把握のための試掘調査等を行う。	県 市	国 県 市			

② 市民からの文化財に関する情報提供を受けやすい仕組みづくり

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
4	新規	(仮称)「地域の宝」登録制度の検討 地域の方々が大切に守り、後世に伝えたいと考える未指定文化財の登録制度創設を検討する。	市 市民・地域	市			
5	新規	(仮称) 市民ワークショップ 市民対象のワークショップを開催し、地域に根差した文化財を確認するとともに、保存・活用について話し合いを行う。地域の文化財のリスト作成も行う。	市 市民・地域	市			

③ 把握調査結果のデータベース化

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
6	継続	歴史図書館資料のアーカイブズ化 所蔵資料の活用と次世代への継承のため、デジタルアーカイブ化と資料の修復を行い、公開する。	市	市			
7	新規	文化財のデータベース化事業の検討と推進 文化財の活用や継承のため、把握調査結果等をデータベース化する。併せて情報をデジタル化し、公開して活用の促進を促す。	市	国市			

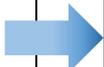
基本方針2 文化財の確実な保存と継承

まもる

① 文化財指定等の着実な推進

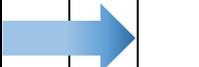
通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
8	継続	文化財の指定等の推進 適正な文化財保護につなげるため、法令に基づく指定等を推進するとともに、国登録制度について市民周知を図る。	国 県 市 市民・地域	市			
9	新規	(仮称)「地域の宝」登録制度の推進 地域の方々が大切に守り、後世に伝えたいと考える未指定文化財の登録を推進する。	市 市民・地域	市			

② 指定等文化財の確実な保存

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
10	継続	文化財維持管理事業 文化財の周辺環境の保全・維持、看板や標柱の設置・管理等を行う。	市 市民・地域	市			
11	新規	(仮称)文化財保存活用アドバイザー派遣制度の創設 専門的な知識や経験を有する学識経験者等によるアドバイザー派遣の制度を創設し、相談者からの文化財の保存・活用に関する課題解決を図る。	市	市			
12	継続	指定等文化財の保存修理への支援 所有者や管理者が行う指定等文化財の修理などの事業に対して、補助金を交付する。	国 県 市 市民・地域	国 県 市 民間			
13	新規	財源確保の方策の検討 クラウドファンディングなど、文化財保護のための新たな財源確保の方策を検討する。	市 市民・地域	市			
14	新規	文化財保存活用計画の策定 市が所有・管理する個別の国指定文化財について、保存活用計画を検討・策定する。	市	市			

通し 番号	新規・ 継続	具体的な施策の内容	取組 主体	財 源	事業計画期間		
					前 期	中 期	後 期
15	新規	文化財保存活用計画策定への支援 個人や民間所有の指定等文化財について、保存・活用の指針となる基本的な計画策定の意向がある場合に、その相談・助言を行う。	市 市民・地域	市			
16	新規	文化財パトロール（巡視） 定期的に市指定文化財の巡視を行い、文化財の現況確認と管理方法などの相談に応じる。	市 市民・地域	市			
17	継続	文化財の調査巡視（新潟県） 県が選任した委員により、文化財の調査巡視を行う。	県	県			
18	継続	新潟県歴史資料保存連絡協議会への参画 県協議会に参画し、古文書や公文書等を適切に保存・活用するために必要な知識や情報を得る。	県 市	市			
19	継続	収蔵庫・展示施設等の整備・確保 埋蔵文化財や民具等を適切に保管・公開するために、収蔵・展示を行う施設を整備・確保する。	市	市			

③ 文化財の防災・防犯対策の推進

通し 番号	新規・ 継続	具体的な施策の内容	取組 主体	財 源	事業計画期間		
					前 期	中 期	後 期
20	新規	災害時対応マニュアルの作成・更新 市が所有・管理する指定等文化財について、災害発生時の対応をまとめたマニュアルを作成する。また、所有者等に対しては作成の支援を行う。	市 市民・地域	市			
21	継続	文化財の防火・防犯対策 文化財を火災から守るため、文化財防火デー等に、消防署、文化財所有者、住民等と連携して初期消火訓練や施設立入検査、防火点検・指導などを実施する。併せて盗難・き損など防犯に関する呼びかけ等を行い、普段からの防火・防犯意識の啓発を図る。	市 市民・地域	市			

通し 番号	新規・ 継続	具体的な施策の内容	取組 主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
22	新規	文化財ハザードマップの作成 文化財に対する災害発生時のリスクをあらかじめ把握するために、市のハザードマップを参考にしながら文化財ハザードマップを作成し、文化財所有者等と共有する。	市 市民・地域	市			
23	新規	文化財レスキューの取組への検討 県が策定を予定する、文化財のレスキュー指針に基づき、県や他自治体、民間企業等と連携して、文化財の防災・減災、災害対策への取組を検討する。	県 市 市民・地域	市			
24	新規	新発田城の耐震補強 地震災害等に備え、新発田城（表門、旧二の丸隅櫓）の耐震補強工事等を検討・実施する。	市	国 市			
25	継続	新発田城石垣調査 新発田城石垣の現状と変化を把握・確認するために、はらみ出しの見られる部分を中心とした複数箇所でレーザー測量などによる定点観測を行う。また、有識者から指導・助言を得る。	市	市			

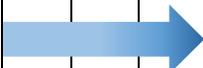
④ 未指定文化財の保存支援

通し 番号	新規・ 継続	具体的な施策の内容	取組 主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
26	新規	未指定文化財の相談窓口開設 市民ワークショップや「地域の宝」登録制度を通じて把握した未指定文化財のリスト化と、その保存・活用についての地域・住民の相談に応じる。	市 市民・地域	市			
27	継続	民俗芸能保存の支援 未指定の民俗芸能の保存・継承活動に補助金を交付し、市内の民俗芸能を後世に継承する。	市 市民・地域	県 市 民間			
28	継続	保存樹木の管理 地域の歴史的シンボルでもある保存樹木などの維持管理を行う。	市 市民・地域	市			
13	新規	財源確保の方策の検討（再掲） クラウドファンディングなど、文化財保護のための新たな財源確保の方策を検討する。	市 市民・地域	市			

① 文化財に関わる人や組織・団体等の連携強化

通し 番号	新規・ 継続	具体的な施策の内容	取組 主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
29	新規	(仮称)新発田市文化財保存活用地域計画連絡協議会の設置と運営 市民や関係団体の代表等からなる協議会を設置し、文化財保存活用地域計画の進捗状況の確認や見直しにかかる協議、計画実施にかかる情報共有・協議・調整を行うとともに、関係者間の連携を図る。	市 市民・地域 専門機関	市			
30	新規	市民・民間団体のネットワーク構築 文化財関係団体の情報交換会等開催により団体同士をつなぎ、情報の収集・共有・提供を行うことで、本計画の円滑な実施を図る。	市 市民・地域	市			
31	新規	(仮称)市内ワーキンググループ会議の設置と運営 文化財の活用に関わる市役所内の各課等をメンバーとした会議を設置し、それぞれの分野での文化財を活用した事業の推進のため、情報共有、意見交換、課題解決のための協議等を行う。	市	市			
32	新規	文化財保存活用支援団体の指定（検討） 地域の歴史文化を継承し、後継者育成や活用事業に取り組む団体などの指定や活動への支援について検討する。	市 市民・地域	市			

② 文化財やその周辺環境整備による文化財の磨き上げ

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
10	継続	文化財維持管理事業（再掲） 文化財の周辺環境の保全・維持、看板や標柱の設置・管理等を行う。	市 市民・地域	市			
11	新規	（仮称）文化財保存活用アドバイザー派遣制度の創設（再掲） 専門的な知識や経験を有する学識経験者等によるアドバイザー派遣の制度を創設し、相談者からの文化財の保存・活用に関する課題解決を図る。	市	市			
33	新規	新発田城土橋門の復元 新発田城表門に通じる「土橋門」の復元と周辺整備により、新発田城表門や旧二の丸隅櫓、堀などと一体的な景観を整備し、新発田城のさらなる魅力アップに取り組む。	市	市			
34	新規	デジタル技術を用いたPR事業の検討 VR（バーチャルリアリティ：仮想現実）、AR（オーグメンテッドリアリティ：拡張現実）、MR（ミクストリアリティ：仮想現実と拡張現実を組み合わせたもの）などの先進的なデジタル技術を活用し、文化財の付加価値アップやPR事業を検討する。	市 市民・地域 専門機関	国市			
35	継続	看板・パンフレット等の整備、充実 サイン・看板やパンフレット等の整備を進めるとともに、今後増加が見込まれるインバウンドに向けて、多言語化などによる充実を図る。	市 市民・地域	市			
36	新規	ボランティアガイドの育成 市内のボランティアガイド団体と連携し、研修会等の実施により、スキル向上や新たなガイドの育成を図る。	市 市民・地域	市			
37	新規	歴史資料館の検討・整備 新発田市の文化財等を収蔵・展示する資料館の整備に向けた検討を進める。	市	市			

③ 文化財と文化財を結ぶ工夫

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
38	継続	まち歩き、ウォーキングイベントとの連携 歴史をテーマとしたまち歩きだけでなく、従来開催されている健康づくりや体力向上のためのウォーキングイベント等に歴史文化や文化財の要素を取り入れ、歴史文化を身近に感じてもらう。	市 市民・地域	市	→		
39	継続	文化財の見学ルートの設定 さまざまな文化財などを、歴史文化のストーリーやキーワードで結ぶルートを設定し、市民や観光客等により興味をもって回遊してもらえるようPRを行う。	市 市民・地域	市	→		
40	継続	赤谷サイクリングロード（歴史探勝の道）の活用 サイクリングロード沿線に点在する遺跡や文化財などを活かしたサイクリングコースの提案やイベントなどを企画・実施する。	市 市民・地域	市	→		
41	継続	レンタサイクルの活用 市民や観光客に、市内に点在する文化財などについて風を感じながら巡って楽しんでもらえるよう、自転車の貸し出しを行う。	市	市	→		

基本方針4 市民挙げての文化財の保存・活用へ



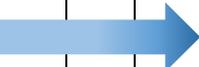
① 多くの市民の参画につながる取組

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
42	新規	(仮称)「地域の宝」を活用したイベント等の企画・開催 新たに創出する登録制度によって登録された未指定文化財について、活用したイベントの企画・開催を提案する。	市 市民・地域	市			
43	継続	歴史文化を活用したイベント等の企画・開催 市内の様々なイベントに新発田市の歴史文化を取り入れてもらうことで、参加者に文化財を身近に感じてもらう。	市 市民・地域	国 県市			
44	継続	地域の歴史文化や文化財を学ぶ機会の提供 歴史講座やワークショップなどを開催し、地域の歴史文化や文化財に対する市民の理解・関心を深めてもらう。	市 市民・地域	県市			
45	継続	埋蔵文化財の普及と活用 地域の歴史や埋蔵文化財、昔の人の暮らしなどに理解と興味を持ってもらえるように、埋蔵文化財を活用した展示会や出前講座、イベントなどを行う。	市	県市			
38	継続	まち歩き、ウォーキングイベントとの連携(再掲) 歴史をテーマとしたまち歩きだけでなく、従来開催されている健康づくりや体力向上のためのウォーキングイベント等に歴史文化や文化財の要素を取り入れ、歴史文化を身近に感じてもらう。	市 市民・地域	市			
40	継続	赤谷サイクリングロード(歴史探勝の道)の活用(再掲) サイクリングロード沿線に点在する遺跡や文化財などを活かしたサイクリングコースの提案やイベントなどを企画・実施する。	市 市民・地域	市			

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
46	新規	ユニークベニユーの推進 ユニークベニユー（特別な会場で特別な体験をする歴史文化史跡や建造物等の活用手法）を検討し、魅力的な誘客コンテンツを創出する。	市 市民・地域	国 市			
47	新規	新発田城（土橋門）を活用した事業 土橋門の復元等により磨き上げを図る新発田城に改めて注目し、その魅力を市内外に伝えるための様々な事業に取り組む。	市 市民・地域	国 市			
48	新規	蔵春閣を活用した事業 新発田出身の実業家・大倉喜八郎ゆかりの蔵春閣の移築・公開に合わせ、蔵春閣や周辺の文化財等を活用した様々な事業に取り組む。	市 市民・地域	市			
49	継続	ボランティアガイドによる案内 市内のボランティアガイド団体と連携し、研修会等の実施により、スキル向上や新たなガイドの育成を図る。	市 市民・地域	市			

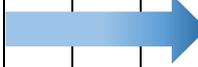
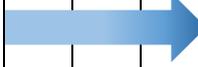
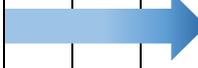
② 多様かつ効率的・効果的な情報発信

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
50	継続	コミュニティFMラジオ等の活用 市民に身近なメディアへの情報提供を積極的に行い、番組やイベントを通じて、連携して新発田市の歴史文化や文化財についての情報発信を行う。	市 市民・地域	市			
51	新規	文化財のガイドブック等の作成 指定等文化財や歴史文化を分かりやすく紹介するガイドブック等を作成する。	市 市民・地域	国 県 市			
52	継続	歴史図書館を活かした発信事業 歴史図書館で所蔵する資料等を活用して、様々なテーマによる企画展示を行い、新発田市の歴史文化を発信する。	市	市			

通し 番号	新規・ 継続	具体的な施策の内容	取組 主体	財 源	事業計画期間		
					前 期	中 期	後 期
53	継続	文化財施設を活用した情報発信 市内の文化財施設における展示や講座・講演会などの開催を通して、各々の施設の特徴を活かした情報発信を行う。	市 市民・地域	市			
54	継続	道の駅加治川（観光案内所）の活用 市内外の多くの人々が利用する道の駅の観光案内所を活用し、新発田市の文化財等のPRと誘客を行う。	市	市			
37	新規	歴史資料館整備の検討・整備（再掲） 新発田市の文化財等を収蔵・展示する資料館の整備に向けた検討を進める。	市	市			
6	継続	歴史図書館資料のアーカイブズ化（再掲） 所蔵資料の活用と次世代への継承のため、デジタルアーカイブ化と資料の修復を行い、公開する。	市	市			
7	新規	文化財のデータベース化事業の検討と推進（再掲） 文化財の活用や継承のため、把握調査結果等をデータベース化する。併せて情報をデジタル化し、公開して活用の促進を促す。	市	国 市			
35	継続	看板・パンフレット等の整備、充実（再掲） サイン・看板やパンフレット等の整備を進めるとともに、今後増加が見込まれるインバウンドに向けて、多言語化などによる充実を図る。	市 市民・地域	市			
55	継続	SNSなどの情報ネットワークの活用 新発田市に興味やゆかりのある方へ、地域の歴史文化や四季の景観、イベントなどの情報を発信し、インターネット上でのコミュニケーションを通じて、地域への愛着を深めてもらうとともに、誘客につなげる。	市 市民・地域	国 市			
56	継続	ふるさと新発田応援寄附制度を活用したPR ふるさと納税ポータルサイトや返礼品提供事業者との連携により、市の歴史文化や文化財、観光、特産品を全国にPRする。	市 市民・地域	市			

通し 番号	新規・ 継続	具体的な施策の内容	取組 主体	財 源	事業計画期間		
					前 期	中 期	後 期
57	継 続	フィルムコミッションの推進 知名度向上や地域活性化を目的に、市内の文化財等が映画やドラマのロケ地に取り上げられるよう誘致活動や撮影の支援などに取り組む。	市 市民・地域	市			

③ 子どもたちの参加促進

通し 番号	新規・ 継続	具体的な施策の内容	取組 主体	財 源	事業計画期間		
					前 期	中 期	後 期
58	継 続	しばたの心継承プロジェクトの推進 小中学校において、子どもたちが地域の歴史文化等を学ぶことで、自分の生まれ育った地域への愛着と誇りを胸に成長し、活躍する人材を輩出する。	市 市民・地域	市			
59	継 続	食とみどりの新発田っ子プランの推進 学校と地域の連携による食育活動を通じて、子どもたちが新発田市の伝統料理や食材について学び、食文化継承につなげる。	市 市民・地域	市			
60	継 続	公民館こども交流体験事業 市内4地区公民館で実施する、子どもたちの体験学習や伝統文化学習等の事業に歴史文化の学習を取り入れ、新発田市の歴史文化・文化財を知り、興味を持つ子どもを増やす。	市 市民・地域	市			
61	継 続	しばたっ子台輪の運営 新発田まつりにおいて、子どもたちが実際に台輪に乗ったり、曳きまわしたりする体験を通じて、市指定文化財である「しばた台輪」の魅力を感じてもらい、将来の担い手育成につなげる。	市 市民・地域	市			
62	継 続	出前講座等の活用 県や市の出前講座等を活用し、子どもたちに地域の歴史文化や文化財、伝統芸能などについての学びの機会を提供し、知識・関心を深めてもらう。	県 市 市民・地域	県 市			

第6章 関連文化財群

1 関連文化財群の設定の考え方

関連文化財群とは、地域の様々な文化財を、その土地の歴史文化の特徴から導かれた歴史的・地域的な関連性や物語性（ストーリー）に基づき、一定のまとまりとして捉える考え方である。そうすることで、指定・未指定を問わず、あるいは文化財保護法の類型にない歴史文化をも関連文化財群の要素として位置づけることができ、文化財の結び付きを通じて多面的な価値や魅力を発見できる。

この考え方にに基づき、第3章に示した「蒲の原から瑞穂の平野へ」という歴史文化の背景と歴史文化の特徴から関連性を導き出し、関連文化財群を設定する。

なお、関連文化財群をなす物語性の抽出は、切り口によって数多く見出すことも可能であり、その必要性も指摘される場所である。一方で、実際の文化財に関しては、個々の内容についてさらなる調査が必要なものがあり、見出した歴史文化の特徴そのものについても、市民の認知が未だ不十分なものも存在する。また、各種事業を推進する体制が未整備なものがある一方で、すでに具体的な事業の実施が可能なものもあり、文化財ごとの状況は異なっている。よって、それぞれの状況に応じた取組が必要である。

このため、本計画期間である令和6(2024)年度から令和13(2031)年度にかけては、構成する文化財が比較的詳しく把握され、関連する情報発信もすでに行われており、文化財を活かした各種取組を実施するための環境が整いつつあると考えられる3つの関連文化財群を提示する。

城下町の面影を残す新発田のまち

現在の新発田市の基礎を築いた新発田藩の事跡を中心に据え、その後の変遷も含めた文化財群

会津街道沿いに残るいにしへの足跡

新発田市の地形を形成した加治川とそれに沿って整備された参勤交代の道・会津街道周辺に残る文化財群

蒲原平野の治水と新田開発

歴史文化の背景である「蒲の原から瑞穂の平野へ」の根幹とも言える沖積平野部の新田開発を中心とした文化財群

「城下町の面影を残す新発田のまち」は、市の歴史文化のシンボルである新発田城を中心とした歴史環境に加えて、駅・商店街・観光施設等がコンパクトに集まっていること、「会津街道沿いに残るいにしへの足跡」は、市内から直線状に延びた県道やサイクリングロードに面し、集落も歴史文化を生かした地域づくりに取り組んでいること、「蒲原平野の治水と新田開発」は、治水や営農は過去から現在、そして未来へと続く事業であり、様々な団体等で活動を行っていること、また、対象範囲も市域全域に及び、数多くの市民とともに文化財の保存・活用を展開できる可能性を秘めているために設定した。

これらの関連文化財群は、前述のとおり幅広い内容を含むと同時に、文化財同士が絡み合うことでの相乗効果もあり、保存と活用を行うことで、将来像の「歴史文化が身近に感じられるまち」に寄与することが期待できる。

<歴史文化の特徴と関連文化財群の関係性の一覧>

歴史文化の背景	歴史文化の特徴 (テーマ)	3つの関連文化群 (ストーリー)		
		城下町の面影を残す 新発田のまち	会津街道沿いに残る いにしへの足跡	蒲原平野の治水と 新田開発
蒲の原から瑞穂の平野へ	丘陵部に営まれた太古の暮らし		○	○
	平野部への進出と開発のはじまり		○	○
	溝口氏270年の城と城下町	◎	◎	
	藩政下の治水と新田開発			◎
	軍隊の設置と産業の近代化	○	○	○
	自然がもたらした恩恵	○	○	○
	地域の日々の生活にある文化財	○	○	○

※ ◎:メインとなる構成要素、○:関連する構成要素

<関連文化財群のイメージする範囲>



なお、文化財が特定範囲に集中する場合、周辺環境も含め面的に保存・活用する「文化財保存活用区域」の設定が可能である。関連文化財群「城下町の面影を残す新発田のまち」はこれに該当し得る内容を持つといえることから、将来的な文化財保存活用区域の設定に向けて調査・検討を進めたい。

2 個別の関連文化財群

(1) 城下町の面影を残す新発田のまち

慶長3(1598)年、溝口秀勝が入封して以来、廃藩置県に至るまで新発田藩は溝口家が12代にわたって治めた。初代藩主の溝口秀勝は、中世豪族・新発田氏の館跡に新発田城を築城して拠点とし、周囲に城下町を整備した。以後、江戸時代を通じて藩主の転封がなかったため、藩政や町づくりの大きな方針転換もなく、安定した領内経営が行われると同時に、新発田城下町も地域最大の都市として繁栄した。近代になっても陸軍の駐屯地として、また、北蒲原郡の郡都として各種の官公庁舎や学校が設置され、引き続き地域の中心的な役割を担う都市として発展した。このため、町としての骨格を持続したまま時代ごとの変遷を随所に加えた、重層的な町並みが形成されている。

江戸時代を通じて新発田を治めた溝口家は、代々好学の藩主であった。藩校と学寮を設立して藩士子弟の育成に努めるとともに、庶民にも聴講を許した。江戸後期には私塾も発生し、丹羽伯弘の積善堂では多くの人材を輩出した。また、歴代藩主は芸能や諸道にも造詣が深かった。特に茶道に力を入れ、10代直諒は石州流越後怡溪派を興している。また、財を蓄えた商人や富農を中心に俳諧や和歌などの文芸、茶道が盛んとなり、現代に引き継がれている。新発田市には老舗の菓子店も多いが、茶道文化の影響が大きいと考えられる。

藩主家の交代がなかったため、藩に関する文化財も滅失や散逸せず多くが伝えられた。江戸時代に建てられた新発田城の表門・旧二の丸隅櫓や復元された三階櫓・辰巳櫓が石垣上に並ぶ姿は、市の歴史的シンボルであると同時に観光資源としても重要である。また、古文書や絵図などの豊富な藩政資料は新発田市立歴史図書館で多数保管され、展示替えを行いながら公開されている。

近世城下町として整備された市街地部分は、戦災被害こそ無いが明治と昭和の大火で施設や商家が失われている。一方で、焼失を逃れた建物や昭和初期に復興した町並みが残り、中心商店街や寺町付近、新発田川沿いの路地などに受け継がれてきた歴史的な町並みが認められる。また、自治会などの様々な組織に旧町内の枠組が保持されている場合も多く、伝統的な行事の担い手となっている。

以上、新発田城及び城下町を基盤とした市街地に残された城郭や寺社・庭園・歴史的建造物、古文書や美術工芸品などの文化財に加え、祭礼などに伴う民俗芸能、町並みや水路の景観なども含めた重層的かつ複合的な文化財群である。

【城下町の面影を残す新発田のまち】

関連文化財一覧

	種別	名称と概要	地域
1	有形文化財 建造物 (国)	新発田城 表門 (大手町6) 新発田城で江戸時代から唯一現地に立ち続けている建造物。本丸の正門にあたる櫓門で、江戸時代中期ごろの建築と推定される。	新発田
2	有形文化財 建造物 (国)	新発田城 旧二の丸隅櫓 (大手町6) 廃城後も二ノ丸北側に残っていた二重櫓を、本丸南西隅の櫓台に移築したもの。表門・三階櫓と同様に腰壁になまこ壁を用いている。	新発田
3	有形文化財 建造物 (未指定)	新発田城 三階櫓 (大手町6) 本丸の北西にある城内唯一の三重櫓である。明治初年に解体されたが、平成16(2004)年に木造で復元された。屋根は丁字形で鯨三尾を載せる。	新発田
4	有形文化財 建造物 (未指定)	新発田城 辰巳櫓 (大手町6) 本丸の南東隅に位置する二重櫓である。明治初年に解体されたが、平成16(2004)年に記録類や発掘調査成果に基づき木造で復元された。	新発田
5	記念物 遺跡(史跡) (市)	新発田城跡(堀・石垣) (大手町6) 新発田城本丸の南面に残る堀と石垣。石垣は、地元産の通称「古寺石」を用いた切込接ぎ布積みで、全長約350m、高さ約6.4mである。	新発田
6	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	新発田城址公園・アイネスしばた(旧二ノ丸) (大手町4・6) 新発田城は明治時代になると本丸・二ノ丸が軍用地となった。現在は、二ノ丸跡の南半部が公園となり市民に開放されている。	新発田
7	有形文化財 考古資料 (未指定)	新発田城跡出土品 (大手町3・4・6) 新発田城跡の発掘調査で出土した土器・陶磁器・木製品・石製品・金属製品・瓦などの考古資料で、多様な内容を示す。	新発田
8	有形文化財 古文書 (県)ほか	新発田市立歴史図書館 (中央町4) 三ノ丸跡に立つ施設で、歴史系図書の閲覧・貸出に加え文書館機能も併せ持つ。藩関連の歴史資料を多く保管・展示する。建築設計は内井昭蔵。	新発田
9	有形文化財 古文書 (県)	新発田藩資料 (中央町4) 各種文書類の「新発田藩政資料」と「新発田藩江戸上屋敷文書」、藩の正史である「新発田藩御記録」からなる5,848点の充実した資料群である。	新発田
10	有形文化財 歴史資料 (市)	新発田藩学資料 (中央町4) 8代藩主直養は藩校(後の道学堂)を創設し崎門朱子学を藩学とした。藩校の扁額や多くの書物からは、人づくりを重んじた気風を知ることができる。	新発田
11	有形文化財 歴史資料 (市)	丹羽伯弘資料 (中央町4) 丹羽伯弘は江戸後期の下級藩士で、私塾「積善堂」を新発田城下に開いた。大野耻堂・小川心斎らを育成し、後世に与えた影響は大きい。	新発田
12	有形文化財 歴史資料 (市)	丸田正通和算資料 (中央町4) 丸田正通は江戸後期の藩士で最上流算術を修めた。勘定方や測量、土木工事などを務める傍ら和算を藩内に広め、大衆化に努めた。	新発田

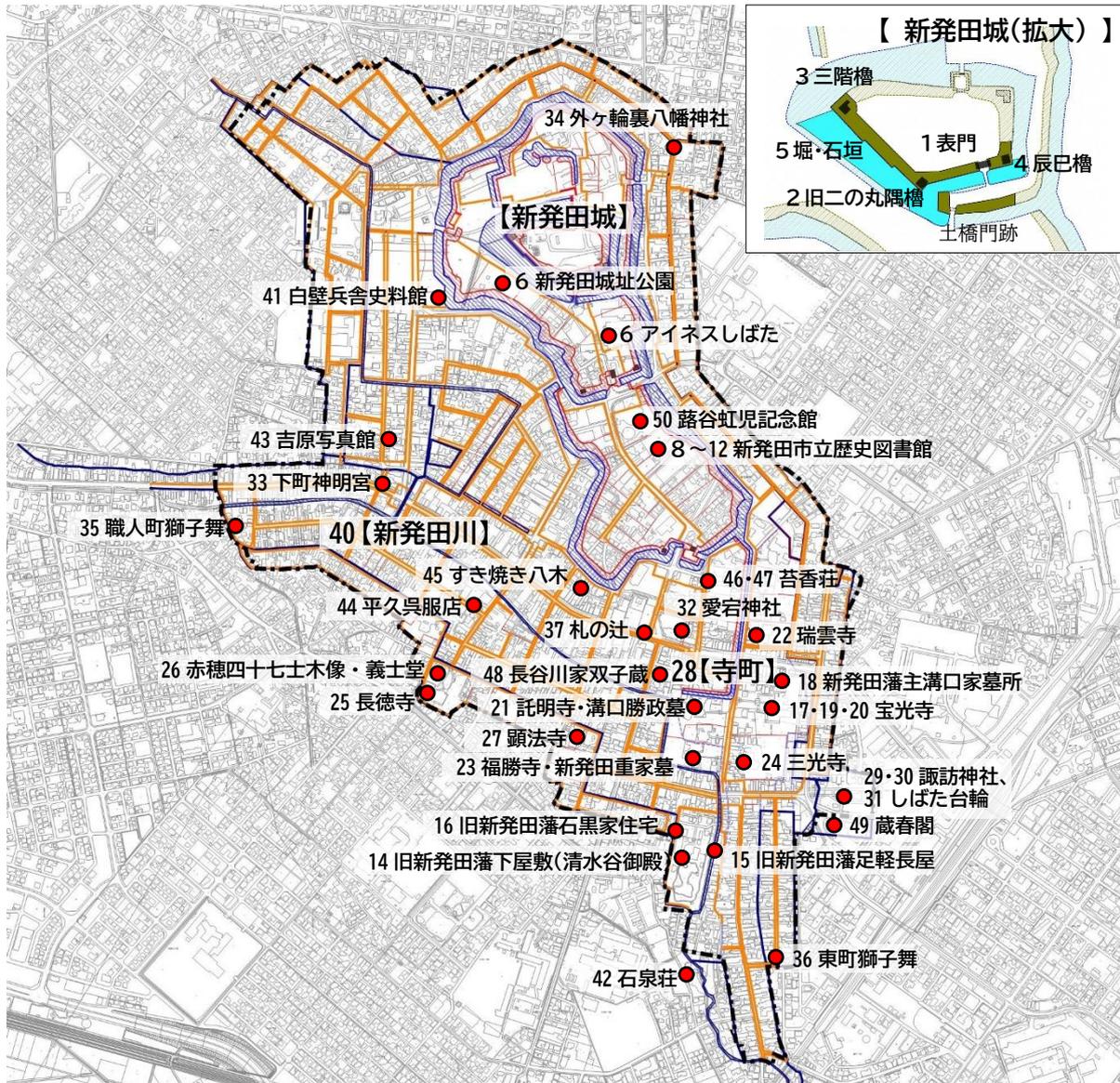
No.	種別	名称と概要	地域
13	有形文化財 歴史資料 (市)	白勢検校遺品 (諏訪町3) 白勢検校(正徳)は、巨大地主の白勢本家(長兵衛家)に生まれ、盲人組織の最高官位である検校となり、琵琶や和歌に長じたと伝わる。	新発田
	記念物 名勝地(名勝) (国)	旧新発田藩下屋敷庭園 (清水谷御殿) (大栄町7) 4代藩主重雄の時に完成した下屋敷である。幕府の茶道方・縣宗知が作庭した池泉回遊式庭園は、越後を代表する大名庭園である。	
15	有形文化財 建造物 (国)	旧新発田藩足軽長屋 (諏訪町3) 天保13(1842)年の建立で、寄棟造、茅葺。8軒分の長屋建築である。現在は(一財)北方文化博物館の所有で一般公開されている。	新発田
	有形文化財 建造物 (市)	旧新発田藩石黒家住宅 (大栄町7) 新発田城の東側、八軒町にあった典型的な中級藩士用の住宅で、(一財)北方文化博物館 清水園に移築された。	
17	有形文化財 建造物 (市)ほか	宝光寺 (諏訪町2) 新発田藩主溝口家の菩提寺で、五十公野を経て寺町に移された。山門などの建築や藩主肖像画など溝口家に関する文化財を多く所蔵する。	新発田
	記念物 遺跡(史跡) (市)	新発田藩主溝口家墓所 (諏訪町2) 宝光寺に初代から10代までの藩主と2代から11代までの婦人の墓塔が並ぶ。墓塔は大型の笠塔婆・宝篋印塔で、大名家の権威を示す。	
19	記念物 植物(天然記念物) (未指定)	城東窟の桜 (諏訪町2) 宝光寺の本堂前にある、推定樹齢390年のしだれ桜の古木で、市の保存樹木である。現在も花を咲かせ、多くの市民に親しまれている。	新発田
	有形文化財 歴史資料 (未指定)	戊辰殉難追悼之碑 (諏訪町2) 宝光寺境内に建てられた、戊辰戦争における新発田藩の戦没者追悼碑で、84名の名が刻まれている。	
21	記念物 遺跡(史跡) (市)ほか	託明寺と溝口勝政墓 (中央町2) 託明寺は初代藩主秀勝の父・勝政の菩提寺で、溝口家の入封に従い新発田へ移った。勝政の墓塔は火焰平宝珠型という特殊な形態である。	新発田
	有形文化財 建造物 (未指定)	瑞雲寺 (中央町1) 初代藩主秀勝の正室の菩提寺で、元禄年間に寺町に移された。江戸後期に建てられた本堂の天井画は、藩御抱絵師の林勝麟の作と伝わる。	
23	有形文化財 歴史資料 (未指定)ほか	福勝寺と新発田重家墓 (中央町2) 寺町にある戦国時代の武将・新発田重家の菩提寺で、境内には新発田藩7代藩主溝口直温により建立された重家の墓所がある。	新発田
	有形文化財 建造物 (国登録)	三光寺 (諏訪町2) 川東地区の三光から寺町に移された浄土宗寺院で、大正5(1916)年築の本堂は国登録有形文化財である。	

No.	種別	名称と概要	地域
25	有形文化財 建造物 (国登録)	長徳寺 (大栄町2) 堀部安兵衛の生家・中山家の菩提寺。江戸後期の本堂や山門、移築された白勢家別邸(明治天皇行在所)などは国登録文化財である。	新発田
	有形文化財 歴史資料 (市)	赤穂四十七士木像及び長徳寺義士堂 (大栄町2) 長徳寺には、堀部安兵衛の顕彰団体「武庸会」が譲り受けた赤穂義士の像とこれを納める義士堂があり、著名人らの天井画も注目される。	
27	有形文化財 建造物 (国登録)	顕法寺 (大栄町2) 万治元(1658)年創立で、鬼子母神を奉る子育て安産の寺としても参拝者を集める。明治28(1895)年築の本堂は国登録有形文化財。	新発田
	文化的景観 (未指定)	寺町と各寺院 (中央町1・2、諏訪町2) 新発田城下町の寺町は三ノ丸の外郭に大手口を守るように配された。現在では9か寺が連なる。このほか城下の南側にも寺院が点在する。	
29	有形文化財 歴史資料 (未指定)ほか	諏訪神社 (諏訪町2) 新発田総鎮守とされる諏訪神社は、代々藩主が崇敬し保護してきた近郷最大の神社である。庶民の信仰も厚く、多くの参拝者が訪れる。	新発田
	有形文化財 工芸品 (市)	諏訪神社 神輿 (諏訪町2) 2基の神輿があり「諏訪大神の神輿」は宝暦6(1756)年の作と伝わる。「溝口大祖神神輿」は明治の作で、新発田の職人の技を伝える。	
31	民俗文化財 有形 (市)	しばた台輪 (諏訪町1、御幸町1、大栄町2・7、) 諏訪神社の例祭で6町の台輪が奉納される。壮麗な台輪は江戸後期以後の建造で、台輪 <small>はやし</small> に彩られた台輪曳き出し(帰り台輪)は、祭りの華である。	新発田
	有形文化財 建造物 (未指定)ほか	愛宕神社 天満宮 (中央町3) 江戸時代は明王院として修験山伏の触頭であり、勝軍地蔵をまつた地蔵堂もあり広大な境内であった。明治の廃仏毀釈で愛宕神社となった。	
33	有形文化財 建造物 (未指定)ほか	下町神明宮 (大手町1) 寛文元(1661)年に藩主が職人町に勧進し、寛延元(1748)年に現地へ移した。秋の大祭では職人町獅子舞が奉納される。	新発田
	有形文化財 建造物 (未指定)ほか	外ヶ輪裏八幡神社 (大手町5) 新発田城の北東、鬼門の位置にある神社。寛延2(1749)年に藩の祈願所である宝積院の境内に置かれた。かつては藩主の御釣場も近接していた。	
35	民俗文化財 無形 (市)	職人町獅子舞 (御幸町1) 職人町に享保17(1732)年から伝わる獅子舞で、大国主神社、諏訪神社、神明宮の祭礼で演じられる。近隣の獅子舞の祖型である。	新発田
	民俗文化財 無形 (未指定)	東町獅子舞 (諏訪町3) 新発田城下南東端の旧東町に伝えられた獅子舞で、江戸時代中期に始まったとの記録がある。現在も東町神明宮の祭典で舞われている。	

No.	種別	名称と概要	地域
37	記念物	札の辻 （中央町3）	新発田
	遺跡(史跡) (未指定)	市役所前の交差点は大手口にあたり、木戸が設置された。町検断所や高札場があったことから「札の辻」と呼ばれ、城下町の中心であった。	
38	文化的景観 (未指定)	城下町の町家・道筋	新発田
		城下町は城の西側と南側に広がり、道に沿って短冊形の地割がなされた。この区割りは現在にも受け継がれており、江戸時代の面影を残している。	
39	有形文化財 歴史資料 (未指定)	城下町の旧町名(標柱)	新発田
		昭和39(1964)年に町名変更されたが、旧町名は自治会名など生活の中に残されている。市では38か所に標柱を建てて紹介している。	
40	文化的景観 (未指定)	新発田川	新発田
		城下町の形成に伴い水路も整備された。新発田川は町家の中央部を貫流し物資の流通にも機能した。水辺の景観は城下町の風情を伝える。	
41	有形文化財 建造物 (未指定)	白壁兵舎史料館 （大手町6）	新発田
		廃藩置県後、新発田城には陸軍が駐屯した。和洋折衷の白壁兵舎が建築され、現在は陸上自衛隊の資料館となっている。	
42	建造物 名勝地(名勝) (国登録)	石泉荘 （諏訪町3）	新発田
		明治期の料亭を引き継いだ邸宅で、新発田川を引き込んで造られた庭園とそれに面した開放的な離れ座敷と茶室が登録文化財となっている。	
43	有形文化財 建造物 (国登録)	吉原写真館 （大手町2）	新発田
		昭和大火後に建てられた老舗写真館。木造三階建てで外壁をモルタルで仕上げる。水平な庇や丸窓など、幾何学的でモダンな意匠が特徴的である。	
44	有形文化財 建造物 (国登録)	平久呉服店 店舗兼主屋 （御幸町1）	新発田
		昭和大火後に建てられた店舗建物で、旧四ノ町と石川小路の角地に建つ。道路に面してガラス窓の戸が巡り、印象的な建物である。	
45	有形文化財 建造物 (国登録)	すき焼き八木 店舗 （中央町3）	新発田
		昭和大火後の建築で、戦前期の飲食店舗兼住宅の姿を留めている。飲食店が並ぶ繁華街の新道通りに建ち、風情ある景観を作っている。	
46	有形文化財 建造物 (市)	苔香荘(紫雲閣〈旧白勢家観音堂〉) （中央町1）	新発田
		金塚の白勢本家(長兵衛家)が明治35(1902)年に建てた建築で、現在は移築されて残る。白勢家関連の建築は遺存例が少なく貴重である。	
47	有形文化財 建造物 (国登録)	苔香荘(旧村山家別邸・旧武者家別邸) （中央町1）	新発田
		明治期に建てられた新発田の富商・村山家と富農・武者家の、迎賓用の別邸建築で、いずれも瀟洒な作りである。	
48	有形文化財 建造物 (国登録)	長谷川家住宅双子蔵 （大栄町7）	新発田
		明治中期の建物で、2棟の土蔵を一つの屋根で覆う独特の構造をしている。新発田川に面した細い路地にあり、歴史的な景観を形成している。	
49	有形文化財 建造物 (未指定)	蔵春閣 （諏訪町1）	新発田
		実業家・大倉喜八郎は、郷里の新発田にも経済や文化面で大きく貢献した。喜八郎が寄付した東公園には、別邸の蔵春閣が近年になって移築された。	
50	有形文化財 建造物 (未指定)	落谷虹児記念館 （中央町4）	新発田
		大正から昭和に活躍した新発田出身の抒情画家・落谷虹児の作品を展示する。設計は内井昭蔵で、同氏設計の施設が並ぶ建築スポットでもある。	

【城下町の面影を残す新発田のまち】

関連文化財 位置図



■: 新発田城の堀の範囲、□: 新発田城下町の範囲

S=1/15,000

『新発田御家中町総絵図（一步一間歩詰惣絵図）』（新発田市立歴史図書館蔵）を基に作成

< 「城下町の面影を残す新発田のまち」に関する課題と方針 >

現状・課題 関連文化財のほとんどが、かつて城下であったエリア内にある。日本百名城の一つである新発田城をはじめ清水園や足軽長屋など比較的認知度の高いものもあるが、あまり知られていない、または一度見て終わりになってしまい、活用が十分ではない文化財も少なくない。また、点在する複数の文化財を組み合わせる活用する取組が弱い。

本関連文化財群の柱である新発田城については、表門前にある特別養護老人ホームの令和5年度の移転・解体が決定したことから、景観が劇的に変わることへの期待が大きい。一方で、耐震化や石垣の保全に課題があるとされており、これらへの対策も必要である。年間約50万人を超える利用がある月岡温泉の宿泊客を市内観光に結び付けるためにも、市民や観光

客の関心をつかみ、何度も訪れたいくなるような新発田市の歴史文化・観光の核となる文化財として、新発田城の一層の磨き上げが必要である。

また、城下町らしい文化財の保存・活用の担い手育成とともに、近年は特に新型コロナウイルス感染症の影響もあり、祭りなどの伝統行事の継承に課題がある。

方針 新発田城について、土橋門の復元等による周辺整備やデジタル技術を活用したPR事業の検討などによる魅力アップ、耐震診断の結果に応じた耐震化、石垣の観測の継続と中長期的な視点での保全に取り組むとともに、これらを含めた文化財保存活用計画を検討・策定する。

文化財に親しんでもらえるよう、歴史図書館での情報発信事業や新たな回遊観光ルートの提案、新たな文化財施設である蔵春閣の移築・公開に絡め、周辺の文化財をつないで活用する事業に取り組む。文化財をイベント等の会場とした新たな活用法についても、すでに市民団体で取り組んでいるところもあることから、連携も含めて検討し、取り組んでいく。

また、「しばたの心継承プロジェクト」を中心とした学校教育や生涯学習とも連携し、子どもたちが文化財や歴史文化を体験・体感できる機会を提供し、後継者育成につなげていく。

<「城下町の面影を残す新発田のまち」に関して講じる措置>

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
33	新規	新発田城土橋門の復元（再掲） 新発田城表門に通じる「土橋門」の復元と周辺整備により、新発田城表門や旧二の丸隅櫓、堀など一体的な景観を整備し、新発田城のさらなる魅力アップに取り組む。	市	市			
47	新規	新発田城（土橋門）を活用した事業（再掲） 土橋門の復元等により磨き上げを図る新発田城に改めて注目し、その魅力を市内外に伝えるための様々な事業に取り組む。	市 市民・地域	国 市			
34	新規	デジタル技術を用いたPR事業の検討（再掲） VR（バーチャルリアリティ：仮想現実）、AR（オーグメンテッドリアリティ：拡張現実）、MR（ミクストリアリティ：仮想現実と拡張現実を組み合わせたもの）などの先進的なデジタル技術を活用し、文化財の付加価値アップやPR事業を検討する。	市 市民・地域 専門機関	国 市			
24	新規	新発田城の耐震補強（再掲） 地震災害等に備え、新発田城（表門、旧二の丸隅櫓）の耐震補強工事等を検討・実施する。	市	国 市			
25	継続	新発田城石垣調査（再掲） 新発田城石垣の現状と変化を把握・確認するために、はらみ出しの見られる部分を中心とした複数箇所でのレーザー測量などによる定点観測を行う。また、有識者から指導・助言を得る。	市	市			

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
14	新規	文化財保存活用計画の策定（再掲） 市が所有・管理する国指定重要文化財である新発田城表門及び旧二の丸隅櫓について、個別の保存活用計画を検討・策定する。	市	市			
52	継続	歴史図書館を活かした発信事業（再掲） 歴史図書館で所蔵する資料等を活用して、様々なテーマによる企画展示を行い、新発田市の歴史文化を発信する。	市	市			
39	継続	文化財の見学ルートの設定（再掲） 新発田城と城下町をつなぐ「歴史のみち」など、歴史文化のストーリーやキーワードで結ぶルートを設定し、市民や観光客等により興味をもって回遊してもらえるようPRを行う。	市 市民・地域	市			
48	新規	蔵春閣を活用した事業（再掲） 新発田出身の実業家・大倉喜八郎ゆかりの蔵春閣の移築・公開に合わせ、蔵春閣や周辺の文化財等を活用した様々な事業に取り組む。	市 市民・地域	市			
46	新規	ユニークメニューの推進（再掲） 新発田城などの文化財を用いたユニークメニュー（特別な会場で特別な体験をする歴史文化史跡や建造物等の活用手法）の活用を検討し、魅力的な誘客コンテンツを創出する。	市 市民・地域	国市			
58	継続	しばたの心継承プロジェクトの推進（再掲） 小中学校において、子どもたちが地域の歴史文化等を学ぶことで、自分の生まれ育った地域への愛着と誇りを胸に成長し、活躍する人材を輩出する。	市 市民・地域	市			
61	継続	しばたっ子台輪の運営（再掲） 新発田まつりにおいて、子どもたちが実際に台輪に乗ったり、曳きまわしたりする体験を通じて、市指定文化財である「しばた台輪」の魅力を感じてもらい、将来の担い手育成につなげる。	市 市民・地域	市			

（２）会津街道沿いに残るいにしへの足跡

加治川沿いを上流に向かう道は、新発田藩主が参勤交代のために整備した通称「会津街道」である。加治川水系と阿賀野川水系の分水嶺となる峠を越え、阿賀野川沿いを遡り福島県会津地方を經由して江戸へ続く重要なルートで、江戸と佐渡とをつなぐ佐渡三道のひとつであり、村上藩主も参勤交代に用いた。

このルートの利用がどこまで遡るのか定かではないが、旧石器時代の川東地区・上新田B遺跡から出土した石器が、赤谷地区の峠を越えた阿賀野川流域の石材を用いている可能性がある。縄文時代では、加治川沿いの河岸段丘や丘陵に多くの遺跡が立地するが、出土土器には福島県域をはじめとした東北地方南部の影響を受けたものが少なくない。また、板山地内

の丘陵に産出する黒曜石が、福島県会津地方などで多数確認されていることも考えると、加治川上流域から阿賀野川方面へ続くこのルートは古くから主要な経路だった可能性がある。

古代には、加治川上流部の赤谷地区は小川荘に含まれ、戦国期には会津地方の豪族・蘆名氏の勢力下にあった。蘆名氏側で築いたと伝わる山城も残されている。この区分は近世も変わらずに赤谷地区は会津藩領であり、境界の山内宿には新発田藩側の、赤谷宿には会津藩側の口留番所が設けられた。また、戊辰戦争においては、新発田藩が新政府軍として会津藩攻略に加わり、藩境の中々山から赤谷にかけてが、会津藩との激戦の舞台になっている。

近代になると、羽越線敷設や新道開設の影響で江戸への街道としての役割は終えるが、新発田から赤谷まで鉾山開発に伴う鉄道が敷設され、産業を支えるルートとなった。

街道沿いには、藩主がお国入りの身支度を整えた五十公野御茶屋のほか五十公野・米倉・山内・赤谷の各宿場があり、面影を残す建物や松並木、一里塚などが点在する。さらには近代の鉾山跡や鉾石等の輸送に関する遺構も見られる。

これら、加治川に沿って古くから利用され発達した街道筋を中心とした、広範囲に連続する、重層的かつ複合的な文化財群である。

【会津街道沿いに残るいにしへの足跡】

関連文化財一覧

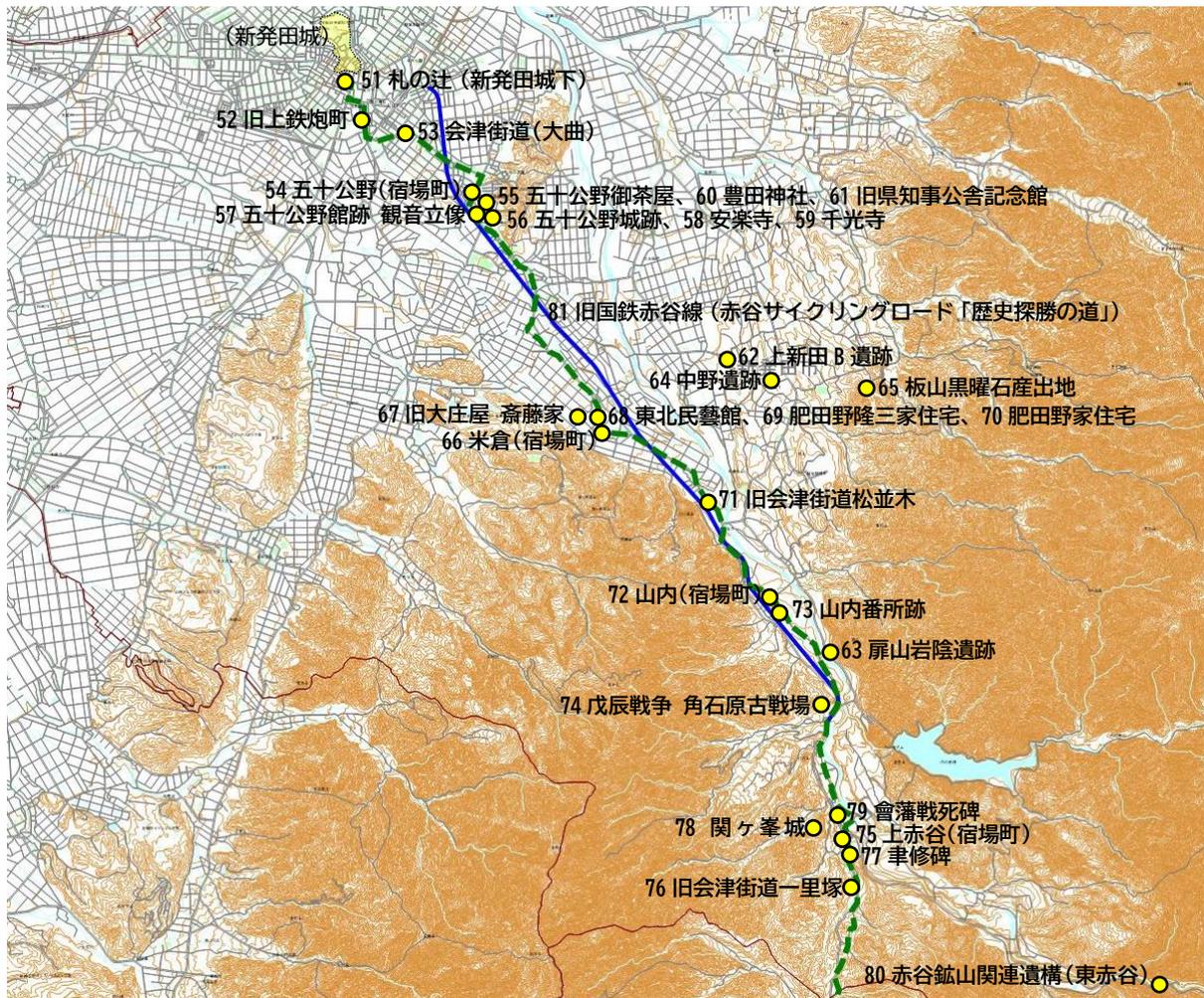
No.	種別	名称と概要	地域
51	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	札の辻 (中央町3) 「札の辻」と呼ばれた市役所前の交差点は、城の大手先と上町通り、会津街道の分岐点で、城下町の中心部であった。現在は石碑が建つ。	新発田
	52	文化的景観 (未指定)	
53	文化的景観 (未指定)	旧会津街道(大曲) (豊町2・3) 県道の大きく屈曲する道形は「大曲」と呼ばれ、会津街道の名残である。周辺には杉並木があったが現在は失われ、「杉原」の地名に面影が宿る。	新発田
54	文化的景観 (未指定)	五十公野(宿場町) (五十公野) 三国街道中通りと会津街道が合流する交通の要地で、追分の宿として栄えた。街道筋に短冊形地割が敷かれ、面影を残す町家建築も認められる。	五十公野
55	記念物 名勝地(名勝) (国)	五十公野御茶屋 (五十公野) 3代宣直・4代重雄によって造られた藩主別邸。数寄屋造りの建物で、参勤交代時に藩主が身支度を整えたと伝わる。	五十公野
	56	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	
57	有形文化財 歴史資料 (市)	五十公野館跡出土 観音立像 (五十公野) 五十公野氏の本拠と伝わる五十公野館跡の発掘調査で出土した。鎌倉時代に作られた、高さ約7.5cmの小銅像である。	五十公野
58	記念物 遺跡(史跡) (未指定)ほか	安楽寺 (五十公野) 五十公野城跡の麓にあり、五十公野氏の菩提寺と伝わる。門前には石仏など中世の石造物が残されている。	五十公野
	59	有形文化財 建造物 (未指定)ほか	

No.	種別	名称と概要	地域
60	有形文化財 建造物 (未指定)ほか	豊田神社 (五十公野)	五十公野
		新発田城内の藩主を奉る「奉先堂」が、明治に五十公野へ移り豊田神社となり、その後現地に遷座した。多くの藩関連の資料を所有する。	
61	有形文化財 建造物 (未指定)	旧県知事公舎記念館 (五十公野)	五十公野
		新潟市から移築・復元された、明治42(1909)に建てられた現存最古の県知事公舎である。洋館の公邸部分と和風建築の私邸部分から成る。	
62	有形文化財 考古資料 (未指定)	上新田B遺跡 (板山)	川東
		加治川の河岸段丘には旧石器・縄文時代の遺跡が多い。本遺跡は旧石器時代の石槍の製作跡で、近隣で産出する頁岩を多用する。	
63	記念物 遺跡(史跡) (未指定)ほか	扉山岩陰遺跡 (小戸)	川東
		加治川の上～中流域に位置する。巨岩が重なり合っ生じた隙間を利用した縄文時代早期の遺跡で、キャンプ地のような場と考えられている。	
64	有形文化財 考古資料 (市)ほか	中野遺跡 (板山)	川東
		縄文時代後・晩期を主体とした集落で、東北地方南部の影響を受けた土器が多い。ヒスイ加工の痕跡も見られる。出土した土偶は市指定である。	
65	記念物 地質鉱物 (未指定)	板山の黒曜石産出地 (板山)	川東
		板山放牧場付近は黒曜石の産出地として知られ、原石を用いた石器は県内はもとより福島県会津地方などの県外からも出土している。	
66	文化的景観 (未指定)	米倉(宿場町) (米倉)	米倉
		延宝8(1680)年に近隣集落を集住させて作られた集落。3回折れる街道筋に歴史的建造物が並び、水路を活かした庭園などが特徴的である。	
67	有形文化財 建造物 (未指定)	旧大庄屋 斎藤家(有機の里交流センター) (米倉)	米倉
		江戸時代を通じて新発田組の大庄屋を務めた斎藤家は、住宅の一部と庭園が残り、現在は「有機の里交流センター」として活用されている。	
68	有形文化財 建造物 (未指定)	東北民藝館 (米倉)	米倉
		新発田藩の大庄屋格だった肥田野家旧宅を用いた施設で、江戸時代後期以後の建物が残る。陶磁器や民具、骨董などが多数展示される。	
69	有形文化財 建造物 (国登録)	肥田野隆三家住宅 (米倉)	米倉
		街道筋に面した瀟洒な母屋は大正10(1921)年の建造である。街道側に作られた庭園も水路を活かした造りで、周囲の景観を象徴する存在である。	
70	有形文化財 建造物 (未指定)	肥田野家住宅 (米倉)	米倉
		明治31(1898)年に建てられたと伝わる平屋建ての住宅である。主屋は、家人用と客人用の二つの玄関を備えた、米倉地区に特徴的な建築である。	
71	記念物 植物(天然記念物) (市)	旧会津街道松並木 (大槻)	米倉
		新発田藩は大槻周辺に松を植林し「一本木原御用林」と呼ばれた。街道筋には松並木を整備し、一部が旧米倉小学校付近に残存する。	
72	文化的景観 (未指定)	山内(宿場町) (山内)	米倉
		米倉同様に新発田藩が整備した宿場である。緩い傾斜が続く街道には寄棟造、平入りの茅葺き建物が残されており、宿場の景観が認められる。	
73	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	山内番所跡 (山内)	米倉
		山内は会津藩領との境界の宿場で、東端に新発田藩の口留番所が設けられていた。現在は付近の公園に番所跡を伝える碑が建てられている。	
74	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	戊辰戦争 角石原古戦場 (中々山)	米倉
		戊辰戦争では、旧幕府側の会津藩と新政府側に付いた新発田藩の間で戦いがあり、藩境の角石原付近では激戦となった。跡地には石碑が建つ。	
75	文化的景観 (未指定)	上赤谷(宿場町) (上赤谷)	赤谷
		会津藩領の上赤谷に設けられ宿場で、西端には口留番所が置かれた。街道筋やその裏手、奥にある六軒町などには歴史的建造物も残っている。	

No.	種別	名称と概要	地域
76	記念物 遺跡(史跡) (市)	旧会津街道一里塚 (上赤谷)	赤谷
		赤谷集落の会津側の外れに築かれた一里塚である。市内唯一の残存例で、二基一對のうちの1基が残されている。	
77	有形文化財 古文書 (市)	聿修碑(いっしゅうひ) (上赤谷)	赤谷
		赤谷集落の成立の歴史を刻んだ石碑で、会津藩の儒者により記された。宝永7(1710)年に地区の旧家・片野家が建立した。	
78	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	関ヶ峯城跡 (上赤谷)	赤谷
		赤谷城とも呼ばれる。戦国末期の新発田重家の乱に際して、新発田方を支援した会津・蘆名氏の城で、上杉景勝の攻撃により落城した。	
79	有形文化財 歴史資料 (未指定)	會藩戦死碑 (上赤谷)	赤谷
80	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	赤谷鉾山関連遺構 (東赤谷)	赤谷
		赤谷鉾山は明治の鉄鉾石採掘に始まり、大正・昭和期にかけて鉄のほか銅や鉛、石炭などの採掘も断続的に行われた。今も関連した遺構が残る。	
81	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	旧国鉄赤谷線(赤谷サイクリングロード「歴史探勝の道」)	—
		赤谷の鉾山開発に伴い鉄道が敷設され、大正期に国鉄赤谷線も開通し輸送を担った。現在は廃線跡をサイクリングロードとし、遺構も点在する。	

【会津街道沿いに残るいにしへの足跡】

関連文化財 位置図



--- : 会津街道の道筋

— : 赤谷サイクリングロード

S=1/120,000

<「会津街道沿いに残るいにしへの足跡」に関する課題と方針>

現状・課題 会津街道については、市民等からある程度は認知されているが、その周辺にある文化財群の中には、未だ認知が不十分なものもあることから、一層の周知が必要である。

会津街道沿いの関連文化財は、集落ごとにまとまりを持ち、それが街道という線でつながる構造にある。現に、地域の歴史文化や景観を活かしたまちづくり活動に取り組んでいる地域もあることから、イベントなどを通して連携を構築していくことが課題である。

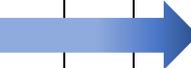
関連文化財群の核となる五十公野御茶屋については、非常に多くの魅力や可能性を有しているものの、うまく活用されていない側面もある。

方針 関連文化財の多くは、赤谷サイクリングロード「歴史探勝の道」沿線にあることから、サイクリングやウォーキングなどのイベントとも連携し、また歴史図書館の企画展などを通じ、関連文化財や歴史文化への理解の促進とともに、交流人口や関係人口の増加を図る。

また、「しばたの心継承プロジェクト」を中心とした学校教育や生涯学習とも連携し、子どもたちが文化財や歴史文化を体験・体感できる機会を提供し、後継者育成につなげていく。

五十公野御茶屋については、文化イベントなどの会場としての活用などにより、まずは多くの市民に訪れてもらい、文化財としての価値に気付いてもらう。

<「会津街道沿いに残るいにしへの足跡」に関して講じる措置>

通し番号	新規・継続	具体的な施策の内容	取組主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
40	継続	赤谷サイクリングロード（歴史探勝の道）の活用（再掲） サイクリングロード沿線に点在する遺跡や文化財などを活かしたサイクリングコースの提案やイベントなどを企画・実施する。	市 市民・地域	市			
38	継続	まち歩き、ウォーキングイベントとの連携（再掲） 歴史をテーマとしたまち歩きだけでなく、従来開催されている健康づくりや体力向上のためのウォーキングイベント等に歴史文化や文化財の要素を取り入れ、歴史文化を身近に感じてもらう。	市 市民・地域	市			
52	継続	歴史図書館を活かした発信事業（再掲） 歴史図書館で所蔵する資料等を活用して、様々なテーマによる企画展示を行い、新発田市の歴史文化を発信する。	市	市			
58	継続	しばたの心継承プロジェクトの推進（再掲） 小中学校において、子どもたちが地域の歴史文化等を学ぶことで、自分の生まれ育った地域への愛着と誇りを胸に成長し、活躍する人材を輩出する。	市 市民・地域	市			

通し 番号	新規・ 継続	具体的な施策の内容	取組 主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
63	継続	五十公野御茶屋公開事業 新発田藩主の別邸である国指定名勝の五十公野御茶屋を維持管理及び公開・活用して、その価値・魅力を市民や観光客に伝える。	市	市			

(3) 蒲原平野の治水と新田開発

かつての蒲原平野は、厚い砂丘列の内側に潟湖や湿地が一面に広がる土地であった。縄文時代後期の初めころまでは多くの集落が丘陵地に立地していたが、後期の半ばになると低地への進出も少ないながら認められ始める。ただし、本格的な低地への進出は、遺跡の立地から見て古墳時代に始まったと考えられ、次いで奈良時代の終わりから平安時代の初めごろに集落形成のピークがある。いずれも加治川扇状地の扇端部からその外側の低地にかけて遺跡が集中する。農地開発が行われた結果と言えるだろう。

中世での開発痕跡は明確ではないが、鎌倉期の地頭職から発展した領主層が割拠して居館や山城を構え勢力圏を保持していた。特に新発田氏や加地氏、竹俣氏などは、戦国時代になると国人層に成長し、越後の有力勢力に発展した。その経済的基盤の一つが、農地の拡大と改良にあったと考えられる。

一方で、河川の入り組む潟湖の広がる地形は、内水面交通の発達をもたらした。福島潟や紫雲寺(塩津)潟の周囲には古代・中世の遺跡が多く、規模の大きな遺跡も少なくない。このような状況は、新発田藩成立後の江戸時代初めまで続いていたことが古絵図からもわかる。その後、潟や湿地はしだいに干拓されていったが、河川が発達した状況には変わりなく、鉄道が開設されるまでは内水面の船運が物流の要であり続けた。藩では新発田川を整備し水運にも用い、城下郊外の舟入には藩の船着き場が設けられ、今も地名が残る。

江戸時代中期になると幕府が新田開発を勧奨したことにより、紫雲寺(塩津)潟や福島潟などの干拓が町人資本も取り入れて行われた。一方、藩では繰り返し水害を起こす加治川などの治水事業や、阿賀野川の河口付近に築いた松ヶ崎放水路(新潟市北区)の開削などを行ったが、これが直接的・間接的に干拓の進行にも大きく影響した。これらの干拓事業を受けて、多くの新村・新田が誕生した。紫雲寺地区の集落にはその際に始まったとされる祭りが少なくなく、五ヶ字神楽などが伝えられている。また、町人の間で土地の集積が進行し、藩内には白勢家や市島家といった巨大地主が誕生した。彼らは多くの分家を持って多角的な経営を行い、藩政にも大きな影響を及ぼした。

明治時代になると近代化された技術の下、より大規模な治水事業が行われ、大正2(1913)年には加治川を直接日本海に流す放水路が完成し、水害の被害は減少した。農地の改良も早くから着手され、新発田地区の北部、旧鴻沼村では明治38(1905)年にいち早く耕地整理に

着手し、直線からなる水田を整備した。

昭和41(1966)・昭和42(1967)年の豪雨災害を受けて、加治川などで大規模な河川改修が行われ、上流には加治川治水ダムと、上水道や発電に加えて治水も兼ねた内の倉ダムが建設され、以後は加治川での破堤被害はない。

古代・中世の遺跡出土資料があり、近世では紫雲寺(塩津)潟干拓の歴史資料や開削された落堀川などの景観も残る。また、巨大地主の市島家が明治以後に移り住んだ邸宅など、往時をしのばせる文化財も存在する。さらに近代の治水を示す加治川分水路開削などの文化財も含めて、現在に至る当地の歴史文化を知ることができる、重層的かつ複合的文化財群である。

【蒲原平野の治水と新田開発】

関連文化財一覧

No.	種別	名称と概要	地域
82	有形文化財 考古資料 (県・市)ほか	新発田市加治川展示室 (下小中山) 市内各地の遺跡から発掘調査で出土した、旧石器時代から江戸時代までの資料や民具を中心に展示・収蔵する施設である。	加治川
83	有形文化財 考古資料 (市)ほか	十二林遺跡 (葦光) 縄文時代後期から晩期の集落跡で豊富な遺物が出土している。中でも人体を描写した注口土器は類例が少なく貴重である。	菅谷
84	有形文化財 考古資料 (国)ほか	村尻遺跡 (下寺内) 坂井川沿いにある縄文時代後・晩期の集落と弥生時代前期の墓跡である。出土品の一部は国重文で新潟県立歴史博物館に寄託している。	菅谷
85	有形文化財 考古資料 (県)ほか	青田遺跡 (金塚) 紫雲寺(塩津)潟の場所で地下2mから見つかった。縄文時代晩期の集落で、多様な出土品とともに丸木舟の利用も確認される。	加治川
86	有形文化財 考古資料 (県)ほか	山草荷遺跡 (草荷) 内陸側の砂丘に立地する弥生時代中期の遺跡。東北地方南部を中心に、北陸地方や長野県域、秋田県域の影響を受けた土器が出土した。	加治川
87	有形文化財 考古資料 (未指定)ほか	野中土手付遺跡 (野中・稻荷) 紫雲寺(塩津)潟に近い低地に営まれた古墳時代初めの集落で、北陸地方西部の土器が多出することから、人の移動があったと考えられる。	加治川
88	有形文化財 考古資料 (市)ほか	蚤取橋遺跡 (竹ヶ花・北菘口) 古墳時代後期の集落で、川跡から高床建物に用いる丸太のはしごや杵が出土し、米作りが行われていたと考えられる。	豊浦
89	有形文化財 考古資料 (未指定)ほか	馬見坂遺跡 (佐々木) 飛鳥時代の遺跡である。北方の蝦夷勢力の要素を併せ持つ土師器が出土しており、大和政権の最前線であったことがうかがえる。	佐々木
90	有形文化財 考古資料 (未指定)ほか	曾根遺跡 (天王) 福島潟沿いの微高地に位置する。「郡」「上殿」の墨書土器など多くの遺物が出土し、内水面交通に関わる郡の役所の可能性も指摘される。	豊浦
91	有形文化財 考古資料 (未指定)ほか	桑ノ口遺跡 (桑ノ口) 加治川扇状地外側の低地にある平安時代の遺跡で、漆紙文書や緑釉陶器・灰釉陶器が出土し、低地開発にあたった中心的な集落と考えられる。	新発田
92	有形文化財 考古資料 (県)ほか	大沢経塚 (下飯塚) 平安時代末期に真木山丘陵に築かれた経塚に納められた経筒や経巻、鉄刀などの遺物群。地域開発を担った有力者の存在がうかがえる。	豊浦
93	有形文化財 考古資料 (未指定)ほか	住吉遺跡 (大中島) 紫雲寺(塩津)潟の潟端の低地に位置する鎌倉時代の集落で、多くの陶磁器が出土しており、内水面交通との関りが指摘されている。	紫雲寺

No.	種別	名称と概要	地域
94	有形文化財 考古資料 (県)	福島の鉦鼓 (福島)	豊浦
		時宗の僧が念仏を唱える際に鳴らした打楽器で、正和元(1312)年の年号が刻まれる。当時の信仰や人々の往来を考えるうえで貴重である。	
95	記念物 遺跡(史跡) (国)	金山城館跡(奥山荘城館遺跡) (金山)	加治川
		奥山荘(おくやまのしょう)城館遺跡は胎内市を中心として新発田市にも広がる遺跡群で、中世の東国を代表する荘園の姿を良好に遺す。	
96	記念物 遺跡(史跡) (市)	加治城跡 (黒岩・東宮内)	菅谷
		櫛形山脈の最南端、標高165mの要害山に築かれた中世の山城。鎌倉時代以降、当地を支配した佐々木一族・加地氏本拠の山城である。	
97	有形文化財 建造物 (未指定)ほか	香伝寺 (蔵光)	菅谷
		加地氏の菩提寺で、地域を代表する古刹。江戸時代築の建造物などがある。境内は、加地氏の館跡と伝わる蔵光館跡で、土塁も残る。	
98	有形文化財 建造物 (未指定)ほか	藤戸神社 (東宮内)	菅谷
		加地荘を治めた加地氏の祖・佐々木盛綱を奉った神社で、盛綱が活躍した源平合戦の藤戸の戦いから名を得ている。	
99	有形文化財 考古資料 (市)ほか	宝積寺館跡 (上三光・上楠川)	川東
		竹俣氏の菩提寺である宝積寺は、発掘調査により室町期の巨大な館跡と判明した。出土品の墨書板碑は市有形文化財に指定された。	
100	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	浦城跡 (浦)	松浦
		浦城跡は市域最大規模の山城で、曲輪や空堀など多くの遺構群も残る。新発田重家と上杉景勝による新発田合戦の激戦地であったと伝わる。	
101	有形文化財 建造物 (市)ほか	菅谷寺 (菅谷)	菅谷
		源頼朝の叔父・護念上人の開山と伝えられる古刹で、古くから多くの人々の信仰を集めており、門前には宿場も形成されている。	
102	工芸品・考 古資料 (市)ほか	法音寺 大日堂 (岡田)	川東
		中世に遡る古刹で、市指定の文馨や同じく市指定の源頼朝供養塔の伝承もある大型五輪塔(市指定)や板碑・石仏などの石造物などがある。	
103	有形文化財 彫刻 (県)	龍蔵寺 木造薬師如来立像 (西名柄)	新発田
		頭部が同心円状に渦を巻く、清涼寺式の影響を受けたと考えられる木像で、鎌倉時代前期の作風を伝える。	
104	有形文化財 彫刻 (市)	若宮八幡宮木造十一面観音座像 (下中)	加治
		鎌倉時代の作とみられる十一面観音の座像で高さ73.5cm。腰部にかけての流麗な体躯が美しい仏像である。	
105	文化的景観 (未指定)	旧紫雲寺(塩津)潟	紫雲寺
		かつて紫雲寺地区から胎内市にかけて、長さ約6km、幅約4kmの大きさで広がっていた潟湖で、18世紀前半の干拓によって水田となった。	
106	文化的景観 (未指定)	落堀川 (古田・真野原・藤塚浜)	紫雲寺
		紫雲寺(塩津)潟の湖水を海に放流するための人工河川で、現代でも改良が続く重要な排水路である。下流部に記念碑が建立されている。	
107	文化的景観 (未指定)	清潟 (人橋)	紫雲寺
		市域北西部の砂丘列上に形成された潟湖。蒲原平野の低地の面影を今に伝えるとともに、水辺の公園として市民に親しまれている。	
108	有形文化財 古文書 (市)	竹前家文書 (米子)	紫雲寺
		紫雲寺(塩津)潟干拓を主導した竹前家に伝わる文書群で、絵図などから当時の様子を具体的に知ることができる。	
109	有形文化財 古文書 (市)	神田家文書 (大中島)	紫雲寺
		紫雲寺(塩津)潟干拓地の開発を担った神田家に伝わる文書群で、江戸時代中期から明治に至る新田開発の歴史を伝える。	
110	有形文化財 古文書 (市)	宮川家文書 (中央町4)	紫雲寺
		紫雲寺(塩津)潟干拓に資金面・技術面で貢献した柏崎出身の宮川家に伝わる文書群で、干拓の様子を今に伝えている。	

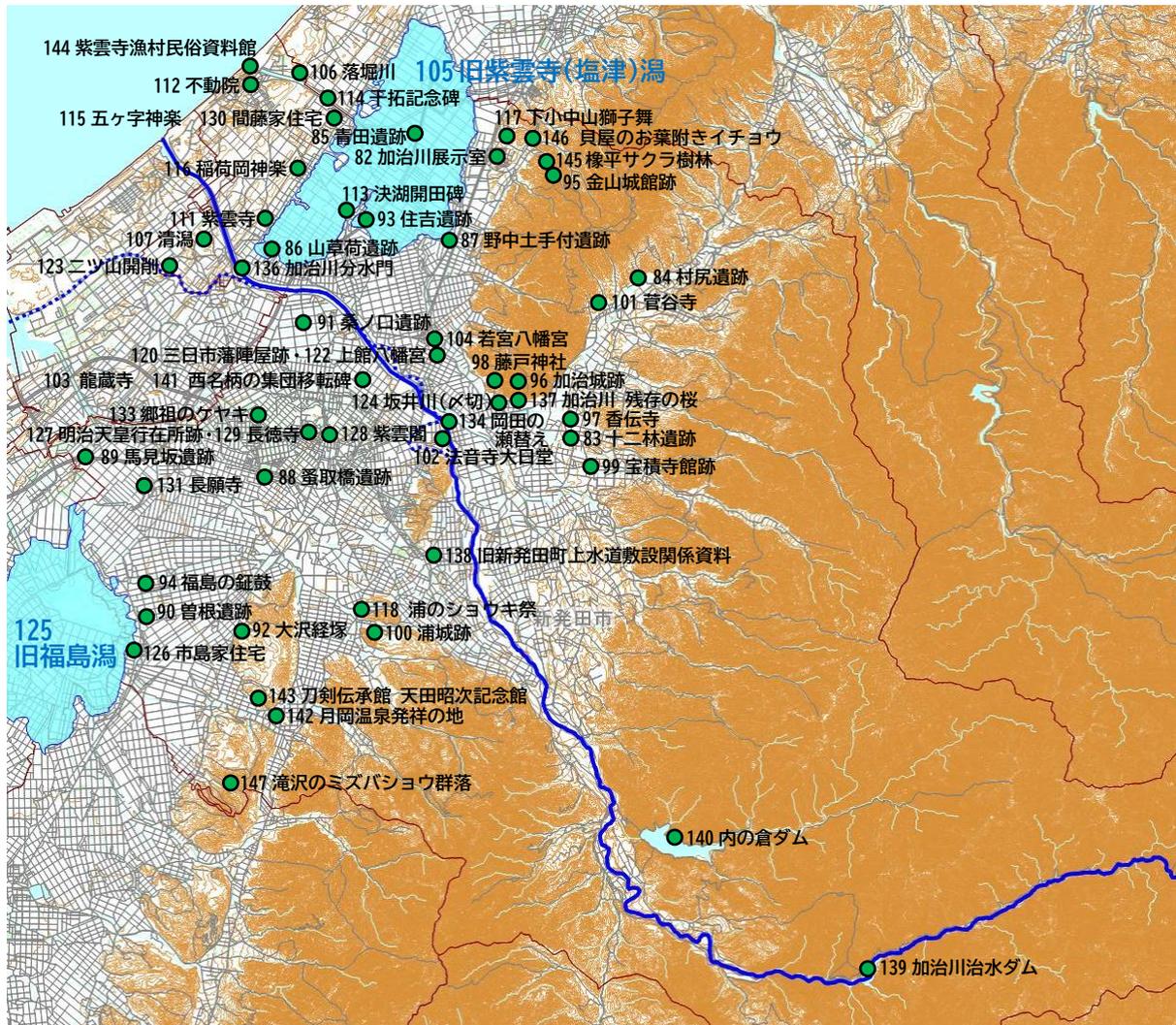
No.	種別	名称と概要	地域
111	記念物 遺跡(史跡) (未指定)ほか	紫雲寺(竹前家墓所) (米子)	紫雲寺
		紫雲寺(塩津)潟干拓の途上で没した竹前小八郎らの菩提を弔うべく、兄・権兵衛の発願で近隣から移された。後に浄玄寺から紫雲寺に改称した。	
112	記念物 遺跡(史跡) (未指定)ほか	不動院 (藤塚浜)	紫雲寺
		紫雲寺(塩津)潟干拓を行った竹前氏ら町人の会所だった藤塚浜の寺院。落堀川の開削時に現在地へ移転したと伝わる。	
113	有形文化財 歴史資料 (未指定)	決湖開田碑 (大中島)	紫雲寺
		紫雲寺(塩津)潟干拓の事績を後世に伝えるため、宮川家の子孫が文政13(1830)年に石碑を大中島に建立している。	
114	有形文化財 歴史資料 (未指定)	干拓記念碑 (真野原)	紫雲寺
		昭和60(1985)年、紫雲寺(塩津)潟干拓から250年を記念して「拓魂継承」碑が建立された。新田開発への思いは現代にも引き継がれている。	
115	民俗文化財 無形の民俗 (市)	五ヶ字神楽 (五ヶ字地区)	紫雲寺
		紫雲寺(塩津)潟干拓後の江戸時代後期に、長野県松本地方の神楽から習って始まったと伝わり、現在でも受け継がれている。	
116	民俗文化財 無形の民俗 (市)	稲荷岡神楽 (稲荷岡)	紫雲寺
		紫雲寺(塩津)潟干拓後の新田である大野集落から大正時代に伝わった神楽で、現在も稲荷神社の大祭で舞われている。	
117	民俗文化財 無形の民俗 (市)	下小中山獅子舞 (下小中山)	加治川
		菅谷地区の上石川から伝わったとされ、江戸後期には行われていたことが文献から知られている。現在も保存会により受け継がれている。	
118	民俗文化財 無形の民俗 (県)	浦のショウキ祭り (浦)	松浦
		明治時代末頃に津川地域(阿賀町)から伝えられた迎春の行事で、わら細工の人形を作り無病息災や家内安全を祈る。	
119	有形文化財 古文書 (県)	正保越後国絵図・新発田藩資料 (中央町4)	新発田
		正保越後国絵図は、潟湖が広がる江戸時代初期の様子が描かれている。藩資料には河川改修や新田開発などの古文書や絵図も豊富にある。	
120	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	三日市藩陣屋跡 (上館)	加治
		享保9(1724)年に、柳沢時睦の移封で成立した三日市藩(1万石)の陣屋跡。柳沢家は江戸詰大名で、国元には郡奉行や代官が置かれた。	
121	有形文化財 古文書 (市)	伊藤家文書 (住田)	加治川
		伊藤家は三日市藩の要職を務めた家柄で、三日市藩に下された領地朱印状の写しなどが保管されている。	
122	有形文化財 歴史資料 (市)	上館八幡宮算額 (上館)	加治
		文政12(1829)年に奉納された和算の額である。新発田藩領や近郷では和算が盛んであったが、その一端を示す好資料である。	
123	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	加治川二ツ山開削 (二ツ山・真野原外)	紫雲寺
		新発田藩では、島見前潟への加治川の流入を防ぐため砂丘を開削し瀬替した。途切れた砂丘と低地の水田が痕跡として残る。	
124	文化的景観 (未指定)	坂井川(×切)	加治
		紫雲寺(塩津)潟に流入する今泉川を、加治川へと流す瀬替が幕府により行われた。工事には近隣の三日市藩と黒川藩領の人々が動員された。	
125	文化的景観 (未指定)	福島潟	豊浦
		江戸時代から新発田藩や町人が新田開発を行い、田地が広がっていた。ただし、水深が大きいこともあり、全面的な干拓は近代以後である。	
126	有形文化財 建造物・古文書 (県)	市島家住宅・市島家文書 (天王)	豊浦
		市島家は福島潟干拓などを経て大地主に成長し、分家も豪商として新発田藩に影響を与えた。明治に天王に構えた邸宅が往時の面影を伝える。	

No.	種別	名称と概要	地域
127	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	明治天皇行在所跡(白勢宗家旧宅跡) (御幸町1)	新発田
		新発田藩の財政を支えた豪商・豪農の代表格が白勢家で、宗家(瀬兵衛家)は材木町にあった。跡地には明治天皇行在所跡の碑が建つ。	
128	有形文化財 建造物 (市)	紫雲閣(旧白勢家観音堂) (中央町1)	新発田
		金塚の白勢本家(長兵衛家)が明治35(1902)年に建てた建築で、現在は移築されて残る。白勢家関連の建築は遺存例が少なく貴重な存在である。	
129	有形文化財 建造物 (国登録)	長徳寺(白勢家新潟別邸・明治天皇新潟行在所) (大栄町2)	新発田
		白勢宗家(瀬兵衛家)の新潟別邸が明治天皇行在所となり、後に新発田の長徳寺に移築されている。白勢家ゆかりの建築として貴重である。	
130	有形文化財 建造物 (市)	間藤家住宅 (古田)	紫雲寺
		紫雲寺地区の旧家である間藤家の住宅で、江戸時代末期から明治時代にかけての地主層の屋敷地として貴重である。	
131	有形文化財 建造物 (国登録)	長願寺 (下興野)	佐々木
		江戸時代前期の寛永年間頃に開発されたと考えられる下興野集落の寺院で、江戸時代後期に建立された本堂は国登録文化財になっている。	
132	有形文化財 建造物 (未指定)ほか	日本酒の酒蔵	新発田 紫雲寺
		かつては多数存在したが現在は4つの蔵元がある。多くが豪農・豪商に由来し、歴史的建造物も多い。地域の米を用いた日本酒は評価も高い。	
133	記念物 樹木(天然記念物) (未指定)	郷祖のケヤキ(舟入神明宮) (舟入町1)	新発田
		江戸時代に新発田川の川湊として整備された舟入の地に当時からあるケヤキの大木。出船入船の目印であったと伝えられる。	
134	記念物 遺跡(史跡) (未指定)	加治川岡田の瀬替え (岡田)	川東
		岡田で加治川の蛇行を解消する工事が明治22(1889)年に行われた。旧河道が水田として残る。近くには先駆者・菊地勇平の碑が建つ。	
135	民俗文化財 有形の民俗 (未指定)	水神塔	各所
		加治川沿いには江戸末期から明治頃までの水神塔が多く存在する。水への感謝と恐れを併せ持つ人々の思いが形となって伝えられている。	
136	有形文化財 建造物 (未指定)ほか	加治川分水門(加治川治水記念公園) (真野原)	紫雲寺
		大正2(1913)年、水害防止のために加治川を最短で海へ流す分水路が竣工した。加治川治水記念公園には、この時に作られた旧水門が残る。	
137	記念物 樹木(天然記念物) (未指定)	加治川堤防のサクラ(残存の桜) (蔵光)	加治
		大正期の加治川分水完成時、堤防に桜が植樹され名所となった。羽越水害後の河川改修で伐採されたが、「残存の桜」として1本のみ残る。	
138	有形文化財 歴史資料 (県)	旧新発田町上水道敷設関係資料 (下内竹)	新発田
		新発田市街は低地で井戸の水質が悪く、川水利用が主であった。このため上水道整備は重要課題で、昭和2(1927)年に完成した。	
139	有形文化財 建造物 (未指定)	加治川治水ダム (滝谷)	赤谷
		昭和41・42(1966・67)年の下越水害・羽越水害で、加治川が連続して破堤した。この災害を受けて加治川上流に加治川治水ダムが整備された。	
140	有形文化財 建造物 (未指定)	内の倉ダム (小戸)	川東
		かんがい、上水道、発電に加えて、水害を受けて洪水調整の機能も加えて整備された。類例の少ない中空重力式コンクリートダムである。	
141	有形文化財 歴史資料 (未指定)	西名柄集落の集団移転(記念碑) (西名柄)	新発田
		下越水害と羽越水害で2年続けて破堤し、河川改修のため集団移転を余儀なくされた集落に立つ記念碑は、災害を伝える貴重な存在である。	
142	有形文化財 歴史資料 (未指定)	月岡温泉発祥の地(記念碑) (月岡温泉)	豊浦
		近代における新潟平野の大規模開発のひとつに油田開発があるが、月岡温泉は大正4(1915)年にその過程で発見された。	
143	有形文化財 工芸品 (未指定)	刀剣伝承館 天田昭次記念館 (月岡温泉)	豊浦
		重要無形文化財保持者(人間国宝)であった稀代の刀匠・天田昭次(名誉市民)の作品を展示している施設である。	
144	民俗文化財 有形の民俗 (未指定)	紫雲寺漁村民俗資料館 (藤塚浜)	紫雲寺
		小型の漁船や地引網・大漁旗・ガラス製の浮き玉などの漁具、仕事着やイワシの油を搾る道具など、漁村の生活資料を展示している。	

No.	種別	名称と概要	地域
145	記念物 植物(天然記念物) (国)	椽平サクラ樹林 (貝屋)	加治川
		楯形山脈の中部、大峰山の北側斜面に群生する40種近いヤマザクラで、標高によって種類の異なることが特徴的とされる。	
146	記念物 植物(天然記念物) (県)	貝屋のお葉付きイチヨウ (貝屋)	加治川
		葉の中央に生じた突起が成長して実をつける変種のイチヨウ樹。幕末から明治にかけて村上市の寺院から分けられたと伝わる。	
147	記念物 植物(天然記念物) (市)	滝沢のミズバショウ群落 (滝沢)	滝沢

【蒲原平野の治水と新田開発】

関連文化財 位置図



: 潟の推定範囲
 : 加治川の旧流路
 : 加治川の現流路
S=1/200,000

※潟の推定範囲は国土地理院発行の地形分類図に拠る

<「蒲原平野の治水と新田開発」に関する課題と方針>

現状・課題 新発田市がある蒲原平野の現在の姿は、人びとが幾多の困難と闘いながら治水と新田開発に挑んできた結果もたらされた、という歴史について、より具体的な形で、広く市民に認知してもらうことが重要である。

関連文化財は紫雲寺瀉周辺に多い傾向はあるものの、ストーリー自体が広域に展開するため、構成する文化財は散在している。よって、これらをつないで活用する取組が必要である。しかし、治水や農地の改良は現在でも続く営みであるからこそ、すでに大きく変貌しており、痕跡を見出すのが困難な場合も少なくない。その他、魅力や可能性を秘めた文化財もあるが、うまく活用されていない。

方針 歴史をテーマとしたまち歩きだけでなく、各地域で開催されているウォーキングやRUN（ラン）イベントなどに、関連文化財や歴史文化の要素を取り入れ、蒲原平野の治水と新田開発の歴史を市民に広く紹介していく。

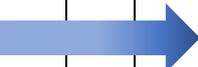
歴史図書館が実施する発信事業において、特に同館が所蔵する「正保越後国絵図」は、当時の瀉湖や川の様子を見ることができるとする史料であり、これらを活用した企画展などを通じて、治水と新田開発の歴史をPRしていく。

子どもたちにも、「しばたの心継承プロジェクト」を中心とした学校教育や、各地区公民館の子ども交流体験事業や出前講座などとも連携しつつ、文化財や歴史文化を体験・体感できるプログラムを提供し、蒲原平野の成り立ちを理解の上、興味・関心を促し、文化財の保存・活用の担い手育成につなげていく。

福島瀉干拓などを経て大地主となった北越屈指の豪農・市島家の往時の面影を伝える住宅を活用した企画展や各種イベントを通じて、地域の治水・新田開発等の歴史の学習や観光誘客につなげる。

加治城跡などの山城については、幅広い年齢層の市民が参加できる軽登山にも適しており、山城によっては新発田市内を一望できるところもあることから、歴史文化の要素を取り入れたイベントの開催などで、魅力の発信に取り組む。

<「蒲原平野の治水と新田開発」に関して講じる措置>

通し 番号	新規・ 継続	具体的な施策の内容	取組 主体	財源	事業計画期間		
					前期	中期	後期
38	継続	まち歩き、ウォーキングイベントとの連携（再掲） 歴史をテーマとしたまち歩きだけでなく、従来開催されている健康づくりや体力向上のためのウォーキングイベント等に歴史文化や文化財の要素を取り入れ、歴史文化を身近に感じてもらう。	市 市民・地域	市			
52	継続	歴史図書館を活かした発信事業（再掲） 歴史図書館で所蔵する資料等を活用して、様々なテーマによる企画展示を行い、新発田市の歴史文化を発信する。	市	市			
58	継続	しばたの心継承プロジェクトの推進（再掲） 小中学校において、子どもたちが地域の歴史文化等を学ぶことで、自分の生まれ育った地域への愛着と誇りを胸に成長し、活躍する人材を輩出する。	市 市民・地域	市			
60	継続	公民館こども交流体験事業（再掲） 市内4地区公民館で実施する、子どもたちの体験学習や伝統文化学習等の事業に歴史文化の学習を取り入れ、新発田市の歴史文化・文化財を知り、興味を持つ子どもを増やす。	市 市民・地域	市			
62	継続	出前講座等の活用（再掲） 県や市の出前講座等を活用し、子どもたちに地域の歴史文化や文化財、伝統芸能などについての学びの機会を提供し、知識・関心を深めてもらう。	県 市 市民・地域	県 市			
64	継続	市島邸活用事業 県指定文化財である市島家住宅の建造物や、庭園、所蔵する古文書や美術品などの文化財について、企画展や各種イベントを開催して市内外へPRし、地域の歴史の学習や誘客促進につなげていく。	市	市			
65	新規	遺跡・山城跡等の活用 従来開催されている軽登山やハイキングイベントのコースの中に、遺跡や山城跡、石造物などを取り入れることで、地域の歴史文化や文化財を身近に感じてもらう。	市 市民・地域	市			

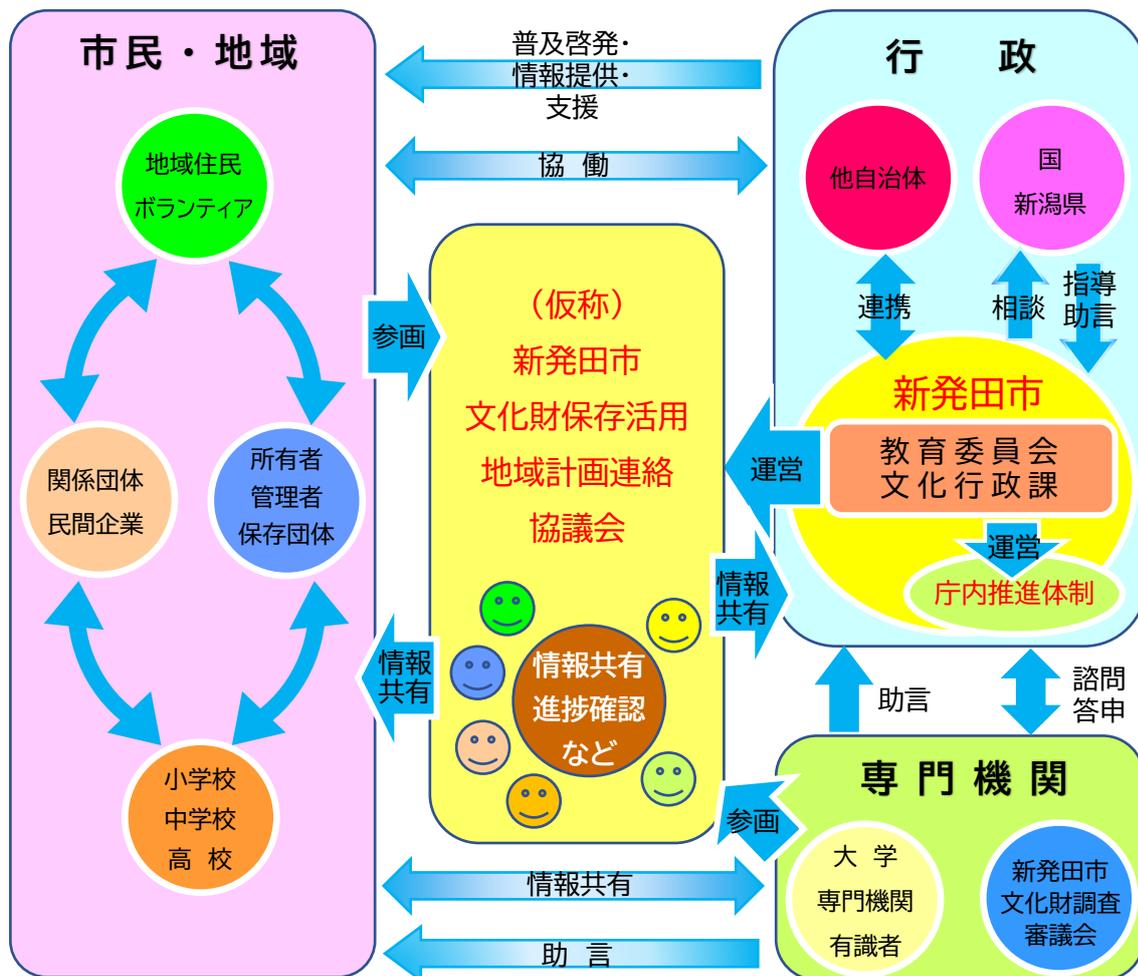
第7章 文化財の保存・活用の推進と災害時の連携体制

1 計画推進のための連携体制

文化財の保存・活用をより効果的に推進していくためには、市（行政）だけでなく、地域住民や関係団体等がそれぞれの立場に応じた役割を認識し、主体的に文化財の保存・活用に取り組むとともに、これらの力を結集して、総合的に取り組んでいく必要がある。

文化財の保存・活用の推進に向け、市庁内の推進体制を構築するとともに、地域住民、関係団体、所有者・管理者、専門機関等間の連携を図りながら、各カテゴリーの代表者の参画により（仮称）新発田市文化財保存活用地域計画連絡協議会を組織し、本計画の進捗状況の確認や見直しに関する協議及び本計画の実施にかかる情報共有、協議、調整等を行う体制を整備していく。

<文化財の保存・活用推進のための連携体制づくり イメージ>
～地域総がかりでの取組～



2 計画推進のための連携体制を構成する組織・団体等とそれぞれの役割

組織・団体等		(期待される) 役割・分担など	
行政	新発田市	<ul style="list-style-type: none"> 本計画を確実に実行していくために、文化財の保存・活用のための体制・仕組みを整備し、市民が文化財の保存・活用などの活動に参加しやすい環境づくりに努める。 本計画の中心的な実施主体の一つとして、市民の声や専門家の助言・指導等を受けながら、歴史文化を活かしたまちづくりに取り組む。 本市の文化財の価値・魅力や歴史文化を生かした活動等について、市内外へ情報発信を行う。 	
	教育委員会 文化行政課	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存と活用の主担当として各種事業に取り組むとともに、計画推進の中心となって庁内外の連携強化を図る。 (仮称) 新発田市文化財保存活用地域計画連絡協議会及び(仮称) 庁内ワーキンググループの事務局を担当する。 	
	庁内 推進体制	庁内の関係各課等がそれぞれの役割を意識しながら、まちづくり・地域づくり・観光・産業・教育などのさまざまな視点により、連携して本計画の推進に取り組む。	
		みらい創造課	新発田市まちづくり総合計画との調整、各種取組の情報発信
		市民まちづくり支援課	市民、地域との協働によるまちづくり
		商工振興課	文化財を活かした商業・産業振興
		観光振興課	史跡等文化財を活用した観光振興
		地域整備課	都市計画、道路や河川・海岸の整備、農村整備に関する業務
		建築課	景観や建築に関する業務
		教育委員会 学校教育課	子どもたちへの地域の歴史・文化を取り入れた教育の提供
		教育委員会 生涯学習課	公民館等を通じた市民の生涯学習への支援、機会の提供
		教育委員会 歴史図書館	歴史資料の収集・管理・公開、生涯学習の機会提供
	国 (文化庁など)	文化財の保存・活用が継続して適切に図れるよう、市等の相談に応じて、指導・助言、情報提供等を行う。	
	新潟県	文化財の保存・活用が継続して適切に図れるよう、市等の相談に応じて、指導・助言、情報提供等を行うとともに、必要に応じて市等と連携して保存・活用に取り組む。	
他自治体	地域共通の歴史・文化など広域的に取り組んだ方がより効果的であるものについて市等と連携して保存・活用に取り組むとともに、先進事例などの情報交換等を行う。		

組織・団体等	(期待される) 役割・分担など	
市民・地域	地域住民 ボランティア	文化財の保存・活用の最も身近な担い手として、地域の歴史・文化に興味や関心を持ち、理解を深め、一人一人が積極的・主体的に文化財の保存・活用などの活動に参加する。 歴史や文化を活かした地域づくりに取り組む。
	所有者・ 管理者・ 保存団体	文化財を直接管理する立場として、その重要性を認識し、適切な保存と管理、継承等に継続的に取り組むとともに、防災・防犯対策の徹底を図る。 地域の魅力づくりに資する文化財の活用や公開に協力する。
	関係団体 民間企業等	地域の文化の担い手の一員として、それぞれの立場・専門性を活かした知識や技術を出し合って、文化財の保存・活用のための活動に参画・協力するとともに、地域活性化につないでいく。
	小・中学校 高等学校	地域の継承者となる子どもたちのアイデンティティ形成や地域を知るための一助等として、社会科の授業や総合学習、課外活動、部活動などを通じ、地域の歴史文化の学習、歴史文化を活かした地域活動への参画などに取り組む。
専門機関	大学 専門機関 有識者	専門知識を活かし、文化財の調査・研究を行い、その成果を所有者や地域に還元するとともに、保存・活用の推進のための指導・助言を行う。
	新発田市文化財 調査審議会	市教育委員会の諮問に応じ、文化財の指定等に関する調査・審議、建議を行う。
(仮称) 新発田市 文化財保存活用地 域計画連絡協議会	行政、地域、所有者・管理者、専門家等、文化財の保存・活用の多様な実施主体をメンバーとし、本計画の進捗状況の確認や見直しにかかる協議、本計画実施にかかる情報共有・協議・調整を行うとともに、メンバー相互の協力と連携を図る。	

3 災害時の連携体制

市で策定している新発田市地域防災計画に記載の文化財応急対策の基本方針には、地震発生及び災害発生時において、文化財所有者をはじめとする関係機関等は、文化財を保護し、その文化的価値がより失われないように必要な措置を講じるとしている。また、文化財所有者、市、県の責務を明示するとともに、役割を示している。

災害発生時には、本計画に記載のとおり必要な措置を講じていく。

(1) 災害時の対策

① 各主体の責務

文化財所有者 の責務	被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
	市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないように必要な措置を講じる。
新発田市 の責務	文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講じる。
新潟県の責務	市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

② 文化財の種別ごとの対策

有形文化財 (建造物)、 伝統的建造物群	文化財所有者	余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。
	新発田市 新潟県	上記を指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。
有形文化財 (美術工芸品) 民俗文化財 (有形の民俗文化財)	文化財所有者	文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、市、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。
記念物、 文化的景観、 埋蔵文化財	文化財所有者	可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるよう対応する。
	新発田市 新潟県	上記を指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。
無形文化財、 民俗文化財 (無形の民俗文化財)、 文化財保存技術	文化財所有者	可能な限り被害状況の把握に努め、危険のない範囲で応急的措置を講じるよう対応する。
	新発田市 新潟県	上記を指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

③ 役割について

市 民		文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。
地 域		地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。
文化財所有者 管理責任者		危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。
新 発 田 市	指定等 文化財	<国・県指定等文化財> 市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに新潟県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。
		<市指定等文化財> 文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理者からの相談や協力要請に応じる。
	未指定 文化財	被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。
新 潟 県	指定等 文化財	<国・県指定等文化財> 必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。 <市指定等文化財> 新発田市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。
	未指定 文化財	被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。



秋の旧新発田藩下屋敷庭園（清水谷御殿）



滝沢のミズバショウ群落（豊浦地区 滝沢地内）

資 料

市内 指定等文化財 一覽

- ・ 国指定文化財
- ・ 県指定等文化財
- ・ 市指定文化財
- ・ 国登録文化財

市内 指定等文化財 分布図

市内 指定等文化財 一覧（令和5年3月31日 現在）

● 国指定文化財

番号	種別	名 称	員 数	指 定 年 月 日	所在地	所有者 (管理者)	備 考
1	建	新発田城表門・旧二の丸隅櫓 附 表門板札・隅櫓棟札	2棟	昭和32年6月18日	大手町6	文部科学省 (新発田市)	表門:享保 17年 (1732) 隅櫓:寛文 8年 (1668)
2	建	旧新発田藩足軽長屋	1棟	昭和44年12月18日	諏訪町3	(一財)北方文 化博物館	天保13年 (1842)
3	考	新潟県村尻遺跡出土品	土偶形容 器1点、土 器14点、 骨垂飾2 点、附石 片1点	平成25年6月19日	新潟県立 歴史博物 館 (長岡市 関原町1)	新発田市 (新潟県立歴史 博物館)	弥生前期 ~中期
4	史	奥山荘城館遺跡 金山城跡 (願文山城館、高館跡、館ノ内 遺跡、蝸牛山城跡)	4遺跡	平成6年3月30日 (追加指定)	金山ほか	個人、国、新潟 県、新発田市	鎌倉期~ 室町期
5	名	旧新発田藩下屋敷(清水谷御 殿)庭園		平成15年8月27日	大柴町7	(一財)北方文 化博物館	寛文6年 (1666)
		五十公野			新発田市・豊田 神社	文化11年 (1814)	
6	天	椽平サクラ樹林	1,000 本以上	昭和9年1月22日	貝屋	農林水産省	
7	天	ヤマネ		昭和56年6月26日			
8	天	ヒシクイ		昭和46年6月28日			
9	天	マガン		昭和46年6月28日			
10	特天	カモシカ		昭和30年2月15日	飯豊山地		

<種別> 【建】建造物・【絵】絵画・【彫】彫刻・【工】工芸品・【古】古文書・【考】考古資料・【歴】歴史資料・
【有民】有形民俗文化財・【無民】無形民俗文化財・【風慣】風俗慣習・【史】史跡・【名】名勝・
【天】天然記念物・【特天】特別天然記念物・

● 県指定等文化財

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者 (管理者)	備考
1	建	市島家住宅	12棟1構	昭和37年3月29日	天王	新発田市	江戸末～明治
2	彫	木造 薬師如来像	1軀	昭和33年3月5日	西名柄	龍蔵寺	鎌倉前期
3	彫	木造 地藏菩薩立像 附 地藏尊縁起1巻	1軀	平成28年3月25日	諏訪町2	宝光寺	鎌倉
4	古	市島家文書	16,528点	昭和48年3月28日	新潟県立文書館 (新潟市中央区女池南)	新発田市	近世
5	古	正保越後国絵図(元禄年間写) 附 古絵図3鋪	1鋪	平成8年2月29日	中央町4	新発田市立歴史図書館	江戸中期
6	古	新発田藩資料	5,848点	令和3年3月26日	中央町4	新発田市立歴史図書館	江戸期
7	考	大沢経塚出土品	一括	昭和56年3月27日	小舟町2	大沢区ほか5区 (新発田新発田市教育委員会)	平安後期
8	考	鉦鼓	1口	昭和57年3月26日	福島	個人	鎌倉後期 (正和元(1312年))
9	考	山草荷遺跡出土品	45点	令和3年3月26日	小舟町2	新発田市教育委員会	弥生中期
10	歴	旧新発田町上下水道敷設 関係資料	一括 (48点)	平成15年3月28日	下内竹	新発田市	近現代 (明治末期～昭和中期)
11	風慣	シヨウキ祭り(浦の正貴祭り)		平成17年3月25日	浦	力行講社講中	明治後期
12	天	貝屋のお葉 附 イチョウ樹	2本	昭和31年3月23日	貝屋	個人	
13	選	新発田茅葺職人	1人	平成12年3月24日		個人	

<種別> 【建】建造物・【絵】絵画・【彫】彫刻・【工】工芸品・【古】古文書・【考】考古資料・【歴】歴史資料・【有民】有形民俗文化財・【無民】無形民俗文化財・【風慣】風俗慣習・【史】史跡・【名】名勝・【天】天然記念物・【特天】特別天然記念物・

● 市指定文化財

番号	種別	名 称	員 数	指 定 年 月 日	所在地	所有者 (管理者)	備 考
1	建	宝光寺山門 附 棟札、山門絵図	1棟	昭和50年8月1日	諏訪町2	宝光寺	弘化2年 (1845)
2	建	旧新発田藩石黒家住宅	1棟	平成11年8月4日	大栄町7	(一財)北方文化博物館	江戸後期
3	建	紫雲閣(旧白勢家観音堂)	1棟	平成23年12月7日	中央町1	個人	明治35年 (1902)
4	建	宝光寺経蔵	1棟	平成27年4月3日	諏訪町2	宝光寺	江戸期
5	建	菅谷寺本堂及び山門 附 本堂棟札、山門棟札、 山門版木	本堂1棟 山門1棟 本堂棟札2枚 山門棟札2枚 山門版木1枚	平成27年4月3日	菅谷	菅谷寺	江戸期
6	建	間藤家住宅 主屋及び土蔵並 びに門小屋 附 主屋棟札及び土蔵棟札	主屋1棟 土蔵1棟 門小屋1棟 主屋棟札1枚 土蔵棟札1枚	平成28年4月5日	古田	個人	江戸末期 明治期
7	絵	新発田藩歴代藩主肖像画	13幅	昭和49年3月15日	諏訪町2 中央町2	宝光寺 託明寺	江戸期
8	絵	陣立図屏風	1双	昭和52年4月9日	中央町4	新発田市立歴史図書館	江戸期
9	彫	木造阿弥陀如来立像	1軀	昭和52年4月9日	諏訪町2	宝光寺	鎌倉期
10	彫	木造十一面観音坐像	1軀	昭和57年7月8日	下中	若宮八幡宮	鎌倉期
11	工	銅製孔雀文磬	1面	平成6年1月5日	岡田	法音寺	鎌倉期
12	工	諏訪神社神輿	2基	平成29年5月2日	諏訪町2	諏訪神社	江戸期・ 明治期
13	古	聿修碑	1基	昭和49年11月13日	上赤谷	上赤谷区	宝永7年 (1710)
14	古	竹前家文書	21点	平成17年5月1日	米子	個人	江戸中期
15	古	神田家文書	11点	平成17年5月1日	大中島	個人	江戸中期 ~後期
16	古	宮川家文書	13点	平成17年5月1日	中央町4	個人	江戸中期 ~後期
17	古	伊藤家文書	11点	平成17年5月1日	住田	個人	江戸期

<種別> 【建】建造物・【絵】絵画・【彫】彫刻・【工】工芸品・【古】古文書・【考】考古資料・【歴】歴史資料・
【有民】有形民俗文化財・【無民】無形民俗文化財・【風慣】風俗慣習・【史】史跡・【名】名勝・
【天】天然記念物・【特天】特別天然記念物・

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者 (管理者)	備考
18	考	板山中野遺跡出土品	5個	昭和49年3月15日	下小中山 住吉町1	新発田市教育 委員会	縄文後期
19	考	蔵光十二林遺跡出土品	3個	昭和55年3月27日	蔵光	個人	縄文後期
20	考	法音寺大日堂五輪塔	1基	昭和63年2月24日	岡田	法音寺	鎌倉末期
21	考	蛭取橋遺跡出土古墳時代 木製品	7点	平成22年12月2日	下小中山	新発田市教育 委員会	古墳後期
22	考	宝積寺館跡出土墨書板碑	1点	平成22年12月2日	住吉町1	新発田市教育 委員会	室町期～ 戦国期 (16世紀 中頃)
23	歴	菅谷寺算額	1面	昭和50年3月31日	菅谷	菅谷寺	享和元年 (1801)
24	歴	白勢検校遺品	5点	昭和51年3月23日	諏訪町3	個人	江戸後期
25	歴	新発田藩学資料	3,250 点	昭和51年3月23日	中央町4	新発田市立歴 史図書館	江戸期
			6点	昭和52年4月9日 (追加)	中央町4	新発田市立歴 史図書館	
			2点	昭和52年4月9日 (追加)	中央町4	豊田神社	
26	歴	丹羽伯弘資料	214点	昭和52年4月9日	中央町4	新発田市立歴 史図書館	江戸後期
27	歴	藤戸神社算額	1面	昭和54年2月7日	大柴町7	藤戸神社 (一財)北方文 化博物館)	明治33 年(1900)
28	歴	上館八幡宮算額	1面	昭和55年3月27日	上館	八幡宮	文政12 年(1829)
29	歴	丸田正通和算資料	115点	昭和56年3月25日	中央町4	新発田市立歴 史図書館	江戸後期
30	歴	新発田藩版の版木	1,192 枚	平成21年3月4日	諏訪町2 中央町4	宝光寺 新発田市立歴 史図書館	江戸期
31	歴	奉先堂扁額	1面	平成22年12月2日	中央町4	豊田神社	江戸期
32	歴	新発田藩主溝口家花押印、印 章及び丹羽長重印章	30顆	平成22年12月2日	中央町4 五十公野	豊田神社	江戸期
33	歴	赤穂四十七士木像及び長徳 寺義士堂 附「義士堂」扁額、天井書画、堀 部安兵衛銅像、「萬山不重」額	47軀 1棟	平成26年1月8日	大柴町2	武庸会、長徳寺	木像: 明治以前 義士堂: 昭和4年

<種別> 【建】建造物・【絵】絵画・【彫】彫刻・【工】工芸品・【古】古文書・【考】考古資料・【歴】歴史資料・
【有民】有形民俗文化財・【無民】無形民俗文化財・【風慣】風俗慣習・【史】史跡・【名】名勝・
【天】天然記念物・【特天】特別天然記念物・

番号	種別	名 称	員 数	指 定 年 月 日	所在地	所有者 (管理者)	備 考
34	歴	五十公野館跡出土 観音立像	1体	平成31年3月5日	小舟町2	新発田市	中世
35	有民	しばた台輪 附 額面纏、纏、幣束	台輪6基	昭和47年6月1日	諏訪町1、 御幸町1、 大柴町2、 大柴町7、 諏訪町1	上町町内会、 下町町内会、 四之町町内会、 三之町町内会、 両町町内会、 泉組台輪保存会	江戸期
			額面纏 など10点	平成3年4月3日 (追加)			
			纏1点	平成22年3月3日 (追加)			
36	有民	職人町額面纏	1点	平成3年4月3日	御幸町1	職人町町内会	江戸期
37	無民	職人町獅子舞		平成12年8月17日	御幸町1	職人町獅子保 存会	享保17 年(1732)
38	無民	稲荷岡神楽		平成17年5月1日	稲 荷 岡 地区	稲荷岡神楽保 存会	
39	無民	五ヶ字神楽		平成17年5月1日	五ヶ字地 区	五ヶ字神楽連	
40	無民	下小中山獅子舞		平成17年5月1日	下小中山	下小中山獅子 組	
41	史	旧会津街道一里塚	1基	昭和48年1月19日	上赤谷	新発田市教育 委員会	江戸期
42	史	新発田城跡	1構	平成14年1月7日	大手町6	財務省、 新発田市	江戸期
43	史	新発田藩主溝口家墓所		平成21年3月4日	諏訪町2	個人 (宝光寺)	江戸期
44	史	加治城跡	1構	平成28年4月5日	黒岩・東 宮内	新発田市他 9名	中世
45	史	溝口勝政墓	1基	平成22年12月2日	中央町2	個人 (託明寺)	安土桃山 期
46	天	滝沢のミズバショウ群落		平成15年7月7日	滝沢	滝沢地区	
47	天	旧会津街道松並木	アカマツ 13本	平成26年1月8日	大槻	新発田市教育 委員会	江戸期

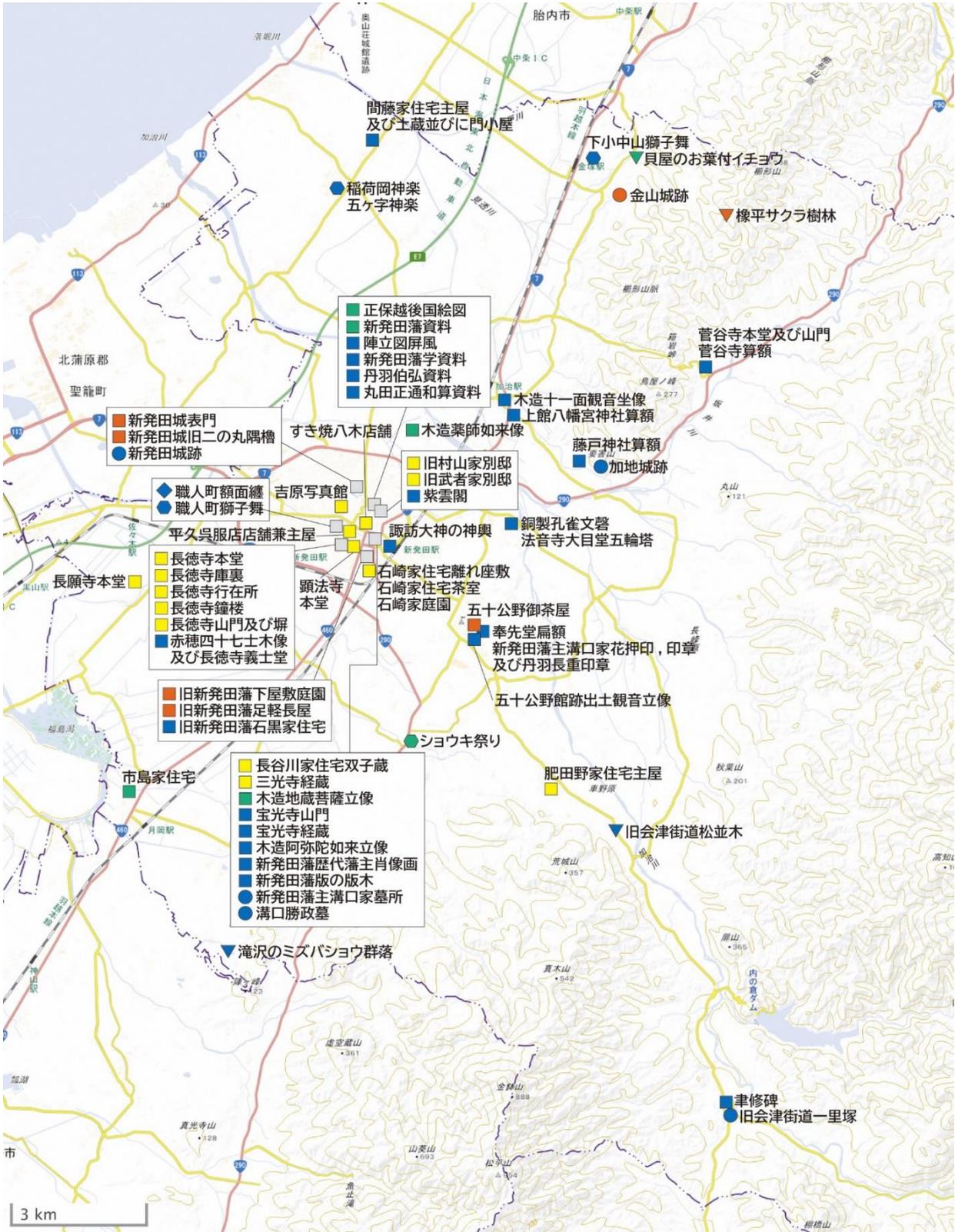
<種別> 【建】建造物・【絵】絵画・【彫】彫刻・【工】工芸品・【古】古文書・【考】考古資料・【歴】歴史資料・
【有民】有形民俗文化財・【無民】無形民俗文化財・【風慣】風俗慣習・【史】史跡・【名】名勝・
【天】天然記念物・【特天】特別天然記念物・

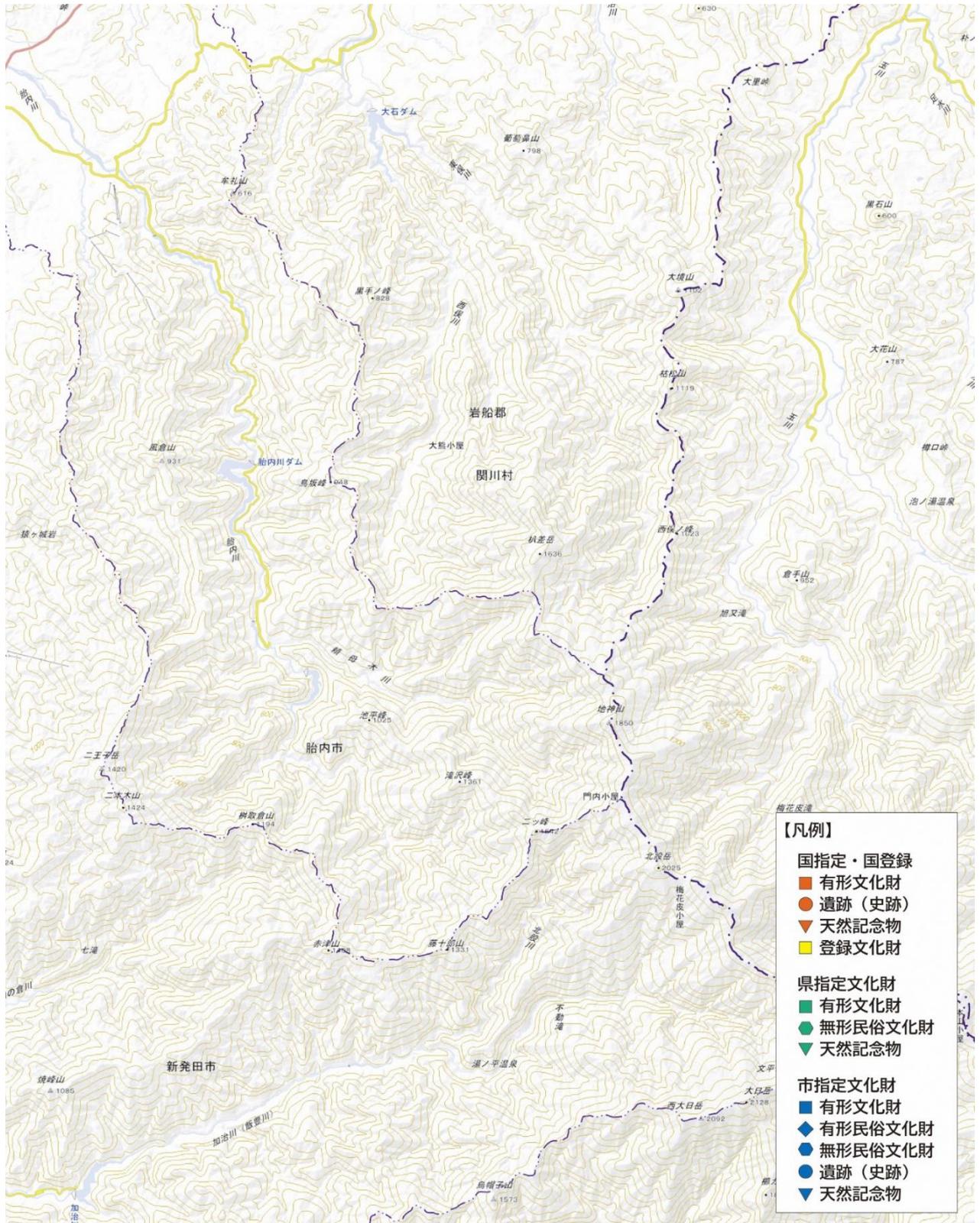
● 国登録文化財

番号	種別	名称	員数	登録年月日	所在地	所有者 (管理者)	備考
1	有	石崎家住宅(石泉荘)離れ座敷	1棟	平成19年10月2日	諏訪町3	個人	明治38年
2	有	石崎家住宅(石泉荘)茶室	1棟	平成19年10月2日	諏訪町3	個人	明治28年
3	名	旧石崎氏庭園(石泉荘庭園)		平成23年9月21日	諏訪町3	個人	明治期
4	有	吉原写真館	1棟	平成29年10月27日	大手町2	個人	昭和11年 昭和47年増築
5	有	平久呉服店店舗兼主屋	1棟	平成29年10月27日	御幸町1	個人	昭和10年頃 昭和57年改修
6	有	長徳寺本堂	1棟	平成29年10月27日	大栄町2	長徳寺	嘉永3年 昭和59年改修
7	有	長徳寺庫裏	1棟	平成29年10月27日	大栄町2	長徳寺	明治中期
8	有	長徳寺行在所	1棟	平成29年10月27日	大栄町2	長徳寺	大正10年移築
9	有	長徳寺鐘楼	1棟	平成29年10月27日	大栄町2	長徳寺	昭和前期
10	有	長徳寺山門及び塀	1棟	平成29年10月27日	大栄町2	長徳寺	天保12年
11	有	三光寺本堂	1棟	平成29年10月27日	諏訪町2	三光寺	大正5年 平成11年改修
12	有	顕法寺本堂	1棟	平成29年10月27日	大栄町2	顕法寺	明治43年 平成15年改修
13	有	すきやき八木店舗	1棟	平成30年11月2日	中央町3	個人	昭和10年頃/昭和15年増築、 昭和49年 ・平成15年改修
14	有	肥田野家住宅主屋	1棟	平成30年11月2日	米倉	個人	大正10年 /昭和前期・ 平成2年 ・同18年改修
15	有	旧村山家別邸(苔香荘苔松庵)	1棟	令和元年12月5日	中央町1	個人	明治前期 昭和42年改修
16	有	旧武者家別邸(苔香荘武者亭)	1棟	令和元年12月5日	中央町1	個人	明治中期/大正14年増築 平成21年移築
17	有	長願寺本堂	1棟	令和元年12月5日	下興野	長願寺	寛永3年 昭和42年改修
18	有	長谷川家住宅双子蔵	1棟	令和3年2月26日	大栄町7	個人	明治中期

<種別> 【有】登録有形文化財(建造物)・【名】登録記念物(名勝)

市内 指定等文化財 分布図





新発田市文化財保存活用地域計画

発行 令和5(2023)年7月

編集 新発田市教育委員会 文化行政課

〒959-2323 新潟県新発田市乙次 281 番地 2

TEL 0254-22-9534